

平成23年第3回平群町議会  
定例会会議録(第2号)

招集年月日	平成23年6月13日
招集の場所	平群町議会議場
開会(開議)	6月13日午前9時1分宣告(第2日)
出席議員	1番 井戸太郎                      2番 戎井政弘 3番 奥田幸男                      4番 森田勝 5番 植田いづみ                    6番 山口昌亮子 7番 高幣幸生                      8番 窪和一子 9番 山田仁樹                      10番 下中一郎夫 11番 繁田智子                      12番 馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第 121条の規定に より説明のため 出席した者の の職氏名	町長 岩崎万勉 副町長 山中淳史 教育長 森井恵治 会計管理者 瓜生浩章 総合政策課長 今村雅勇 総務財政課長 西本勉 税務課長 経堂裕士 住民生活課長 城光良 健康保険課長 水谷隆英 福祉課長 塚本敏孝 経済建設課長 植田充彦 経済建設課参事 岡田守男 監理課長 上田武司 教育委員会総務課長 岡田仁 上下水道課長 森岡博續 総合政策課主幹 太田正治 総務財政課主幹 西谷英輝 総務財政課主幹 大辻孝司 税務課主幹 橋本雅至 税務課主幹 末永潤子 住民生活課主幹 中村九啓 福祉課主幹 今田良弘 福祉課主幹 太田育代 経済建設課主幹 北川晃生

	監理課主幹 教育委員会総務課主幹	宮崎充弘 松村嘉容
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主幹 書記	西脇洋貴 森田アイ子 田中政子
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 2 3 年 第 3 回 ( 6 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 2 号 )

平成 2 3 年 6 月 1 3 日 ( 月 )  
午 前 9 時 開 議

日程第 1           一 般 質 問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
1	12番	馬本 隆夫	1 (仮称)平群駅前東線の拡幅を 2 「かしのき荘」の建て替えを	
2	6番	山口 昌亮	1 エコ対策として防犯灯をLED電灯に切り 替えを 2 地域経済活性化に役立つ住宅リフォーム助 成制度の創設を	
3	5番	植田いずみ	1 住宅用火災報知器の設置義務化について 2 介護保険制度について 3 学童保育の充実について 4 子どもの医療費助成制度の拡充について	
4	2番	戎井 政弘	1 平群駅周辺整備事業について	
5	1番	井戸 太郎	1 教育環境及び小学校への要請について 2 学校再編成が平群町に与える影響について 3 公共施設の耐震化の信憑性、各自治会の耐 震化について	
6	4番	森田 勝	1 平群町幼稚園等の移転について 2 「花いっぱい運動」の導入について	
7	9番	山田 仁樹	1 鳴川路線の安全対策と改良拡幅について 2 若い世代の定住促進について	

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
8	3番	奥田 幸男	1 平群町内東西方向の広域幹線道路建設が必要	
9	11番	繁田 智子	1 西向の町有地売却裁判「町が勝訴」の詳細について 2 防災諸品の備蓄状況と今後の補充計画について 3 学校の安全・安心について	
10	7番	高幣 幸生	1 北部地域の交通政策（バス）について 2 竜田川駅前開発について 3 固定資産税の見直しについて	
11	8番	窪 和子	1 災害に強い安心・安全の町づくりについて 2 「自治体クラウド」の導入について	

再 開 (午前 9時01分)

○議 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成23年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。はい、馬本君。

○12番

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、通告2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、仮称、平群駅前東線の拡幅をとということでございます。

現在、平群駅前周辺整備事業が行われており、平群町の中心地の活性化と平群の顔づくりの観点から町の財政は、まだまだ厳しい状態ではありますが、10年後、20年後の将来を見据えたまちづくりを目指し、駅周辺整備事業に着手されているところであります。

この事業は、土地区画整理事業という手法により、権利者の皆さんの御協力のもと平成18年12月に事業認可を受け、平成29年までの12年間をかけて行う事業であります。土地区画整理事業は、道路、公園、河川などの公共施設を整備し、土地の区画を整えて宅地の利用増進を図る事業であるため、権利者の皆さんには、道路や公園など公共施設に充てる土地を減歩として御協力をいただく事業であり、平均減歩率も23.96%と権利者の皆さんに多大なる御負担をおかけする。この事業を成功裏になし遂げるため、事業に対する考え方や意見も多くあることを踏まえ、質問をさせていただきます。

駅周辺整備事業により、平群駅西側の整備を行うことはできますが、現在、平群駅東側である168号線バイパス沿道には、大型店舗や医療施設など充実しており、今後ますます増えるわけでございます。また、このバイパスを利

用して役場や公民館へ行かれる方も多くあります。

そこで、国道168号線と国道168号線バイパスとを結ぶ幹線道路の拡幅整備が急務であると考えているところであります。この道路を拡幅することで、平群駅を挟んで東西の一体化的な面的整備が行うことになれば、住民の皆さんの利便性はもとより、平群町の中心市街地として活性化することが十分期待できると考えております。逆に東西を結ぶ幹線道路を拡幅されない場合は、町の一大事業である駅周辺整備事業に大きなものが欠ける結果となると私は思っております。

また、事業の手法については、都市計画道路等に位置づけするなど、行政施行で実施し、実施の期間についても駅周辺整備事業と並行して着手することが望ましいと考えているところであります。仮称、平群駅前東線の拡幅事業推進に向け、お考えをお尋ねを申し上げます。

2点目でございます。かしのき荘の建てかえを。

かしのき荘については、心豊かな老後を送っていただけるよう、お年寄りがいつでも気軽に利用でき、生きることの尊さと喜びを祝福できる場所として、昭和57年10月に開所されたわけでございます。現在、おおむね65歳以上の方ならどなたでも利用できる施設でもあり、高齢化の生きがいづくり、憩いの場所として長寿会や各種団体の活動拠点に、また各種マッサージ、リハビリ機器など、入浴施設の利用など、多岐にわたり利用され、高齢者の健康増進とふれあいの場となっておるところでございます。

一方、町の人口動態を見ますと、平成9年1月の65歳以上の人口は2,952人で高齢化率は14.2%ありましたが、現在23年4月、65歳以上の人口は5,709人で高齢化率は28.3%となっており、この14年間で高齢化率は約2倍となり、また平群町の高齢化率は近隣7カ町の中でも最も高くなっております。

かしのき荘の利用者数も平成16年度では2万8,129人でありましたが、平成22年度において4万3,946人と6年間で約56%の利用者が増加しているのが現状であります。今後、昭和22年生まれ以降の団塊世代の方々が65歳を迎えられ、かしのき荘を利用されることを考えますと、この数字も今後とも増加していく傾向にあると考えているところであります。現在のかしのき荘は、手狭で、開所後約30年を経過した施設であることから、設備の老朽化が否めません。

そこで、高齢者の方々が心身ともリフレッシュする施設として、高齢者にとってコミュニティー施設として、コミュニケーションの施設として、また、寝たきりの高齢者を予防するための施設としてかしのき荘の建てかえを提案いた

します。高齢者の皆さんは、平群町の発展に貢献された方であり、行政がお礼を伝えたい方でもあります。かしのき荘では、さまざまな活動が行われていますが、施設の老朽化と利用者の増加に伴う機能や設備がまだまだ不足しているように思えます。私は、高齢者の方々が楽しみを持って生活できるため、新しいかしのき荘に建てかえることは、今後、平群町の高齢者施設の最重要課題であると考えております。かしのき荘の建てかえに向けてのお考えをお尋ねをいたします。

以上、2点について町当局の明確な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

○議長

はい、経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、議員1点目の平群駅前線東側区域の改良拡幅の御質問にお答えをいたします。

まず、平群駅西土地区画整理区域内の平群駅前線は、平成18年3月に都市計画決定された2車線で道路幅員が19メートルの道路として計画をされております。この駅前線は、国道168号線から平群駅前ロータリーで転回利用し、多くの利用者は国道168号へ戻る道路として計画をされております。

また、駅前線沿いの商業地域には、住民の方々や平群駅を利用する駅勢圏を対象とした地域密着型の生活サービスの店舗を立地誘導し、消費者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

一方で、国道バイパス沿道には、大規模な大型店舗の集積を図り、町外からの集客も商圈として見込み、商業施設として機能分担ができるように誘導していきたいと考えているところでございます。

議員御質問の平群駅前線の線路より東側区域の改良拡幅でございます。この区間につきましては、踏切からバイパスまで約197メートルあります。バイパスも交差部から西側約50メートルの区間につきましては、7メートル以上の幅員が確保をされております。狭隘な区間のこれまでの取り組みとしまして、歩行者や利用者の安全対策としまして道路側溝の改修や部分的に待避所整備も行っております。平群駅へ接続する道路として、また、道路ネットワークの構築を図る上でもこの路線の道路拡幅の必要性は高いと認識をしております。ただ、平群駅前線と同等の道路が必要なのか、また、都市計画道路西線との整合性、さらには、踏切部分の改修に伴う統廃合の問題、また、用地買収、家屋補償など、さまざまなクリアをしなければならない課題もあります。

このようなことで、議員御質問の道路拡幅につきましては、まちづくりの観点や町の財政状況、さらには費用対効果も含めまして調査研究をいたしまして、

なるべく早い段階におきまして一定の方向性を打ち出してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議 長

はい、馬本君。

○12番

植田課長、ちょっとお尋ねいたしますけども、一定の早い段階に結論を出していきたいという御答弁は、非常に前向きなようなニュアンスで、私にとっておるわけなのでございますが、いま現在、7メートルの道路を50メートルですか、一般財源並びに今後、その待避所、197メートルの中で待避所が何カ所かあるわけでございますが、その待避所も一般財源で対応されて来られた経緯がございます。そこで、その経緯もありますことを見ますと、町にとっては、ならなくてはならない拡幅道路であるという御認識はしていただいているものというふうに私は理解をしてるわけなんですけれども、その点、再度改めてお尋ねをいたします。

○議 長

はい、経済建設課長。

○経済建設課長

再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり待避所2カ所の整備または維持管理的な維持補修につきましてもすべて単独費で執行してきたというのが現状でございます。当然のことながら、先ほども答弁申し上げておりますように、今後、段階的整備を図っていくということの必要性は高いという認識もしております。さらには、当然その路線を整備、拡幅整備するということになれば、国庫補助事業等も視野に入れる中で調査研究していきたいと、こういうことで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

いま御答弁ありましたように段階的に整備をしていくことが必要やということ課長が御答弁いただきました。それに対する手法といたしまして、いろいろな補助事業、メニューをいろいろ調査研究するということの御認識ということで受けとめさせていただきます。よって、この拡幅については、前向きに拡幅に向け、実現に向けて取り組んでいただくという認識で再度御答弁だけお願いいたします。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

どのような規格の道路整備が好ましいのかというところから、やはり検討する必要があるかというふうに思います。まずは、利用者の実態把握ですね、そういったところ、交通量調査も含めてなんですけども、その辺のところの調査も行っていきたいということで、今後、段階を経て進めてまいりたいということで答弁とさせていただきます。

○議 長

馬本君。

○12番

前向きな御答弁いただきまして、ひとつ早急に調査研究をしていただきまして、一般財源を対応している道路でもございます。ひとつ歩行者並びに住民が一日も早く利用できるように拡幅をひとつお願いを申し上げます。これはこの点、1点目はこんで結構です。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

2点目の質問でございます。

議員指摘のとおり、心の豊かな老後を送っていただけるよう、お年寄りがいつでも気軽に利用でき、生きることの尊さと喜びを祝福できる場所として昭和57年10月に開所をされ、高齢者の生きがいづくり、憩いの場として長寿会、各種団体の活動拠点として、またマッサージ、リハビリ機器や入浴施設の利用など多岐にわたり利用され、高齢者の健康増進とふれあいの場となっております。ことしで29年目となり老朽化は否めません。平成17年におふろの改修、23年3月にはカーペットの全面張りかえをさせていただきました。また、昨年度には、延べ利用者数が4万人を超え、高齢者人口のさらなる増加も明白でございます。

以前からも利用者が安全で快適に過ごしていただくため、その都度修繕、改修を実施しているところです。現状を踏まえたとき、施設の建てかえを視野に入れるべきではありますが、何分にも財政は改善傾向に向いているとはいえ、まだまだ予断を許さない状況であります。当面は、現状での維持管理に努めてまいりたいと思います。現在、指定管理をしていただいております社会福祉協議会によりますと、利用者等から大きな苦情やトラブルは確認をしていないとのことであります。

しかし、先ほども申しましたように、今後、高齢者人口もますます増え、介護予防事業等の取り組みの強化を図っていかなければならないと思っております。安全面、快適な利用等で不十分な現状も発生していくとは思いますが、その都度迅速に対応し、当面は計画的に改修に努めていきたいと思っております。

また、建てかえについても貴重な御意見と受けとめ、補助金等も含め調査をしております。さまざまな側面で検討課題も多くありますが、今後も高齢者が心身ともに楽しみを持って平群町で生活できるよう、前向きな検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

かしのき荘は、建てかえが必要ということは認識はしているけども、財政上の問題で維持管理云々の問題もあるということでの適切に維持をしながら、監理をしながら安全にいまの現状で努めたいと。しかし、将来の展望を考えると、建てかえについても調査研究をしていきたいというふうに私は受けとめたわけでございます。この点について再度お聞きいたしますけども、ことしの3月議会に若葉湯が廃止をされました。いろんな人が、たくさんの方が建てかえすることによって平群の住民の高齢者の方々が憩える、集える場所を一日も早く建てかえることは、私は必要であると思っております。いまは自治会が月に一遍送迎をしていただくというふうな運用されております。例えば今後は、何人以上寄ればリクエスト方式で送迎をいたしますとか、大きくなればなるほどいろんな利用の仕方はあると思っております。

そこで、再度課長お聞きいたしますけども、かしのき荘の建てかえについては、前向きに調査研究をしていくという御認識をとらせていただいてよろしいですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員再度の質問でございます。

確かに地域の人たちが随時やっぱり集える場所、地域のコミュニティーとしての役割も含めてかしのき荘は持っていると思っております。そういう意味では、ちなみにございましたように、リクエスト方式なり、あるいは日常、地域地区指定をして限られた人たちが利用するというところじゃなしに幅広く利用していただけるように場所を含めて見直していくということも含めて必要である

うというふうに思っておりますし、社協のほうへいま委託をしておりますが、リクエスト方式によって随時送迎をしたり、集えるということも含めて考えてまいりたいというふうに思います。また、大幅な大規模な改修も含めた建てかえも含めて視野に入れながら、一定方向をもう一度検討し、前向きに考えていきたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

認識間違ごうてたら、ごめんなさいね、いまの現状のかしのき荘を大規模に改修、増築を考えてるのかという御答弁やったと思う、もしくは全部解体して新しくかしのき荘を建てかえようというふうに思っておられるのか、そこ、どっちを調査研究、確認のためお願いいたします。

○議長

町長。

○町長

お答えいたします。

建てかえるのかという御質問でございますが、利用実態をですね、今後の高齢者が増えてくるという実態も含めてですね、利用実態をしっかりと把握いたしまして、先ほど議員御提案の若葉湯にかわる浴槽、浴室ですね、浴場のことも含めてですね、しっかり検討させていただきます。その上でですね、この施設は、新耐震の建物でございますので、建てかえるのがよいのか、増築を含む大規模改修がよいのか、そのことも含めてですね、調査させていただきまして、検討させていただくと、前向きに検討させていくと。ただし、いま平群町の町有施設で耐震化ができてない建物がまだたくさん残っておりますので、そういう意味では、いますぐというわけにはなかなかまいりませんが、高齢者の増える時代の流れに遅れをとらないようにしっかり対応していきたいというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

町長、御答弁いただきましてありがとうございます。いまの実態をより一層把握して、増築をすべきなのか、それとも、いや、もう実質上、建てかえたほうがええやないかということは今後、調査研究をしていくという御認識でとらせていただいたわけでございますが、意外にも前向きにこう検討していただくというお答えをいただきまして、本当に感謝をしているところでございます。

私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号2番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。

はい、山口君。

○6番

通告に基づきまして大きく2点質問させていただきます。

1点目は、エコ対策として防犯灯をLED電灯に切りかえをということで、東日本大震災は、原子力エネルギーの危うさを改めて警鐘しました。この大震災以降、世界は原子力発電から自然エネルギーへ大きく転換する方向に動き出しています。我が国では、まだまだ原発から自然エネルギーへと一直線にはなかなかいきませんが、その方向に向かわざるを得ないものと考えます。この脱原発によって、当面、我が国は電力不足になると予測されており、これまで以上にエコ対策をあらゆる分野で強化することが大事になってきます。

そこで、節電対策の一つとして、町内の防犯灯をLED電灯に切りかえてはどうでしょうか。町内には、現在、町が管理する防犯灯は576基で自治会が管理する防犯灯が2,120基あり、このうちLED電灯は町管理の防犯灯3基だけと聞いています。これを計画的にLED電灯に切りかえていく、そのための具体的な方策を提案します。

まず1番の問題になるのは、初期投資の経費です。ある電器店がある自治会の51基の防犯灯をLED電灯に切りかえた場合の経費見積もりをしていますので、それを参考に試算します。それによりますと1基当たり機器取りかえ費が2万1,850円、関西電力への申請料が3,150円で合計2万5,000円となっています。この自治会の場合、51基すべてを取りかえると127万5,000円が必要です。LED電灯の耐用年数は10年から20年ですから、平均15年として1年間に必要な経費は8万5,000円となります。

一方、現在の蛍光灯の防犯灯の経費は、取りかえ費が年間平均20灯で4万円、電気代が約18万円、年間で22万円となっています。LED電灯のほうの電気代は、蛍光灯の半分として年間9万円、この結果、年間経費はLEDが17万5,000円、蛍光灯が22万円でLEDの方が4万5,000円、20%以上も経費節減になります。耐用年数を過ぎてLED電灯を取りかえる15年後以降は、初期投資の経費はかかりませんから節減効果はさらに大きくなります。この自治会の試算は、取りかえから15年間、LED電灯1基の年間経費が3,431円、蛍光灯が1基4,314円ということを示しています。LEDの方が883円も経費節減になります。この試算から、例えば町管理の

防犯灯をすべてLED電灯に取りかえれば573基かける1基あたりの節減経費883円で約50万円、15年間では750万円の経費節減になります。また、自治会管理の防犯灯2,120基をLEDに変えれば1年間で187万円、15年間で2,800万円の経費節減、これは町財政には直結しませんが、自治会の経費節減につながります。

このように、防犯灯のLED電灯への切りかえは、エコ対策と同時に財政の節減にもつながります。そこで、町管理の防犯灯については、計画的に切りかえをしていくべきだと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

また、自治会の防犯灯についても、自治会がLED電灯への切りかえを希望すれば、現在、町が実施している防犯灯設置補助で対応できるようにすべきと考えますが、この点についての御所見をお聞きいたします。

大きな2点目は、地域経済活性化に役立つ住宅リフォーム助成制度の創設をということで提案いたします。

住宅リフォーム助成制度は、地域経済の活性化に役立つものです。そのことは、この制度を実施している全国各地で既に証明されています。県内では、広陵町が6年前の平成17年度から実施しています。事業内容は、住民が自宅をリフォームする場合、町内の業者に工事をしてもらえば10万円を限度に工事費の10%を町が助成するというものです。同町の実績報告では、17年度から21年度までの5年間で制度利用が205件、町の助成額は1,648万円、工事総額は約3億5,000万円となっています。これは、年間330万円の助成で7,000万円の経済効果があったことを示しています。実に事業費の21倍もの経済効果です。なお、奈良県もことし4月から住宅リフォーム助成制度を実施しています。県の場合は、県内業者が施工、これが条件です。平群町の住民が県の制度を利用する場合、町の制度があれば町内業者にリフォームを依頼することにつながります。東日本大震災を受けて、地震から命を守る対策として住宅の耐震強化が求められています。住宅リフォーム助成制度は、この耐震化にも利用できるものです。平群町でも実施すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。

以上、大きく2点にわたって明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、防犯灯をLED電灯に切りかえよとの御質問が1点目、町管理の防犯灯を計画に切りかえてはとの御質問でございます。

現在、設置しています蛍光灯タイプの防犯灯をLEDに切りかえますと、議

員も試算されていますように電気代や維持費などの経費の節減につながるものと考えています。

さらに、CO<sub>2</sub>の排出量を減らすことができ、地球温暖化防止対策にも効果があると考えています。

このことからLED化は必要と考えていますが、切りかえには財政負担が大きい課題があります。現在は、LED電灯は、日々進化している状況でございます。各メーカーともより普及を目指し、機能やさらに安価な価格となるよう、技術開発途上であります。防犯灯をLED電灯に切りかえは、これらの推移を見ながら財政状況を勘案し、年次計画での整備や手法を研究し、取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2点目の自治会で設置管理している防犯灯のLEDへの切りかえでございますが、これまでも幾つかの自治会からの問い合わせをいただいております。現在、実施しています町の防犯灯設置費補助金の規定に基づき対応していくよう考えていますが、予算が伴うことでございますので、今後、年間の対応基数など、基準を設けていきたいと考えています。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

基本的に初めての提案ですので、そういうことでいいかとは思いますが、ただ、ことしの3月にですね、庁舎、この平群町役場庁舎のですね、電灯を、蛍光灯をですね、入れかえをされていますよね。それに伴って、さっき言いました町管理の防犯灯五百何十基のうちですね、3基だけっていうのは、この前にある、役場の前にある3基だというふうに聞いています。これをするに当たっては、これは担当、住民生活課じゃなくってですね、総務財政のほうだと思えますけれども、そちらでいろいろ試算されている資料ももらいました。これでいくと、いま課長から答弁あったように、効果があるということがわかっているわけですから、どのように計画的に実施していくのか。いまのだったら、ただ単に前向きに検討するというだけでね、もう少しですね、具体的に、もちろん今年度は予算組んでませんから、補正対応することも含めてですよ、一定町管理の防犯灯について、その576基もあるわけですから、さっきも言いましたように一遍に全部するっていうのは当然不可能ですからね。その辺、どのようにしていくのかっていうのは、僕はね、きょうすぐ答弁できなくっても、できるだけ早く計画を策定してですね、年次計画を持ってやっていく、こういうことが大事だというふうに思いますので、もうちょっとですね、具体的に、

じゃあ実際、当然私の質問に対して幹部会でですね、検討されてるわけですから、町長の方向、方針、意向も含めてですね、検討するってって検討した結果やりませんということだってあるわけですから、具体的にどれぐらいだったらできるのか、そこまで答えるかどうかわかりませんが、もうちょっと踏み込んだ答弁をですね、していただければというふうに思います。

それから、自治会のほうについては、これはもちろん管理している自治会の意向もありますから、先ほど例に出した自治会は既にそういうことでさまざまな検討をされています。それに対して、例えばいま平群町の、先ほど言いました維持管理、自治会の負担している分は、年間20万しか予算組んでませんから全く足りません。それを増やすのかどうかっていうやり方もありますし、例えば、できるかどうかわかりませんが、銀行にですね、例えばさっきの自治会だったら百二十何万最初にかかりますからね。それを例えば銀行から借り入れる。それをですね、15年で割れば月々8万幾らですから、例えばその利子を町が補助する。電気代は半分になりますから、そういうふうに年間で割って返していけばですね、電気代半額分である程度経費は賄えるんですね。そういうことも例えば自治会がそういうやり方でもいいということであれば、町の方がこれに対して、先ほど課長の方から対応していくような検討もしたいということなんで、そういうことも含めた検討をぜひしてほしいというふうに思うんですが、その点についてももう少し踏み込んだ答弁をいただけませんか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まず、1点目の町管理の防犯灯でございます。具体的にもう少し踏み込んでということでございますが、先ほど御答弁申し上げてますように、いま現在、LED電灯というのが日々進化しております、メーカーそれぞれいろんなタイプ、いろいろと駆使して技術開発されておるところでございます。当然、価格も安くなっていくような状況も見られるところでございます、その点につきましては、今後の推移を見ながら十分検討をしてみたいと思っております。ただ、具体的というのは、今後、来年度に向けまして今後の検討という形で進めていきたいなというふうに考えております。

続きまして、自治会の防犯灯の切りかえでございます。

案として銀行で借り入れ云々という話もしていただいたところでございます。その点も含めまして、今後、自治会の防犯灯の切りかえにつきましても、先ほど申しましたようないろんなメーカーの状況もございますし、今後の進化もご

ございますので、その点も踏まえて検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

まあいいですけど、進化していくって言ったって、どっかで入れる場合はね、考えないと、いつまでも、それは当然利用数が増えれば安くなっていきますから、当然経費も安くなっていきますけれども、どっかできちっとですね、早い段階でやっていただきたいということはお願いしておきます。この問題については、系統的に質問させていただきますので、検討した結果は、次の9月議会また12月議会あたりで質問しますので、ぜひよろしく申し上げます。

○議 長

2点目でよろしい。はい、経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。

住宅リフォーム助成制度について、創設を検討してはどうかという御提案でございます。

地域活性化に寄与するものということは、全国の事例によりまして理解をさせていただいているところでございます。御質問の中にありました広陵町ですが、奈良県内で現在唯一実施をされております。地域経済活性化対策という中で、町内の施工業者に依頼をして、自己の居住している家屋を改修した場合に限ってその経費の一部を広陵町の商品券で助成するというところで始まった制度でありまして、現在は10万円を限度に助成をされていると聞いているところでございます。

本町におきましては、当面は、住宅の耐震化の施策として昨年度から実施をしております耐震改修事業の充実を図っていくということを考えております。また、当該助成金につきましては、一般財源での対応ということから、本町の財政状況等も考慮する中で新たに制度創設ということにつきましては、現時点では困難であると考えております。奈良県がことしの4月から住宅リフォーム助成制度を開始をされたところでありまして、さらには、奈良市が今年度から予算化をされたと聞いておるところでございます。本町としましては、当面は、その推移を見守りたいと考えております。このようなことで、議員御提案の制度創設につきましては、貴重な提案と受けとめ、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議 長

山口君。

○6 番

非常に残念ですね。広陵町の資料もらってきましたけどね、例えば1年間で言うとね、いま一番直近の資料である直近の平成21年度はね、329万9,000円なんですよ、町が負担している助成額は。329万9,000円ですよ。それで、工事総額が6,068万と、こうなっておられる。さっき、檀上で言ったのは5年間、平成17年から21年まで5年間トータルした分ですからね。奈良県の制度は、これは現金ではなくって、商品券を交付するという11万5,000円のね、これは最高50万近くまでいくんです。その奈良県の制度は、国のエコ住宅化リフォームというのに合致するという、一つでも合致すれば奈良県のいろんな助成制度も受けられる、これは耐震化も受けられる。そこに平群町がちょっと乗っければね、この国や県、国のほうは7月で終わりますけれども、この前、二、三日前の新聞では、また新たに創設するという事にニュース流れてましたんで、いずれにしても県のほうは、今年度1億400万円、予算もう既に計上してですね、4月から始まっているわけです。だから、いま平群町の方は奈良県の制度もちろん受けられるんです。しかし、頼む業者は県内やったらどこでもええんですよ。でも、広陵町でやろうと思えば、広陵町のたった10万円ですけれども、最高ね。広陵町の業者に頼めば、奈良県のも国のも全部合わせて受けられるわけですから。単に広陵町に住んでのと平群で住んでるので受けられるのは一緒、10万円違うだけですけれども、ただ、広陵町の業者さんと平群町の業者さんで比べたら、ここで雲泥の差が出るわけですね、そうでしょう。これ広陵町だから5年間で3億5,000万、工事、全部町内の方がしたわけです、町内の業者さんが。そこを考えるならね、年間、たったですわ、広陵町の人口が3万ちょっと、平群町はその3分の2ぐらいですから、実際、業者の数も違いますんでね、きめ細かくやらないあかん部分はいろいろありますけれども、たった広陵町の300万で年間6,000万の経済効果があるというのをね、それさっき言いましたように、住民にとっては、県や国のそういう助成も受けられるという、そこを考えるならね、もうちょっといまみたいな財政が大変やから考えてません、困難で考えてませんっていう、人口どんどん減ってて、平群町の地盤沈下が激しい、町長は一生懸命工業団地みたいな、工場誘致みたいなことをおっしゃってますが、町内の業者さんが活性化すれば当然税金も落ちるわけじゃないですか。だから、そう考えるならば、検討もすらせずにですね、現時点では困難の一言っていうのは、私は非常に情けない話だというふうに思うんですよ。町長、この辺どうですか、そ

うか、副町長1回も答えておられませんから、県がやってる制度に乗っかると  
いう点で言えば、経済効果も含めて、ちょっと副町長一言。

○議 長

副町長。

○副町長

ただいまの山口議員から御指摘のございました、この県の制度等々の問題で  
ございますけれども、議員お述べの観点というのは、非常に大事なところはあ  
ると思います。ただ、平群町、町長はこの議会、冒頭でも述べさせていただきました  
ように、6年間の赤字財政をようやく脱却したというような状況でござ  
います。その中で、やはり一番何を重点的にやっていくかというところをいま  
見きわめておるところでもございますので、この点については、いまの時点  
では困難であるという課長答弁ございましたけれども、引き続きその推移につい  
ては見守っていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろし  
くお願い申し上げます。

○議 長

山口君。

○6 番

すばらしい答弁ですね。何を重点にするか、見きわめているって言うんであ  
ればね、平成22年度の平群町の個人住民税がですね、2億円も減収、17%  
も減収になった、ここが大事でしょう、やっぱり。ほんで赤字を脱却した、住  
民に負担、いろいろ御迷惑をおかけしてやっと黒字になりましたと。大体昨年  
の1億5,000万の赤字を消し込んで1億円の黒字になると、ぐらいになる  
だろうと聞いております。この1億円の3%ですよ、300万っていうのは  
ね。それぐらいの金額で平群町全体で20倍、6,000万ぐらいの経済効果  
があるならですね、いまの副町長の何を重点にするか見きわめているって  
ことであれば、税収確保っていうのは非常に大事になってくる。それと、人口  
減をどう食いとめるかっていうのが大事になってくる。その辺から考えれば、  
いま現に町内で仕事をされている業者さん、ほとんど中小零細ですから、の業  
者さんを大事にするっていうのは、非常に僕は大事なことだというふうに思  
うんです。だから、その観点から見きわめているということですので、先ほどの  
課長の答弁では、現時点では困難という判断ですが、これはもう1回再考して  
いただいてですね、また、これも9月か12月ぐらいに再度質問させていただ  
きますので、それまでちょっとでも、いまは困難という結論に達したよう  
ですけども、検討していただくということをお願いして私の一般質問を終わります。

○議長

山口君の一般質問をこれで終わります。

発言番号3番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。はい、植田君。

○5番

私のほうからは4点にわたって質問させていただきます。

まず、1点目、住宅用の火災報知器の設置義務化について御質問させていただきます。

2006年6月に施行されました改正消防法に伴いまして、2011年5月末日までにすべての住宅において火災報知器の設置が義務づけられています。住宅火災の死者の6割以上が逃げ遅れによるもので、65歳以上の高齢者の割合が多くなっている、こういう報告もされているところでございます。平群町においてこれまでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、また障がい者世帯を対象にした普及活動をどのようにされてきたのか、お聞きをいたしておきたいと思っております。

また、生活保護の世帯については、申請をすれば保護費からこの設置を補助するという制度があります。しかし、多くのところでは、この制度があること自体知らない場合が多いのではないかとお考えですので、しかるべき措置をとっていただきたい、このように思います。

それと、自治体によっては、経済的に苦しい家庭に対して購入費用の助成あるいは給付を行っているところもあるというふうにお聞きをしています。平群町としても設置状況の把握とあわせまして普及のための助成制度あるいは給付制度の検討を行うべきではないかというふうにお考えですが、いかがお考えでしょうか。

2点目について、介護保険制度についてお尋ねをさせていただきます。

現在、国会でも審議をされています2012年度からの介護保険の改定案について、要支援と認定された利用者を市町村の判断で全国一律の給付の対象から外して市町村任せの介護予防、日常生活支援総合事業の対象に移すことができる仕組みとなっています。従来の介護予防の対象とするのか、また、新たな総合事業の対象とするのかは、本人の希望ではなく包括支援センターが最終的には判断することになります。また、総合事業の財源は、給付費の3%以内に制限されているというものであって、これは、要支援者の方たちのサービスの切り下げにつながることは明らかです。平群町はすべての要支援者が少なくとも従来の介護給付の対象として介護予防のサービスを受けられるよう対応すべきだとお考えですが、どのようにお考えでしょうか。

3点目は、学童保育の充実についてお尋ねをさせていただきます。

20年度から学童保育料の大幅な引き上げが行われまして、学童の保育の児童が大幅に減少しているというのは、周知の事実でございます。保育料が4倍になったのにサービスは一向に変わらない、保育所は7時半まで預かってもらえるのに学童に来れば6時半で1時間も短くなって、フルタイムで働く保護者にとっては、迎えに行くのが大変だと、こういう声も、私、この選挙期間中、お聞きをいたしました。よくお聞きをいたしました。時間延長を保育所並みに引き上げることが必要ではないかと考えております。この点についてどのようにお考えでしょうか。

また、保育料の負担が大きいので学童をやめたという保護者の方々も、この間、よくお聞きをしました。保育所で実施している、せめて保育所で実施している一時保育を学童でも行ってもらえないか、こういう要望もよくお聞きをします。この点についてもお考えをお聞きをしておきたいというふうに思います。

最後、4点目は、子どもの医療費助成制度の拡充についてでございます。

これもこれまで何度か質問させてもらいましたが、若い世帯にとって、子どもの医療費の家計への負担は大変大きいものがあります。右肩上がりに所得が伸びていた時代とは違って、いまは給与カットやあるいはボーナスカット、また正規雇用への改善がなかなか進まない中で、子育てをすることが大変な社会となっています。

そういう中で、自治体が独自で若い世帯を応援する、少子化に歯どめをかける施策の一つとして、子どもの医療費の無料化の助成制度、これの拡充が行われています。斑鳩町、明日香村、黒滝、天川村などでは中学校卒業まで、山添は高校卒業まで無料になっています。このほかにも県内各自治体がそれぞれ工夫を凝らして拡充、子どもたちの医療費の拡充を行っているわけですが、そういう意味では、どこの自治体も独自に子どもを増やす、あるいは子育て世帯を呼び込む対策に乗り出しているところでございます。若い人たちが平群に移り住みたい、また住み続けたいと思える対策を進めることは、平群町にとって活気あるまちづくりへとつながるものだと考え、これは、平群町にとって待ったなしの課題ではないかと考えます。そういう意味では、少なくとも小学校卒業までの子どもたちの医療費の無料化を平群町としてもぜひ実施をしていくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上4点について明快な御答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

御質問の1項目め、住宅用火災報知器の設置義務化についての御質問にお答えします。

まず、1点目の普及活動についての御質問です。住民の皆様への啓発につきましては、町広報紙及びホームページにおいて火災報知器の設置の義務化についての周知を図ってきてまいりました。また、春、秋の火災予防運動の期間に啓発のぼりやパンフレット、それから西和消防署だよりの全戸配付、また、平成22年5月に行いました地域自主防災連絡協議会総会においても啓発説明等々について行っております。

同時に、西和消防署においての話ですけれども、春、秋の火災予防運動の実施期間中に高齢者世帯、70歳以上の世帯ですけれども、世帯における戸別訪問とか電話による啓発活動を実施しております。加えて平成23年度より住宅用火災報知器、警報機の設置済みシールの配付などの啓発事業も行っております。

それから、2点目の生活保護世帯への周知につきましては、これにつきましては、組織の横断的連携を進めながら利用周知に努めたいというふうに思っております。

それから、3点目の警報機設置に当たっての助成制度、給付制度についての御質問ですが、経済的に苦しい家庭への購入助成や給付制度につきましては、現在、町の厳しい財政状況もございます。そんな中では、新たな個人給付的な事業については難しいというふうに考えております。

いずれにしましても、住民の命と財産保全のためにおきましても、今後も引き続き、この義務化の普及についての啓発活動に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長

植田君。

○5番

いま課長のほうからいろいろ周知は行っているというふうな御答弁があったと思うんですけども、実際、いま平群町というか平群町だけでどの程度普及が進んでいるのかというところを、もしつかんでおられるならお聞きしたいし、西和消防管内になるのか、そこら辺のところをちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

それとね、いろいろやっているんだけど、高齢者にとってはね、この情報というのは、あんまり入ってないように思うんですね。特に、最初に述べましたように、高齢者の方々が逃げ遅れによって命を落とされるという、そういう被害に遭うことが多いという、そういうこれまでのいろんなデータからの結

果が出ていると、そういう意味ではですね、そこを平群町の中でですね、そういう世帯をまず、私はきっちりと把握をしてですね、そういう方々が、高齢者の方々あるいは障がい者の方々がそういう被害に遭わないという状況をどうつくるのかというのは、私は大変必要だというふうに考えています。

そういう中で、平群町としてたしか緊急の救急キットですかね、キットというか、御自宅で何かあったときに福祉課のほうでたしかあれ購入をして、そこにどこに連絡をするとか、どういうあれを、どういう何か、その方のいろんな情報をね、入れておいて、いざというときに、それによって迅速な対応ができるというふうなことで、いま、その申請なんかも行われているわけですから、そういうものとあわせて、やっぱりこの火災報知器のですね、やっぱりそういう高齢者世帯への普及というのも図っていく必要があると思うんですけども、この点についてももう少しですね、高齢者世帯や障がい者世帯には丁寧な対応が私は必要だと考えます。この点について、もう少しお聞きをしておきたいと思います。

それと、厳しい財政状況の中で個人的な給付は難しいというふうにおっしゃったんですけど、確かにそうかもしれません。ただ、行政が行ういろんな福祉施策なんかは、私は、基本的には個人的な給付のものがほとんどだというふうに思うんです、福祉施策の中のものも含めてですよ。そういう中でですね、少なくとも生活保護世帯は生活保護費の給付からその助成制度が、給付の対象としてやってもらえる。それに準ずる世帯についてはですね、最低平群町のほうでやっぱりカバーをしていくということも私は考えていくべきではないかと思いますが、再度、この点についてはお聞きをしておきたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

再質問の1点目、いまの普及率でわかっている範囲で結構ですけどもという御質問でした。

平成22年8月時点の数字なんですけども、西和消防署管内で51.2%というふうに聞いています。それから、町の設置率につきましては33.3%というふうに、アンケート調査結果によりますとそういう結果になっているというふうに聞いております。

それから、2点目の御質問の高齢者世帯への普及をどう構築していくかという御質問だったと思いますけども、議員おっしゃるとおり、当然できるだけきちっと丁寧に綿密に普及啓発をしていくべきというふうに思っています。そういった意味では、先ほどおっしゃった医療キットの配付事業等々との連携なんか

も有効かなというふうに思います。町としましては、さまざまな縦割り行政やなしに横断的連携をとりながら、そういった中で普及できる部分については普及していきたいというふうに思います。

個人給付のことにつきましてですけれども、3点目の、個人給付につきまして、先ほども申し上げましたように、基本的には難しいというふうに考えております。ただ、西和7町の管内でも、ちょっと調べてはみたんですけども、西和消防署管内では、個人給付的なことをやっているっていうのは聞いておりません。ただ、斑鳩町で若干それに近いものがあると。加えて平群町におきましても地域生活支援事業実施要項に基づきまして、障がい者の方を対象ですけれども、警報機の普及、支援というのをやっております。そういう意味じゃあ、平群町と斑鳩町の一部でやっているということは言えるかなというふうに思っています。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

いま課長のほうから去年の8月の時点での町内の普及率ということで、33.3%かなという答弁だったというふうに理解をしますが、これ、いま現在はどうなっているのかっていうのは、まだちょっとつかんでいないところやと思うんですけども、西和管内から比べても同時期のね、やっぱり町内の普及率というのは、かなり低いという状況ですよ。これ、今後どのように引き上げていくという目標を持っておられるのか、それと、私はとりわけやっぱり高齢者の方々の世帯に早くきちっとこういう安全対策の一環としてですね、普及をする、進めていくことがまず大前提ではないかなというふうに思いますが、そこら辺ね、今後、とりわけ高齢者世帯あるいはひとり暮らしの高齢者、障がい者の世帯の方々、平群町としてはどれぐらいの世帯か、ちゃんとつかんでおられると思うんですけども、いつごろまでにこれぐらいの普及率を目指してやっていくという、そういう一定の目標を持って、町としてそのためにどうするかかっていうことをやっぱり私は進めていくべきだと思うんですよ。そのことが平群町で安心して暮らせるという、ひとつに私は大きくつながっていくというふうに思いますので、この点について、町として今後どのような方向性を持って進めていこうと考えておられるのか、再度お聞きをしておきたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

平群町として、今後どのような普及ということですが、先ほど申し上げましたのと重複しますが、当然、町の広報媒体としましては、ホームページや広報というのがあります。広報につきましても平成18年ごろから、もうかなりの回数、掲載をしておるんですけども、引き続き掲載していきますし、ホームページにつきましても同様に掲載を引き続きやっていきたいというふうに思っています。

それから、一定目標ですけど、数字っていうのは、具体的には持ってないですけども、当然、その義務化されてるわけですから、100%目指してやっていくべきではないかなというふうに思います。さらに、具体的な普及啓発につきましても、先ほども申し上げましたようにいろいろ町内で持っている制度を当然知らない方もおられるかもわかりませんが、そういったことを周知しなければならぬと思っていますし、また、庁内の組織的には連携、横断的な連携なんかももう少し視野に入れて、さらに一層工夫しながら啓発に努めたいというふうに思っています。

○議長

植田君。

○5番

いま先ほど一つ救急キットの設置に伴ってそういうことも普及してほしいということも言いました。それも一つですし、また、いま介護保険を使っているんなサービスを利用されている高齢者の方々もたくさんいらっしゃいます。そういう部分は、そういうところにもとにかくアプローチをすると、きちっと説明をすると、義務化ということで罰則規定はないものではありますけれども、やっぱり高齢者の方たちの命を守るという部分では、大変やっぱりこれはきちっと進めていかなければ、私はならない一つの大きな問題かと思っていますので、その点は重々高齢者の方々に情報をきちっと提供する、それとやっぱりこれ、若い世代だったら、それこそ何て言うんです、ホームセンターへ行って、その分を買ってきてぱっとつけることが簡単にできますが、高齢者の世帯にとっては、それすらやっぱりなかなか難しいというんですかね、そういうことが御自身で設置をするっていうことは難しい状況もありますので、そういうことも含めて丁寧なね、やっぱり対応をぜひ平群町としては行っていただきたいというふうに、これはぜひお願いをしておきたい。この件については、以上で結構でございます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

2点目の質問でございます。

2012年度、改正案の詳細については、国からも県からもいまだ示されておりません。御指摘のように市町村任せの介護予防、日常生活支援総合事業の対象に移すことができる仕組みとなっているということであれば、要支援者へのサービスが切り下げられることも危惧されます。2012年度、介護保険法等の一部改正案については、昨年3月11日に閣議決定され、5月11日に改定案の趣旨説明が衆議院厚生労働委員会で行われ、本年の5月27日、衆議院厚生労働委員会でも可決されたことについては、マスコミ報道等により承知をしております。また、改正趣旨については、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めるためのものであるというふうに聞き及んでおります。いまの段階では、不確実な部分も含めてではありますが、法改正の動向を注視するとともに県を通じて情報の収集を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○5番

確かにいまの時点では、まだまだ市町村のほうにおりてくるという状況ではないというのは確かにそうだと思います。ただね、やっぱりこの間いろいろ介護保険、いままで、今度第5期の事業が、今度来年度からスタートする形になると思うんですけども、もうこの間ね、介護保険を見てみましたら、最初は、介護保険制度ができてですね、これでもう将来介護は万全なんだというふうなことでですね、宣伝されてスタートしたけれども、実際、この10年以上この制度がスタートしてから見てみますと、法改正のたんびにですね、まあ言わば利用者にとっては負担が増える、あるいは保険料を払って、利用料を払っても自分が希望するサービスが受けられない。特に、特養なんかでは、もう待機者が依然として解消できないという状況にあるわけですね。そういう意味では、まさに保険あって介護なしというような状況が続いていくので、そういう中で、また新たにですね、この第5期の策定に向かう中でですね、いま最初に申しましたように要支援から、要支援をまだ、そこから要支援の方々のサービスをまた削るというふうな状況が出てきています。いまの段階ではわからないと思いますが、少なくともこの事業を使うというのは、市町村の判断という形で国は、かなり逃げるような、市町村任せという形ですね、進めようとしているわけ

ですけども、じゃあある意味逆手にとって、この市町村任せであるならば平群町としては、少なくとも要支援者の方々がある意味それ以上、介護度が進まないためにこの要支援者の方々への予防事業があるわけですから、そこをきっちり守っていくと、ここに今回出てます日常生活支援総合事業というのは、ボランティアの方々に任せるみたいな話も聞こえてきます。専門的なある意味一定の資格を持った方の介護ではなくて、そういう方々にゆだねるみたいな、まあ言わばできるだけお金をかけないでしていこうというようなサービスのほうへ移していこうというところがすごく見えるわけですね。平群町は、そういう意味では、いままだ介護保険の基金としては1億5,000万、6,000万ぐらいかな、の基金があるわけですし、そういうものも活用しながらですね、少なくとも利用者が自分の希望としてきちっとそういういままでの予防介護を受けるという状況を平群町としてつくっていくんだという、こういう平群町としての基本的な考え方っていうのは、再度お示しをいただけないかなというふうに思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

非常に難しいことになっておる。確かに議員おっしゃっていること、事実そういうことであれば、非常に大きな問題になってくるというふうに思っております。いま現在、平群町では、要支援の方が4月1日現在で258人、1、2の方あわせておられます。その方がいまおっしゃるように日常生活支援事業のほうに、総合事業のほうに移っていくというふうになってきますと、財源的にも介護保険からの支出というの、かなりの部分含めてございます。その分、町がすべてを、責任を持って対応するというのは、財政的に非常に難しい部分も含めて発生するかもしれません。いずれにいたしましても、まだ町としてもまだ検討する素地になるものがございませんので、非常に難しいというふうに思っております。しかし、これから町としましても指摘されております内容について情報収集を図っていきながらこのことしは第5期の計画策定の年に当たります。計画策定に際しても当然、正しい情報、方向をつかんでおりませんと、国の動向と全く逆行する方向で計画をつくるということになってまいりますので、その努力を進めていきながら、そのことについても検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長

植田君。

○5番

国の動向とか国の方向性が私は決してそれが正しいものであるとは限らないというふうに思っています。この間見てみれば、そういうことが明らかだと思わうんですが、そういう意味ではですね、利用者にとって何が一番必要なのか、あるいは求められるのか、こういう介護要支援者の方たち、要介護者も含んでそうですけれども、その介護保険を利用される方たちが、どうすることがその人らしく生きていけるのか、あるいはそれ以上のまあ言うたら介護度が進行しないために歯どめをかけることに有効なのか。こういうことをまあ言えば第1番で考えてですね、平群町では、介護保険、5期に当たっての介護保険制度の運営に当たっては、ぜひそういうことを第一に配慮した上で今回の国が行おうとしている介護予防の日常生活支援総合事業というものに対して対応していただきたいというふうに思います。

これは以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、3項目めの学童保育の充実についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の保育所並みに7時半まで時間延長を引き上げることが必要ではないかという趣旨の御質問であったと思います。

保育時間の延長に関しましては、現在、指導員1人当たり平日は4時間、それから休日は8時間の労働で日によって出勤時間をずらしながら最終6時半までの預かりとなっているのは御存じをいただいております。

また、指導員は複数配置を基本にしておりまして、特別支援の加配も含めて全体でローテーションを組んでおります。仮に、平日の場合を考えますと、7時半まで保育を延長するといいたしますと、4時間労働ということですから、1人は必ず3時半の出勤になります。1時から出勤をしてまいりますので、1時から3時半までの間は、例えば年休でありますとか、特別休暇などで1人体制になるときも当然でございます。そうしますと、出所してくるすべての子どもたちを1人で見なければならぬ時間があるのは、これは基本的に無理があると言わざるを得ないというふうに考えています。

そこで、延長することになれば指導員の増員が必要になってまいります。また、財政上の理由からも保護者の負担も新たに考えなければならぬかと思っております。それでも、相当数の保護者の方々から強い要望があれば、やはり検討をしていかなければならないというふうに考えておりますので、いま一度就学前の子どもを持つ保護者も含めて、具体的なアンケート調査を行いまして、

早急に正確なニーズの把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、保護者との信頼関係を構築しながら、引き続き子育てに対する就労支援を推進してまいりたいというふうに考えております。

二つ目の一時保育事業に関しましての御質問でございます。

この一時保育事業に関しましては、保護者の病気や出産あるいは事故、看病、介護などなど社会的な理由によりまして緊急に一時的な保育を必要とする児童に対し、学童保育において保育を実施するというものでございます。実際には、これを行おうといたしますと、やはり数多くの問題や課題が出てまいります。まず、学童に入所をしています児童と一時的に入所する児童はですね、同じ部屋で同じ保育が可能かどうかということが大きな問題としてございます。これは非常に難しい問題であるというふうにも思っています。もし、学童に入所している児童と、それから一時的に入所する児童を部屋を分けて保育をするというようなことになりましたと、新たに指導員の確保やまた保育料の設定の整合性の問題、また、一時保育事業に対する現在は県からの補助等も一切ございません。こういった問題があります。このようなこともあってか、県内の学童で現在一時保育を実施している市町村は全くない状況でございます。今後、保護者のニーズを的確に把握をし、そして、学童保育全体から見た一時保育の課題をもっともっと検証をしながら学童保育のあるべき姿を見きわめながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

はい、植田君。

○5番

課長のほうからいろいろ御答弁あったんですが、この間ね、毎年やはりそういう学童とか各学校とかあるいは学童のほうから要望書も出てると思うんですけども、その中には、保育時間の延長っていうんですか、そういう要望もあると思うんです。また、一時保育のニーズについても出てるというふうに認識してるんですけども、まあ言うたら、そういう意味では、いろいろ多様化しているのは事実だと思うんですね。その中でとりわけ聞くのが、やはり保育料がばっと上がっても何一つそのことによってですね、学童保育の内容の充実がされて来なかったことに対する利用者の方々の不満っていうんですか、そういうのも実際、お聞きをしています。だから、もうこんだけ高い負担があるんであれば、もう学童を、子ども2人なんていうのは1万円超えますからね。パートで週3日とかって行ってる状況では、その分、もうやっていけないということとやめられる方も多。だから、いまのような学童の人数に大幅に減ったと

いうのは、これもう事実だと思うんですね。それだけ、やっぱり子どもたちの安全の面を考えたときに、どうしていくことが必要なのかっていうことがやっぱり求められてると思うんです。平群町はほかより唯一進んでいた学童保育さえも基本的には、ほか並みに引き下げてしまったという状況がありますから、そういう中でですね、何とかやはりこの学童保育をきちっと充実させてほしいという親御さんの要望は大変強くあります。こういう経済状況の中ですから、共働きっていうんですか、フルタイムではないにしても、共働きの世帯が大分増えてきてる状況の中ですね、平群町としてはどう子どもたちの安全を守っていくのかっていうのが求められています。そういう中でですね、延長についてはですね、かなり保育士を増やさなアカン、指導員を増やさなアカン、あるいはその分について負担を願わなアカンとかいう声もあると思います。それはそうかもしれません。だけど、それがどの程度であれば、それでも延長をしてもらって子どもたちの安全を確保してほしいのかっていう、そういう保護者のニーズはしっかりと、そういう意味では深くきちっととらえていただきたいなというふうに思いますし、私は、この学童保育をやっぱりそういう形です、きちっと、もっともっと充実させていくことが平群町での子育てしやすいまちづくりにつながっていく、次の質問にもありますが、子育て支援を充実していくことが若い世帯を平群町に呼び込む大きな一つの私は施策、方策だというふうに考えています。そういう部分では、十分そういう点にも配慮をしていただきたいというふうに思います。

一時保育の分については、確かに県内で実施しているところはないのかもしれませんが、ただ、先ほど言いましたように、そういう現状の学童保育料のやはり負担の中でですね、学童を退所した方たち、じゃあもうそれはしゃあないというので切り捨てるのか、そういう中でも一時保育という形です、やはりカバーしていく方策をとって、平群町として子育てを支援するまちづくりを進めていくのかってことが求められるところであると思います。

実際、いま保育所では、一時保育やっておられまして、一時保育は別な部屋ではやっているといると思うんですね。ただ、それは1歳から小さい子どもたちを預かるという部分ですので、やはりそれが通常の保育の部屋と一緒にできるのかって、それは大変いろんな問題があるということで難しいと思います。そういう意味では、小学校入ってからですので、学校で集団生活も始まってますので、それをわざわざ一時保育と分けるというところまで神経質にやらなくても、私はいいんではないかなと。それよりもまあ言わばそういう受け皿をきちっと確保してあげるということが子どもたちにとっても保護者にとっても一番必要ではないかなというふうに思うんですが、そういう意味で、もう少し調査研究は

してまいりたいというふうに、ことなんですけれども、もう少し前向きな御答弁にはならないのでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答え申し上げます。

基本的には、るる御質問の中で述べていただきましたが、私たちとしましては、やはりですね、現在の社会情勢の中で本当に働く婦人の方が増えてまいりまして、そういった状況の中で学童保育の果たす役割というのは、ますます重要になっているというふうに認識をしているものでございます。そういう意味では、現在は、すべての学童保育で定員がいっぱいになっている、あるいは抽選をしなければいけないという状況ではございませんので、できる限りですね、保護者の方々の御相談に乗らせていただきながら、前向きに学童保育に入所していただけるように努力をしてきたところでございます。そういうことを前提としまして、アンケートの話をさせてもらいましたが、ちょうど3年前の平成20年の5月の19日にアンケートをとらせていただきました。これが3年前になりますので、3年前の数字をいつまでも言ってるというわけにはいきませんので、もう一度ですね、就学前の子どもたちを、幼児をお持ちの保護者の方々の御意見も具体的にお聞きをし、そして、延長保育あるいは一時保育に関して具体的にどういう御要望をお持ちなのかということを確認を把握をするところから進めてまいりたいというふうに思います。最初に申し上げましたように、できる限りですね、学童保育の内容を充実をすると同時に、やはり指導員から見ればですね、子どもたちの安全ということが最も重要な部分になってまいります。そういった観点からも一時保育あるいは延長保育を考えていかなければならないというふうにも思っているところでございます。非常に抽象的な回答になりますけれども、具体的なアンケート調査を通じて具体的なニーズをつかみながら前向きに考えてまいりたいということで答弁とさせていただきます。

○議長

植田君。

○5番

課長のほうから、いまの段階では、そういう御答弁が精いっぱいかなというふうに思いますので、ぜひこれは、今後の平群のまちづくりとても大事ですし、きちっと住民のニーズをつかむという点では、そのことは進めていただきたいというふうに思います。

以上で、この質問については結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

4点目の質問でございます。平群町は、子どもの医療費助成制度の拡充ということでございますが、平群町では、乳幼児医療助成制度の県事業の支給要件である所得制限を撤廃し、自己負担である一部負担金を含め、医療費の全額を助成をしていきます。現在、年齢の拡充や所得制限撤廃、一部負担金助成を行っている自治体は、市町村の単独事業として拡充されており、自治体の財源、財政状況等により地域格差が生じているのは現状であります。若い世帯への応援、少子化に歯どめをかける施策として考えるならば、地域格差が生じないよう県制度である乳幼児医療助成制度が子ども医療費助成制度に拡充されることが最善であり、平群町として強く望んでおります。また、町村会を通じて毎年県への要望を続けております。県事業として乳幼児医療費助成制度が拡充されることになれば、それにあわせて平群町も事業実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○5番

いまの課長の答弁では、基本的には県がしないと平群町はしないという答弁だったというふうに思います。だから、いま県下でもですね、県がしなくてもそれぞれの自治体がこれからの自分たちのまちづくりを考えると、どうやはり若い世帯に来てもらうのかということですね、その一つとしてですね、医療費の助成制度をいろんな形で県の制度に上乘せした形で実施をしているんですよ。それを平群町は、いままで、以前はですね、ほかがしてこなかったことを平群町はまあ言うたら全県的にも先駆けていろいろ助成制度もしてきました。いま、それがまあ言うたら県のほうが追いついてきた。そういう中で、岩崎町長は、県以上のことはしないという形で、まあ言うたら県の助成制度と横並びの状況になっています。そういう中で、だけど、ほかの市町村にはどんどんそれを上回る形でのですね、やっぱり拡充をされてきてるわけですよ。これも私、選挙のときに、若い世代の方たちにお聞きしましたら、やっぱりこの医療費何とか平群町でもね、少なくとも小学校卒業まででもいいから助成してもらえないやろうか。斑鳩町は中学校卒業までって聞いてますって。最初にも言いましたように、若い世帯にとっては、本当に子どもの医療費の負担っていうの

は大きいわけですよ。それぞれがそれぞれの自治体がそういう少子化の中で、どう若い世帯を取り込むのかというところで、やっぱりこの制度を拡充させてきているところがあるんですね。

町長も初日のあいさつの中ですね、少子化傾向が続くというふうな認識のことを発言されて、子育て支援が必要だということもおっしゃいました。依然として厳しい財政状況であるけれども、町としては、それに対して手をこまねいているというわけにはいかないというふうなこともおっしゃいました。そういう中で、じゃあそこまでおっしゃるんやったら、じゃあ第一歩としてですよ、この医療費の助成制度っていうのをね、やっぱり平群町としても拡充していくということが、そういうふうにご考慮されるのであればですよ、やっぱりこれ一番住民の望んでいる部分でもありますし、そのことが平群の若い世帯を呼び込んで、平群のまちづくりの活性化にもつながっていくというふうにご考えています。先ほど他の議員のほうからもありましたが、平群町は、近隣では一番高齢化率がトップを走っているという状況であります。やっぱりいろんな年齢の世帯で構成されるまちづくりがまちとしても発展していきます。人口が減少気味だというふうなことも平群町では起こっていると。やっぱり若い世帯が子育てしにくいというところで敬遠されてるんですね。いま、いろんな不動産のチラシにもどこどこの、ここの自治体はこういう、行政載せるんですよ。それを不動産のチラシに載せるぐらいの時代になってきてるわけです。若い世帯はそういうものを見て、じゃあ自分たちが子育てする、しやすい町はどこなのか、そこにやっぱし家を構えるっていう、そういう時代になってきているわけですから、やはり平群町もですね、そういう意味では、そこにある意味、この部分では乗り遅れてほしくないんですね。そういう制度、そういう施策をきっちり持って、これからの平群のまちづくりっていうのを考えていただくと、私は一番必要ではないかなというふうに思いますが、再度、この点についてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

確かに議員おっしゃるとおりでございます。しかし、いずれにいたしましても、いままで答弁させていただいてきている経緯も含めてでございます。財政状況が改善傾向にございますけれども、まだまだ予断を許さない状況でございます。その中で次、どういう形でその若い世代の定着を図っていくのかという政策も含めて、そういう一定どの順位で進めていくかということについても検討しておりますので、そのことについては、もうしばらく検討の時間をちょうだ

いしたいと思います。

○議 長

植田君。

○5 番

最後に、町長にお聞きをします。

私がいろいろるる申し上げさせてもらいました。町長も最初にちょっと紹介させてもらいました、町長も初日のあいさつのときに子育て支援は必要だと。その人口が減る、そういうのを手をこまねていることにはできないというふうなこともおっしゃいました。そういう中で、私はいま、そういう意味では、いま若い世帯を呼び込むあるいは定着してもらおうという部分で、多くの方々からお聞きしているのは、子どもの医療費を何とか拡充してほしい、小学校卒業まで拡充してほしいという声があるわけです。この間、いろいろ平群町の中でも国からのいろんな補助金なりそういうものが増えてきてですね、財政的な部分でも相当、まあ言うたら楽にとは言いませんけれども、改善されてきた部分があると。また、そういうし尿処理のそういう費用もですね、この間、相当処理費も1億円近く減ってきているという状況なんかもあるわけですから、そういうものの、試算の仕方にはいろいろあると思うんですけども、4分の1程度で小学校卒業までの平群町での医療費の無料化はできるのではないかなというふうなこともありますのでですね、そのことも含めて平群町として今後のまちづくりの中でこの助成制度の拡充について、町長としてはどのような位置づけ、認識を持っているのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議 長

はい、町長。

○町 長

議員御存じのように平群町、非常に厳しい財政状況もございまして、私もこの4年間、議員の各位の御理解いただきながら、また、町民の皆さんの御協力いただきながら、財政の健全化に取り組んできたところでございます。ここへ来まして、議会冒頭、御報告いたしましたように、7年ぶりに赤字団体を脱出したところでございます。当然、私が目指しております子どもの歓声が聞こえるまちを目指して、いよいよこれからですね、前に進むことができるかなというふうに思っております。現在、取り組んでおりますさまざまな活性化策でございまして。駅周辺整備事業の着実な進捗、そしてまた小学校再編成によりまして、より一層質の高い教育を目指す、あるいはまた幼保一体化によりまして幼児期の保育サービスと幼児期の教育を一体化させて、子どもたちの教育環境、幼、小、中の連携による子育て支援、教育の質の高いまちを今後目指していきたい

というふうに思っております。当然、その先には、議員が御指摘のことも当然あるでしょうが、少なくとも、いま現在、平群町はまだ財政的に厳しい状況もございますので、お答えといたしましては、先ほど課長が申し上げた答弁以上のことは申し上げられません。いずれにいたしましても平群町全体を底上げして活性化していくということが議員御指摘の子育て支援、若い世代に住んでいただけるまちづくりであるというふうに思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

植田君。

○5 番

町長いろいろ答弁されました、御理解はできません、いまの話ではね。小学校の問題にしてもそうですし、幼保一元化の問題にしても、私はさまざまな問題抱えているというふうに思っています。そういうある意味、こう新たな何て言うんですかね、平群町として制度的なものでも、やはりソフト面でのいろいろな制度を充実していくことが私は近々に平群町としてやるべきものだというふうに思っています。そういう意味では、とにかくいま若い世帯にとっては、医療費の拡充をしてほしいということが本当に大きな希望っていうか、願いとしてあるっていうことだけは申しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

植田君の一般質問をこれで終わります。

10時50分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号2番、戎井君の質問を許可いたします。はい、戎井君。

○2 番

議長の許可をいただきましたので、私は、平群駅周辺整備事業について御質

問いたします。

長い年月、さまざまな議論がありました。そういうことを経て、ようやくと申しますか、いよいよと言いますか、この事業が目に見える形で着手されております。関係者の皆さんは感慨ひとしおのものがあるかと拝察いたします。また、同時に、ここまでこぎつけられた関係者の皆さんの御苦勞に深い敬意を表したいと思えます。

そこで、平群駅を利用することの多い住民の1人として素朴な疑問をお尋ねいたします。素人の私にもわかりやすく教えていただきたいと思えます。

この事業、いま、何をどこまで、いつまでに、どの程度行おうとしておられるのか。そして、いまの進捗状況はいかほどなのか、お尋ねいたします。

2番目に、駅前に商店がありました。たばこや新聞、飲料水等の自動販売機もあり、駅利用者には重宝な存在でありました。素人考えでしょうが、このような機能は可能な限り最後まで残しておいたほうがいいのじゃないかと思うのですが、なぜ意の一番に撤去されたのでしょうか。

3番目に、駅前には、朝夕送迎の車が多数発着しています。駅前は、現在広場のようなのですが、かなりの段差があり、人の立ち入りも制限されています。現状、いまのままがどの程度の期間、そのままなのかわかりませんが、ある程度の期間、このままで置かれるなら、一部でも仮整備して送迎の車が駐車できるようにはなりませんでしょうか。

最後に、以前には見かけた記憶があるのですが、この事業についてのニュースのようなものを出されてPRされてはいかがでしょうか。現場の当事者の方々は御存じなのでしょうが、第三者には事業の進捗状況がよくわかりません。御一考願えたらと思えます。

以上です。

○議長

経済建設課参事。

○経済建設課参事

それでは、戎井議員からいただきました駅周辺整備事業につきまして4点お答えをさせていただきます。

まず、進捗でございます。駅を出ますと正面から国道までの間、約2ヘクタールにつきまして、既に仮換地指定が行われ、現在、造成工事の準備が進められております。おおむね年内には、完了が見込まれておりまして、その進捗に応じましてそれぞれの家屋の建築が始められてまいります。

続きまして、駅前線、中央信用金庫から駅前の道路の北側の方々の換地説明を始めておりまして、スムーズに地権者の協議が調いますと、おおむね夏から

秋ごろにかけまして、第2回の仮換地指定が予定されております。さらには、平成23年度中に、何とか地区内全域の仮換地指定を行うという目標を持ちまして、現在、作業、取り組みが進められているところでございます。

以後、仮換地指定が行われましたところから随時造成工事が進められてまいります。

2点目の、なぜ駅前からかという御質問でございます。

この事業の目的といたしまして、公共施設の整備改善がございます。中でも、駅前広場の整備は急務であり、最優先課題でもあります。平成25年春には、駅前広場を完成させたいという大きな目標を持ちまして、現在、取り組みが進められております。そういうことから、事業の施行上または現地換地という事業の手法上、現在、駅前に住んでおられる方々には、一たん仮住居に移転をいただき、造成を行わなければ施行できない状況でありまして、地権者の皆さんには、その辺を十分御理解、御協力をいただきまして今日に至っております。同時に一日も早く造成を完了し、現在の地に戻っていただきまして、商店や駅前広場等々、駅を利用される通勤、通学、買い物や平群に訪れる方々の利便性を確保するよう、作業が、取り組みが進められてまいります。

3点目、仮駐車場の御質問でございます。

駅前の土地につきましては、仮換地指定が行われております。現在、使用収益の停止がかかっており、仮にといえども使用はできない状況でございます。また、造成工事も着手される準備でございますので、駅前での仮駐車場としての利用はできないということで御理解をいただきますよう、お願いいたします。

4点目のニュース等のPRの御質問でございます。

事業のニュース等、PRの件ですが、以前に組合の機関紙として未来の風を3カ月に1回程度発行されておりましたが、諸事情によりまして休止の状態でございます。議員お述べのように住民へのPRとしては非常に有効であり、必要であると考えますので、早々組合の事務局と協議をさせていただきまして、最大限努力するよう連絡を図っていきたいと思います。大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

以上、4点、御答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長

はい、戎井君。

○2番

よくわかりました。私の知識不足を恥じなければならぬと思います。大体よくわかりました。最後のPR、何かピラでも出すということを考えてということでございますが、これもお願いでございますけれども、例えば3点目に使用

収益の停止なんていうのは、こういう専門用語が入ると、一般の人は読んでもなかなかわからかんとおもいます。私のような素人にもわかるような易しい言葉でPRしていただくようお願いして私の一般質問を終わります。

○議長

戒井君の一般質問を、これで終わります。

発言番号5番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1番

失礼いたします。まず、一般質問の前に、先ほどの文教厚生委員会において教育委員会の方には、大変不適切な、誤解されるような発言をしたことに対して、私自身の表現力、語彙力のなさに反省するとともに、おわび申し上げたいと思います。では、一般質問をさせていただきます。

一つ目のことですが、教育環境及び小学校への要請についてなんですけれども、教科書、今回、全部変わりました。指導内容も増えたので全部変えたら、すごくたくさんのお金がかかっていますので、教育予算については、かなりの努力をしていただいていることは承知しております。しかしながら、まだ教育環境がまだ整っていない部分がございますので、できれば例えば運動場にラインを引く石灰がないとか、パンクしてるボールがまだまだ多いとか、買いかえるかどうか別として、例えば一輪車なんかでもパンクは多いですし、そういうところは、どうこれから何とかしていただけるのかをまず一つ、町長にお聞きしたいのと、また、小学校の人権ポスター、毎年あるのですが、町長のお名前が小学校に要請して、5月ごろ締め切りになっています。人権について考えるという意図においては、大変いいと思いますが、残念ながら、そもそも小学校の教育課題において、人権ではなくて文字のレタリングとポスターを描く技術はまだ学んでおりません。ですから、どこの4小の図工の担当の方も苦労されていると思います。大体下書き2時間、色塗り四、六時間、仕上げ2時間、ですから最低でも8時間から12時間、この四つ切り画用紙と決まっておりますので、さすがに大きいので時間がかかってしまいます。これだと教育内容も増えてますし、本来の教育のほうの時間的な支障も来しかねないので、その辺もあります。小学校にそういうことがありますので、ぜひとも小学校に何かを要請する場合には、そのような教育事情を踏まえて、例えば教育委員会と相談してから要請を考えてほしいと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。これが一つ目でございます。

二つ目の質問、いかさせてもらいます。学校再編成についてわからないところがあるので教えてください。

学校再編成が平群町の中での影響なんですけれども、メリットの部分、デメリ

ットの部分、教育面では既にいろいろお聞きしていますけれども、文教厚生委員会の中でも少し申し上げ、全体協議会ですね、全体協議会の中でもちょっと申し上げましたように、一般に不動産売買価格というのはやっぱり駅、スーパー、病院、小学校、これまでの距離が主な要因というのがやっぱりなってきました。私自身もそれは携わったことがありますので、よく校区に立ったり、距離、小学校1年生が歩く距離などを何分かかるのかというのが結構大事な部分になってきています。そこで、その不動産、買うのか買わないのか、値段が下がるのか等、決まっているんですけども、やっぱり学校再編成によって南小がなくなることによって、学校校区の不動産価格は、やはり私としては下落すると考えておりますけれども、範囲が広い、そして範囲が広いため、平群町全体の資産に影響を与えると考えられますが、どの程度になるのか。そこで、学校再編成が行われた場合、竜田川団地、ネオポリス、北信貴ヶ丘、春日丘など、約1,200世帯の実際の土地の売買価格の下落分を大まかでいいので、具体的な金額をできるのであれば教えていただきたい、そう思っております。よろしくお願ひします。これが二つ目の質問でございます。

三つ目、先にありました東日本大震災のこともありまして、南海大地震がいつ起きるのか、大丈夫かという心配が世間でされています。耐震化については、よく新聞等でも取り上げています。公共施設の耐震化の信憑性、各自治体の耐震化について、3番目の質問になるんですけども、また、たくさん行政のほうから発せられているんですけども、実際、私がいろんな方々とお話する中で、まだ耐震化について知らない方、例えばこの公民館大丈夫なのとか、そういうことに関しても知らない方も結構おられます。まだおられます。ですから、あえてですが、本当に大丈夫と言える公共施設を、耐え得る震度、わかっている範囲内で震度と耐震化状況を教えてください。よろしくお願ひします。

ここが一番大事なところでもあるんですけども、避難所であったり、各自治会館であったり、集会所なんですけども、避難所であったり防災本部としている各自治会の集会所またはまだまだ耐震基準を満たしているかわからないところが多くあります。これまでどのようなことをされて来られたのか。これからの防災計画をどのように考えておられるのか、ぜひとも答弁のほう、よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、最初の教育予算の確保の問題についてお答えを申し上げます。

まず、教育予算の確保について努力をしなければならないというのは、もう当然のことでございますが、井戸議員がおっしゃいましたような内容を、どういう状況の中で確認をされたのかというのは、私どもにはわかりませんが、私ども教育委員会といたしましては、各学校が石灰というふうにおっしゃいましたが、正確には炭酸カルシウムということでございますけれども、こういった消耗品等がですね、学校になくて困っているということは、基本的にはないというふうに認識をいたしております。

さらに、ポスター関係の提出要請の件についても御質問がございました。この件につきましては、基本的には、各課から各小学校、児童への依頼につきましては、毎月行っております校長会あるいは教頭主任者会に諮りまして、それぞれの学校で選択が行われ、要請にこたえられている状況であります。教育委員会といたしましても、これまでどおり学校教育の観点でこういった要請につきましては、議員もお述べられましたような事情がございますので、できる限り必要最小限にとどめられるよう調整をしてみたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長

井戸君。

○1番

ポスター等については、出し元の名前が町長となっておられたので、町長から違う課で行って、教育委員会通ってなかったのかなと、ちょっと勘違いしておりましたので、その点については、よく理解できました。ありがとうございました。

1問目は以上です。

○議長

2点目、税務課長。

○税務課長

それでは、2点目の学校再編のデメリットの部分の土地の価格はどの程度下落するのか。また、平群町に対する資産的な価値は、という影響はどのようなものかということでの質問に対して御答弁申し上げます。

学校再編等に係る平群町に与える南小学校区内の土地の価格について、どの程度下落するのかという御質問でございますが、一般的には、土地を評価するに当たっては、例えば最寄りの商店街の性格や学校、それから公園あるいは病院の配置状態、環境条件、その地域の住宅地の自然的環境あるいは社会的環境等を居住する周辺の公共施設、公共の利便施設等が整っているかどうかで価格

水準が違ってくるのではないかというふうに考えております。国土庁、いま現在の国土交通省の監修の土地の価格基準表の手引きというのがあるわけですが、その中にですね、学校あるいは公園、病院等の配置の状態の項目がございます。批准する項目がありましてですね、小学校、公園、病院、診療所等、公共利便施設がどのように配置され、対象地域といかなる関係位置にあるかは、住民生活の利便性に大きくかかわりを持つものであるというふうにされております。これらの公共利便施設の配置の状態、各施設の位置、集中の度合い及び日常の利便性等を総合的に考慮して、土地の鑑定等が行われるわけですので、議員御指摘の南小学校が仮に廃校ということになればですね、こういった地域の周辺地域のいわゆる公共利便施設が低下するということになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

井戸君。

○1番

いまおっしゃられたように下がるということで、実際、具体的な金額を本当は聞きたかったんですけども、やはり確かに難しい、取り引き状況がまだないので難しいところあるかもしれません。これからまた私も調べていきたいと思っておりますので、また、担当の税務課長さんのほうでも調べれるのであれば、調べていただけるようお願いいたします。

2問目は以上です。

○議長

監理課長。

○監理課長

議員御質問の3項目めのもので、まず、1点目の耐震化の信憑性ということでのことに答弁させていただきます。

これにつきましてはですね、補助事業等の採択も受ける中で専門業者に委託し、耐震診断を実施した上で耐震設計を行い、工事発注し、施工管理も委託する中で実施いたしております。

それから、公共施設の耐震化の状況ということなんですけども、この耐震化につきましては、基本的に新耐震で設計されたものであるかどうかということで、一応診断基準の第1次基準になっております。これに照らしますと、公共施設につきましては、全公共施設のうち現在約62%が耐震化済み、それから未耐震が38%ということになっております。いま現在、学校を中心に耐震化の補強の工事のほうですね、順次これからも実施していきたいというふうに思

っております。

それから、2点目はですね、各自治会の自治会集会所の耐震化についてなんですけれども、これにつきましては、基本的には、維持管理されております各自治会で実施していただくということになります。耐震工事につきましては、平群町の集会所設置に伴う補助規定により、補助の対象ということになっております。なおですね、この補助規定につきましては、毎年実施されます総代自治会長会議の中で資料としてお配りしているということが現状でございます。

それから、ちなみにですね、集会所等の耐震化率ということなんですけれども、これにつきましては、一応耐震済みとされておりますのが約56%、19棟、それから未耐震ということになりますと15棟の44%という現状になっております。

○議長

井戸君。

○1番

先ほどの答弁は、ちょっと44%とかびっくりしたんですけれども、まあでもこの程度かなって思うのは、各私自身もいろんな自治会長の方とお話したところによると、やっぱり耐震化までに関しての認識がやっぱりないのが実情だと思えます。1年ごとに交代する自治会長ですので、引き継ぎが1年ぼんとなくなると、耐震化するに当たってどうしたらいいのとか、そういうことに関しては、もう忙しさもありますけれども、ないところも多いです。ですから、ぜひともまだまだそういう耐震基準とか耐震化ということを知らないといひますか、気づいておられない方の自治会が多くありますので、できましたら啓発活動のほうも、町のほうが主体となってより一層してくださいませよう、よろしく願いいたします。

以上です。3問目終わらせてもらいます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長

井戸君の一般質問をこれで終わります。

発言番号6番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。はい、森田君。

○4番

ただいま議長の許可を得ましたので、通告どおり2点質問します。

最初は、平群幼稚園等の移転についてであります。

平群幼稚園は、老朽化が著しく、建てかえは急務で、十年來の課題であります。4年前のある議員の一般質問で駅周の関係で平群幼稚園は、平成23年に

は園舎を撤去するタイムスケジュールになっていると答弁がありました。理由は、別としまして、延び延びと言いますか、先よりしました結果、最近では、小学校再編成に絡めて平成27年春までに移転することになっております。平群幼稚園を平成27年の春までに移転しないと駅周事業の完成に影響を与えることは明らかであります。幼稚園の移転につきましては、私の昨年12月の一般質問の答弁で、2カ所2園という答弁がありました。そして、平群南保育園も老朽化が著しく、まだ耐震化がなされておられません。また、保育園の位置は土砂土石流危険箇所指定している場所に立地していることにもかかわらず、西宮、日立団地、春日丘団地地区の避難所になっていることも憂慮すべきことであり、まことに遺憾であります。

そこで、幼稚園の移転と南保育園の建てかえについて確認も含めまして3点お尋ねいたします。

1点目は、幼稚園の移転場所についてであります。

小学校再編成アクションプランによりますと、小学校再編成後の使われなくなった南小学校か西小学校の跡になっております。私の昨年12月の一般質問の答弁でも、再編成後に使われなくなった小学校の跡地が第一候補との答弁もありました。

しかし、南小学校は、平群町の中心地に立地しておらず、西小学校は、駅から遠く離れております。私は、幼稚園の立地は、平群町の中心であり、駅近でないとい園児やそれに付き添って送迎する保護者などの利便性に欠けるのではないのでしょうか。土地があるからだという発想で幼稚園をつくってもらっては困ります。服に体を合わせる発想では、後年問題になることは明らかであり、やはりだれが考えても納得が得られる場所に幼稚園を移転していただきたい。移転すべきでないかと私は思います。どうでしょうか。

2点目は、幼稚園の移転時期についてであります。

駅周のことを勘案すれば、平群幼稚園を平成27年の春までに移転する必要がありますね。駅周から移転補償費が約2億円程度入ると聞いております。しかし、町の財政負担は、ゼロでないことを考えますと、平成27年の春までに本当に移転できるのでしょうか。と言いますのは、本町では、大型投資として現在進行中の駅周事業、公共下水道事業に加えて新たに小学校の再編成事業も加わるわけでございます。また、このたびの東日本大震災の復興のためにいままであった手厚い国からの補助が大幅に削減されるかとも考えられます。あれもこれもできないと思います。あれかこれかでないと本当に町がもつんでしょうか。

3点目は、南保育園の建てかえ時期についてであります。

先ほど申し上げましたが、建物が老朽化著しく耐震化できておらず、避難所としても問題があることから建てかえは必要だと思いますが、いつごろになるのでしょうか。避難所の耐震化につきましては、公民館のことにつきましてはですね、先ほど他の議員からも質問があったと思います。あえて私のほうからお尋ねいたします。

次に、花いっぱい運動の導入についてであります。

平群町の農業は、基幹産業で、特に花卉栽培の小菊は、夏、秋期は生産量が日本一で、平群ローズは市場で一定の評価を得ております。道の駅くまがしステーションには、フルーツ&フラワーのまち平群と大きな看板が挙がっております。しかし、まちの中を見回しても花に縁遠いまちになって、殺風景で無味乾燥のまちになっていることがまことに残念であります。花のある暮らしは、気分を明るく、心を豊かにしてくれます。生活に潤いと安らぎを与え、癒してくれることも明らかであります。

そこで、平群町内が四季折々の花が咲き、緑あふれる花いっぱい運動を導入すると言いますか、展開するお考えがありますか、お尋ねいたします。

具体的に申し上げますと、道路や公共施設などにですね、花壇等を設置して、四季折々に花を植えていただくとともに、個々の住宅の所有者にも御協力を得て、自宅の庭に花や木を植えていただき、平群町のまちが緑であふれ、花が咲き乱れる花いっぱい運動を導入、展開してはいかがでしょうか。そして、木々の緑と花が咲き乱れる御自宅を一般の方にオープンといいますか、公開していただき、それをまちおこしの起爆剤として展開することは、いかがでしょうか。オープンガーデンは、史跡整備による観光事業より費用がかからず、住民参加という観点から言っても有効で効果的ではないかと思えます。私なら、すぐに意の一番、花いっぱい運動に取り組み、花のまち平群を町内外に、全国に発信しますが、本町では、手のひらの会が親切美化県民運動としてボランティアで国道沿いなどに花を植えていただいておりますが、最近、活動を休止しているようであります。そのようにお聞きしております。近鉄東山駅前のロータリーには、菊美台の住民の方々が、これもボランティアで花を植えるなど整備していただいておりますようであります。そして、国道バイパス沿いの田んぼにレンゲを植えていただいている方もいらっしゃいます。御自宅前の道路際と申しますか、歩道にも花を植えていただいている方もいらっしゃいます。偶然、私は知りまして、3年前に知りましてすけども、若葉台の方が数年前から春にオープンガーデンを行っており、町内外からたくさんおいでになっているということも聞いております。私もお邪魔して庭を見せていただきましたが、緑に囲まれた庭に花が咲くイングリッシュガーデンでお茶をさせていただ

きましたが、本当に気持ちよく、ひとときを過ごさせていただきました。心が和みました。

以上、2点、質問しました。町長初め当局から簡潔、明快な答弁をいただきたいをお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1点目の平群幼稚園等の移転についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、平群幼稚園の移転場所についてでございますけれども、これは、小学校再編成のアクションプランにお示しをしておりますように、小学校再編成後の跡地を利用して、幼保一体化施設の建設を第一義的に考えているということでございます。立地条件や場所の選定について述べていただきました森田議員の考え方等につきましては、貴重な御意見として承っておきたいというふうに思います。

二つ目の幼稚園の移転時期でございます。これにつきましても同じくアクションプランにお示しをいたしておりますように、平成27年の4月の開園を目指しております。議員も述べられましたように平群駅周辺整備事業との関係で、平成27年の春に開園をどうしても目指さなければならない状況でございますので、開園に向けて財政の問題も含めて最大の努力をしてまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長

はい、福祉課長。

○福祉課長

議員御質問の大きい1の3、南保育園の移転時期、建てかえ時期でございます。平群町では、保育に欠ける児童が通園する児童福祉施設である保育園と、就学前に通園する教育施設である幼稚園がそれぞれに抱える問題点である少子化の進行あるいは育児サービスの多様化等の就学前児童に対する教育水準の均等化とサービスの効率化を目指し、幼保一体化を考えています。よって、時期は、アクションプランに言うところの平群幼稚園の開園と同時期、平成27年度というふうに考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。順次再質問させていただきます。

民主党政権になりましてですね、幼保一体化を含めた保育分野の制度と規制の改革が掲げられ、子ども子育てビジョンにおいてチャイルドファーストという考えが掲げられました。すべての子どもがどこで生まれても質の確保された幼児教育や保育を受けられるように、幼児教育、保育の総合的な提供、すなわち一体化だと思えるんですけども、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めるということになっております。ということは、国は、幼保一体化を進めようとしていることは明らかでございます、政府は、幼保一体化を平成25年でしたかね、26年度には意向を表明しておると聞いております。名称も子ども園に統一するように聞いておりますが、その観点からどのような移転をイメージされてるのでしょうか。制度には、所管所長とか職員の配置、園舎、保育室、運動場、施設装備等の設置基準や職員の資格、保育料、入園選考などいろいろ未定の部分がたくさん、決まってないことがたくさんあるように私は聞いておりますが、そういう一体化においてですね、どのような2カ所、2園はどのようなイメージをされてるのか、お尋ねします。

○ 議長

はい、教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

移転後の新たな幼保一体施設のイメージということでございますが、具体的にですね、現在の段階で何と言いますか、このようなものを建てていきたい、建設していきたいということですね、お示しをできるという状態では、まずございません。ただ、いま議員おっしゃいましたように、国のほうでもですね、三つのワーキングチームをつくられてまして、それぞれに具体的な検討は、なされていることは事実ですが、現在の段階では、まだまだですね、具体的な内容等々については、我々のほうまでおりてきていないというのが状況でございます。

また、議員述べられましたように、実際にはですね、幼保一体施設をつくっていくのは、本当にいま、たくさん課題を述べていただきましたが、そのとおりでございます、たくさん課題がございます。こういったことを教育委員会と、それから福祉課のほうでですね、昨年1月からその一体施設の建設に向けてさまざまな議論をし、また、先進地の視察も行ってきたところでございます。今後、引き続いて、これはかなりスピードを速めてですね、先ほど言いました27年開園ということが具体的にございますので、それにきちっと間に合うようにいわゆる一体施設の建築、建設についての課題の整理等を行っていき

たいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。国の方針が何も決まっていなくても重々承知しております。しかし、平成27年の春には、幼稚園を移転しなければなりませんね。そうしないと駅周の事業に影響が出ると思われるわけでございます。そうしますと、小学校再編成の跡地もどうなるか、まだ決まってないわけでございますが、決まってないことは論じられないわけでございますが、万が一幼稚園の跡地は、私は、立地としては非常に問題がある。園児や付き添いの保護者に対して問題あるということは申し上げておるわけですが、小学校再編成が議会で否決、住民の合意が得られないということになった場合ですね、直ちに財源を決めて、期間決定を含めて立地の選定をしていかないと開園できないのではないのでしょうか。そういうこと、ちょっと岡田課長から御答弁いただけませんか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問でございますが、議員がいま述べられましたとおりであります。したがって、我々としては、先ほど申し上げましたように、アクションプランにお示しをしている状況を現在は想定をしておりますので、それ以外のことを考えなければならないという状況がもしも出てまいりましたら、それは直ちにそういった対応をしなければならないというふうに考えております。

○議 長

はい、森田君。

○4 番

ということは、駅周が、ごめんなさい、小学校再編成がうまくいかない方向に向かえば、直ちに幼稚園の移転場所も含めて早急に検討に入る必要があるということでございます。それは理解できました。この先ほどの幼稚園の移転のですね、平成27年春に移転しなければならないというのは、私はたびたび言うてるんですけど、正式な話をどこから受けてるのでしょうか。

○議 長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

平群駅西特定土地区画整理組合の事務所の事務局のほうと、いろいろ打ち合わせをさせていただく中で、そのように聞いております。

○議 長

はい、森田君。

○4 番

私は、きっちり書面をもらったりとか、そういうことを別団体、別法人でございまして、きっちりとやはりいついつか移転してくださいという書面を受けとるべきだということを申し上げておきます。

それとですね、先ほどの幼保一体化についてですね、平群町には、幼児教育の一翼を担っている私立の北幼稚園がございまして。政府が進めようとしている子ども園の対応について、当然協議されると思うんですけども、そうなったときに、やはり協力を仰がないとうまくいかないと思うんですけども、その辺のことをどのように考えておられるのか、北幼稚園とのかかわり。

○議 長

通告外ですので、答弁結構です。

はい、森田君。

○4 番

移転場所に絡めてでございましたので、私は、関連質問だと思っておりました。議長がそういうふうにおっしゃるのであれば結構でございます。

次に、南保育園の建てかえについてお願いいたします。

○議 長

森田君。

○4 番

すみません、先ほども申し上げましたように、いろいろ問題があるわけですが、南保育園は、避難場所となっております。耐震化もできてない、土石流危険箇所にある、こういうところは、やはり避難所としては不適切じゃないかと私は思います。例えば、防災拠点のプリズムに変更すべきではないかと思いますが、それと、このたびの東日本大震災の教訓を受けて、南保育園も同様に危険箇所に立地してるとか、先ほど、他の議員からありましたように一時避難場所といいますか、集会所になっております公民館、例えば西宮公民館等もやはりそういうところに変更すべきじゃないかということも含めて、見直しをすぐに実施すべきだと思います。これについては、通告外でございまして結構ですが、いまの南保育園の避難場所については、どのようにお考えになっておられるんでしょうか。

○議 長

森田君の質問の中で、南保育園の建てかえ時期についての通告でありますので、避難場所の云々ということについては、答弁できませんので。

○ 4 番

議長すみません、詳細にちょっと避難場所ということに記載しておりますが。

○ 議 長

いや、私の手元にあるのは、これだけですけど。

はい、森田君。

○ 4 番

そういうことも十分検討していただきたいというふうに、避難場所の見直しについてですね、検討いただきたいということで、次に、次の花いっぱい運動についてお願いいたします。

○ 議 長

総務財政課長。

○ 総務財政課長

それでは、2項目めの花いっぱい運動についての導入についての御質問にお答えさせていただきます。

御質問の中にもありましたように、町内において花いっぱい運動の実践団体として手のひらの会が平成6年度から、親切美化県民運動の一環として、この運動を実践されてきました。花づくりを通じて町民一人一人の生活の中に定着させ、家族のふれあい、地域の連帯性を大切に、真の豊かさと潤いの実感のできる住みよい平群町を目的に活動されておりました、町としてもこの運動にバックアップを続けてきましたが、ただ、先ほどもありましたように、平成22年4月から会員の高齢化等もありまして、活動が一時休止しております。町としましては、まずはこの運動の再開のためのバックアップ支援を続けてまいりたいというふうに考えてます。

なお、またその他での町内の取り組みということで、議員のほうからも御紹介がありましたよう、菊美台クラブの方々が近鉄東山駅ロータリー付近で、四季折々の草花を植栽した花壇づくりをやっていただいたり、榎原や上庄自治会では、自治会内でのプランター等の設置をしていただいたりして、環境保全向上対策事業に取り組んでいただいています。また、竜田川ネットの方々が中心となって竜田川河川敷の遊歩道沿いで里親制度によります桜の植樹を行って、環境美化や景観形成といった活動をされていたり、さらには、レンゲの植えつけをしていただいたりと、このように町内では、さまざまな住民や団体の方々が活発に活動いただいております、一定の成果や町内外を含みます地域住民の方々にも評価をいただいているところでございます。そういう意味におきましては、

平群町は決して一概に殺風景で無味乾燥のまちっていうふうには思っていないことは、まず申し上げておきたいと思います。

ただ、いずれにしましても、議員が御指摘いただきましたことを念頭に、今後、さらに魅力ある花を生かしたまちづくりを生み出すための後進づくりが必要です。それに向けて住民の御意見を十分に聴取しながら、現在、策定中の第5次総合計画や観光基本計画とも連携した計画づくりの中で、御質問の中にもありましたオープンガーデニング等の御提案なども含めて、花いっぱいのもちづくり構想について推察してプランニングを検討し、効果的で魅力あふれるまちおこしを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。私はもっと点から面に展開すべきじゃないかというふうに思います。少しのお金で魅力あるまちづくりはできるんじゃないかというふうに思います。先ほど、他の議員からありましたが、平群町の特徴のないまちになりつつあるんじゃないかと私は思います。そういうこともきっちり踏まえて、私のほうからはですね、やはり平群町の方向性といいますか、10年先、20年先のまちづくり、まちのランドデザインをどこの部署で検討してるか、私には見えません。非常に日常業務に忙殺されて、そういうことは、やはり私は総合政策課でやっていただきたい。そういうことをきっちりやってこそ平群町が魅力あるまちにできるんじゃないかと、今議会で椿井城、信貴山城の整備構想の立案業務をプロポーザルされましたことも、することも大事ですが、やはり町内の若い人の意見を聞いて、やはりまちづくりをきっちりしていただきたい。

それとですね、私も過日ですね、奈良県立大の教授の村田武一郎先生のお話をお伺いする機会がございました。消費、こういう山辺の道を訪れた方の1人当たりの消費額は1,156円、それに控えて総務省の家計調査によりますと、定住人口当たり1人当たり年間121万消費するということを言われております。そういうウォーキングとか史跡めぐりに換算しますと1,200人、1,000人以上の効果があると思いますので、やはりそういうことも根本的に考えてまちづくりをしていただきたいことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長

森田君の一般質問、これで終わります。

午後1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 48 分)

再 開 (午後 1 時 28 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発現順位 7 番、議席番号 9 番、山田君の質問を許可いたします。はい、山田君。

○9 番

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

鳴川路線の安全対策と改良拡幅についてと、若い世代の定住促進について大きく 2 点、お伺いします。

まず、鳴川路線の安全対策と改良拡幅についてですが、平成 22 年 12 月議会での道路行政についての私の一般質問の答弁として、町側の説明で、鳴川路線の改良拡幅については、西和広域農道や斎場へのアクセスルートとして広域幹線道路という位置づけにしており、町の環境道路として観光産業の発展においても最重要路線であるという位置づけについては、いまでも変わっていません。しかし、拡幅のための用地交渉については、継続して行っておりますが、進展は見られず、難航しているというのが現状ですとお答えいただきました。現状としては、大型車の通行もかなり多く、対向に危険を伴う現状については、いまでも変わっていません。町側としても平成 15 年度には、道路用地の買収ではなく、借地という形で一部車両対向に支障がないよう道路拡幅を実施されてこられました。それ以後については、残念ながら拡幅が進まない状況が続いているのが現状でした。

ところが、最近、2カ所について一部拡幅のような工事が行われており、それは民間の事業者による円滑な道路通行を図るための工事車両用対向所とお聞きしましたが、当然、ガードレールの撤去等も行われるため、道路法 24 条申請も行われ、その中の協議内容も含め工事作業時間内及び工事作業休止時間について、一般車両の使用制限等は、どのような約束になっているのでしょうか。また、工事完了後の現在の拡幅地はどのようになるのか、町としては、どのような方向で考えているのか、お聞きします。

次に、鳴川路線の起点等、都市計画道路平群西線の交差点改良についてお聞きします。

ちょうど東山駅方面から斎場へ向かうため、右折するたばこやジュースの販売機のある交差点です。同じ平成22年12月議会での私の一般質問の答弁の中で、職員による午前7時から午後7時までの12時間の鳴川路線の交通量調査の結果、約1,800台の通過実績があったと報告されました。それほどの通過実績があるにもかかわらず、その交差点については、優先道路等の目安となる一たん停止などの標識、停止線もないのが現状です。付近住民の方のお話によると、何度となく大きな事故も発生しているようです。これまでの事故の状況はどのようになっているのでしょうか。また、危険な現状を回避するためにも、優先道路明示による交通安全対策が必要ではないでしょうか。

次に、大きな2点目として、若い世代の定住促進についてお伺いします。

私は、これまで何度もこのことについては、提案や質問をしてきましたが、22年3月議会での一般質問に対する答弁についても含め、改めてお聞きします。

まず、1点目については、近畿日本鉄道株式会社との協議についてお聞きします。

これまでも若い世代が魅力を持ってもらうための一つとして、交通の利便性を高めるためにも、近鉄最終電車の時間延長も含め協議していただきましたが、近鉄としては、現在の利用状況の中で、これ以上の延長はできない、当面は現状を維持したいとの回答でありました。なかなか進展しない現状もよく理解していますが、継続して粘り強く折衝していただくことも重要であると考えます。

21年2月12日、22年1月25日の協議会は平群町で行われたとお聞きしていますが、以降の協議は、いつどこでどのような内容で行われ、町長も出席され、強く要望されたのでしょうか。

次に、新婚世帯向け賃貸住宅家賃補助制度の創設についてお伺いします。

この制度については、これまでにも出生率の高い長野県下條村の政策や大阪市、神戸市の新婚世帯支援制度を例に挙げ、平群町にとってこそこの制度の創設が必要であると提案してきました。いま10年、20年先の平群町を考えたとき、いまから新たな独自施策を実施することが本当に必要な時期ではないでしょうか。

その一つとして、若い世代の定住を促進することも大事な一つであると考えます。現在の厳しい社会情勢の中、苦しい金銭状況の若い世代を町が支援することによって生活環境や子育て環境にすぐれた魅力あるまちになっていかなければ

ればならないと考えます。その魅力が定住者、流入者の増加につながり、子どもが生まれても平群町に定着してくれることとなり、平群町の少子化、高齢化に歯どめがかかり、平群町は本当の意味で子どもの歓声が聞こえるまちとなり、活力あるまちになっていくのだと考えます。その上、制度の創設により町外からも多くの若い世代が流入してくれることで、共同住宅の需要が増え、建設の促進になることによって雇用の促進、経済の活性化、その上固定資産税の増収と多方面に大きな期待が持てることから考えても、制度の創設が必要だと考えます。これまでの町当局からの答弁として19年12月議会では、若い世代の定住のために積極的にいま布石を打って、ハード、ソフトの両面で基盤整備を行っていく必要性は痛感しているが、逼迫した財政状況の中で、新規事業の構築は難しい状況にあり、個人給付的な制度については、見直しや廃止を提案している中、個人住宅の家賃を補助する制度の導入を行っていくことについては、大変困難である。しかしながら、提案内容は非常に効果も期待できると思う。町としては、制度の創設により補助する支出額と税収などの収入額のバランスを慎重に見きわめた上で、財政状況にも一定の見通しがついた段階で、これを少子化対策の一つとして、課題として検討していきたいとの答弁であり、また、20年6月議会では、平群町が逼迫した財政状況にあり、新たな事業については、原則凍結を予算方針としており、個人給付的な制度について廃止や見直しを行っている中で、新たな独自施策を実施することは困難な状況であるとの答弁でした。

そこで、22年3月議会で補助する支出額と税収などの収入額のバランスを考えた具体的な方法として、若い世代の新婚世帯が前年度に納めた市民税の納税実績の範囲内で限度額や期限を設定して還元するというのはいかがでしょうかという提案をしました。町側の答弁としては、この制度の創設は、少子化対策、若者世代の定住促進の手法として有効で効果が期待できる一つの制度であるのではと認識している。現在、町財政が大変厳しい折、事業の見直しなど厳しい予算編成方針に財政の健全化を進めており、新規事業については、原則凍結を予算方針としており、新たな独自施策を実施することは困難な状況ではありますが、提案された住民税を還元する方法での家賃補助制度については、所得を基準とする住民税を財源として活用することにより、補助金と税収のバランスがとれ、また財源の裏づけのある制度として有効な考え方であると思います。具体的な制度設計について、住民税の納税実績の一定割合ということで考えますと、住民税は前年度の所得を基準といたしますので、年度によって変動が生じること、それから、納税時期にタイムラグ、時間差が生じる問題や住民税の課税時期から新規の転入者には対応できないので、補助要件など基準をどうするかなど、

幾つか解決していかなければならない課題も見えてきます。提案いただいた内容をベースに、ほか市町村の取り組み状況なども参考に調査、研究を行っていきたいと考えているとの答弁でした。調査、研究を行っていきたいとのことでしたが、その後の調査研究の成果及び現在の問題点、方針についてお聞きします。

最後に、3点目として、今後の若い世代の定住促進に対する町長の考え、方針についてお聞きします。

22年3月議会での一般質問でも申しましたが、人口の動向から見ても20代で平群町から出ていく人がかなりの数になっています。簡便方法での町税増収試算によると、住民1人増えることによる増収は6万5,120円と見込まれており、若い世代の定住を促進すること。流出を食い止め、流入を促進することが今後の平群町の未来をよりよくするため最重要課題、施策であると私は考えます。また、その際の答弁でも、若い世代にとって特色、独自性のある施策、ほかの市町村よりすぐれている魅力的な施策が現在の平群町には何もないことも明らかになってしまいました。

そこで、町長にお聞きします。

本当に10年、20年後のまちづくりのために、若い世代の定住促進のためのほかの市町村にない医療費の小学校卒業までの無料化等の子育て支援や若い世代が定住してくれるための魅力を持った新たな特色、独自施策を実施することが必要だと思うのですが、そのことについては、どのような方針でお考えでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願い申し上げます。

○議長

はい、経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、鳴川路線に関します1点目につきましてお答えをいたします。

議員御質問の民間による待避所2カ所につきましては、道路管理者である平群町に対して道路法24条の申請が出され、施工をされております。目的につきましては、民間の事業に伴います鳴川路線を通行する工事車両が待避所として使用するという目的で設置をされております。工事車両が通行しない時間帯には、事業者におきましてバリケード等で封鎖をし、安全対策を講じていただくということになっております。事業が完了し、待避所の必要性がなくなったときには、原形復帰をされるということになっております。町としましては、昨年12月議会でも山田議員の御質問にお答えをいたしましたとおり、懸案事項である鳴川路線の改良拡幅につきましては、最重要課題であると認識をし

ております。その後も拡幅についての地権者への交渉につきましても継続して行っています。ただ、難航しているというのが現状であります。

続きまして、2点目に御質問の待避所の部分でございますが、あくまで事業主が地権者より借地をされ、期間満了後、原形復帰をし、返還をされると聞いているところでございます。今後につきましては、地権者に意向確認の上、理解と協力が得られるものであれば、暫定的な待避所としての利用も可能であると考えております。いずれにいたしましても、本路線につきましては、引き続きまして拡幅に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

鳴川路線の起点と都市計画道路西線の交差点の交通安全対策ですが、この交差点は、変則であり、優先道路についてもわかりづらく、以前から危険箇所として一たん停止や信号機の設置も要望してまいりましたが、規制の設置には至っておりません。このような状況で、数年前から交差点注意の看板をそれぞれ交差点手前に設置し、交通安全策を行っているところです。交差点付近での交通事故状況でございますが、西和警察署の把握では、昨年から本年5月末に至るまで物損事故1件の報告を受けております。当該交差点は、危険箇所であることは認識しているところで、交通安全対策が図れるよう、今後も引き続き西和警察署と協議し、要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

それでは、何点か再質問します。

特に、答弁いただいた内容で大きな問題はないと思うんですけど、まず、鳴川路線のですね、工事用として民間事業者がいまの現状はやられているということで答弁いただいたと思うんですけど、答弁の中では、要は、民間企業やられているので工事時間外はバリケード閉鎖されるという御答弁でした。それはそれで仕方がないというふうに思いますが、お昼については、退避のために民間の車が使用するということについては、特に何か約束事とか取り決めとかはあるんでしょうか、その点1点お聞きします。

それと、これまでも鳴川路線については、この間の質問の中でも用地交渉も含めていろいろと交渉していただいているっていうのはわかってるんですが、

大変なかなか前へ進まないという状況でお聞きしてます。現在、たしか借地として、私も一番初めにお話しましたが、2カ所でしたかね、借地として道路の対向用に拡幅をされていたと思います。そういった意味で、このいま民間業者が借りられている部分、これが工事の完了、何年先かはわかりませんが、ここにはいま課長のたしか御答弁の中では、引き続き交渉して行って、町で借りていくようにしたいという答弁だったのかなと思うんですけど、間違っていたら間違っていたで言うていただいたらいいんですけど、そういう意味で、工事が完了後は、町が、答えにくいかわかりませんが、町が引き続き借地として借りるということについての見込みについてはですね、結構引き続き借りれるというふうに、状況なんでしょうか。現実には、それは何とも言えないかわかりませんが、その2点についてお聞きします。

それと、もう1個、交通安全対策なんですけど、西和警察と引き続き協議していくということなんです。事故が1件ということで、私も現実確認してないんですけど、近所の方は、どっか目撃をされているみたいです。その辺については、その際、ちょっと場所が違うのかなということもあってよくわかりませんが、現実、野菊の斎場からの帰りとかでもですね、町外からもかなり来られますよね。私も何度か経験して事故にはなってないんですけど、鳴川のほうから来られた車がノンストップでそのまま真っすぐ直進される。多分、東山のほうに行きたいんでしょうけども、その辺の認識がなくてですね、そのまま直進されるっていう、何度か遭遇してます。そういう意味で、私も気をつけて見ても、どちらが優先なのかよくわかりません。事故が1件だというのが不思議なぐらい。そういう意味でね、例えば信号機についても交渉しているということなんですけど、町のほうで調査していただいたら1,800台も通っているわけでしょう、1日。信号機つけるのであれば、何台要るからだめだとか、今回、この話が出て、警察とも話をされてると思うんですけど、いろんな方法あると思うんです。停止線をつけるのも一つ、僕、いまの状態ではね、どちらが優先かわからない、あの広い交差点の中で。私は、もう早急にするべきだと思う。そういう意味で、警察の折衝の中でね、いまはどういう状況で西和警察のほうとの話の内容はどういうふうな状況になっているんですか。例えば条件つきに、何台以上でないと信号がつかないとか、何台以上でないと停止線つけられないとか、そういうことがあるのであれば、お答えをいただきたい。

以上、2点お願いします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

道路法24条の申請の中で、使用時間なんですけども、午前9時から17時までということで、9時から17時まで使用するという事になっております。したがって、夜間につきましては、先ほども申し上げましたようにバリケード等で封鎖をして、事業者のほうで維持管理をすると、このようなことになっております。民間の車の使用ということでございますけども、特に、現時点では、民間の車の使用について使えるかどうかというところまでの深い議論については事業者のほうとは行っておりません。ただですね、事業につきましては、まだ未着手でございますので、これからですね、その事業者のほうと交渉なりお話し合いをしましてですね、当然、その民間の方につきましても、現待避所を使って退避していただくというところにつきましては、行政のほうから事業者のほうには要請していくということで考えております。

続きまして、2カ所の待避所の今後の考え方でございますけども、先ほども申し上げましたように、今後ですね、その事業が完了しまして、原形復旧されるという段階におきまして、地権者に意向確認をしまして、その地権者の方の理解と協力が得られるものであれば暫定的に待避所として使いたいということにつきましては可能であると、そういうことも考えておると。

借地の見込みということでございますけども、この待避所につきましては、地元の地権者の方が2名所有されておられまして、現在ですね、私どもの情報としましては、過去の交渉経過等とも踏まえまして、現時点では、待避所そのものを道路として協力いただくということについては、非常に厳しいという情報を持っておるということでございます。ただですね、鳴川路線の改良拡幅につきましても、現在の待避所のある場所よりか対側のほうに拡幅するという、こういう計画になってございます。その辺のところの整合性もあろうかというふうに思うんですけども、事業が完結した、その辺のめどがつく段階でですね、再度その地権者のほうには改めて交渉して暫定的にも使わせていただくという部分につきましては、交渉する余地があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

交差点の規制等の関係なんですけども、条件つきでどのようなことで規制等が入らないのかというような御質問でございます。規制の中でもお答えの中で申し上げましたように、信号機の設置につきましては、御存じのように奈良県下一斉に信号機の設置要望の中で優先順位をつけられて決定されていくもので、な

かなか当該交差点について信号機の設置までに行き着くには、ちょっとしんどいかなという思いであります。ただ、引き続き、将来のためにも信号機の設置というのはしていかなければならないということで、現在も進めているところでございます。

信号機は多額の費用がかかるわけですが、一たん停止等の規制につきましても、さほど費用もかからないということで、何とか優先道路を明確にできるような方法をとということで停止線あるいは誘導線も含めて西和警察署に協議をしているところでございますが、何分規制となりますと、公安委員会の決定でございます。認可がおりていないというのが現状でございます。状況的に我々町の担当といたしましても、現状をもう少し西和署と協議の上、いまの状況をより詳細に危険箇所であるということを訴えていながら、何とか規制あるいは規制が入らなくても何とか指示線、誘導線という方法もございまして、そういう方法も含めて警察署のほうと協議をしてまいりたいと考えております。

○議長

山田君。

○9番

鳴川路線の拡幅についてはですね、9時から17時の工事期間中の使用だということで申請を受けてると、それ以外はバリケードで閉鎖するということで、ただ、そのお昼の時間帯については、今後、工事期間中ということもあって、今後、申請者と協議していくということで、その申請をされてる事業者だけのダンプでもないんでね、結構あの鳴川路線、いろんな工事用の車両も通行しますんで、町という視点からですね、この部分についてはですね、せっかく拡幅していただいたんですから、町の方向づけとしても民間の一般車両も通行できるということでの指導というか、お願いを強くしていただきたいということで、これはお願いしておきますんで、答弁結構です。

それと、拡幅地ですね、今後も工事完了後もですね、拡幅を引き続き、借地等も含めて地権者と協議していくという姿勢を明確にいただいたんで、そのことは相手もあることですので、引き続いてそのときには、しっかりとした要請というか、交渉をしていただくということでお願いをしておきます。これも答弁結構です。

もう一つ、最後、交通安全対策なんですけどね、西和警察との協議なんですけど、例えばね、私は、いま優先道路が明示されてない。危ない、例えばね、交差点になってるんですが、両方町道ですよ。片方のセンターラインとかを延長させることによって優先道路が明確になるんですよ。そういうことはで

きないんですか、その点についてお聞きします。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

いまおっしゃっていただきましたように、西線の側が東山からずっと入っていったところでございますが、それは、交差点の手前までセンターラインが引かれていると、それを越えて、鳴川路線を越えて対面側については、引かれていないというような現状でございますので、どちらが優先としてあるかっていうのはなかなか難しい現状でございます。そういうことで、これは道路管理者の経済建設課とも協議の上、センターラインが引けるかどうかというのは協議をしていきたいと考えております。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

ただいまの交差点の安全対策の処理なんですけども、住民生活課長が申し上げましたとおりなんですけど、一定ですね、いま優先道路を一定、その警察と協議をします。その中で、当然のことながら中央線、それと外側線ですね、その部分の処理、それともし鳴川路線側がとまれの標識がもしできないのであれば、ゼブラ等で要するに徐行表示、そういったところをですね、警察の協議の中で最終的に協議が調えば道路管理者のほうでそういった処理は行っていくということで御理解いただきたいと思います。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。一定の協議がどちらにしても要るということで理解しましたけど、本当に危ないと思います。もう皆さんこの話しても、大体頭の中で想像つくと思うんです。ほとんどの方が一たん停止なしでぼんと飛び出して来る車も見られてると、経験されてると思うんです。いま現在は、死亡事故につながってないだけ、これ不思議なぐらい、よかったなど、こういうお話をいまさせていただいたんでね、一刻も早く行政として優先道路等の明示をしていただきますようお願いをして2点目に移りたいと思います。

○議 長

総合政策課長。

○総合政策課長

大きい2項目めの、まず1点目、近畿日本鉄道株式会社との協議についての質問にお答えいたします。

公共交通利用促進のための利便向上について、毎年奈良県道路交通環境課、近畿日本鉄道株式会社、平群町とで協議を行っており、昨年度は、平成23年2月8日に平群町で開催し、町からは町長を初め関係課も出席し、近鉄生駒線の複線化や近鉄生駒線の始発及び終電の延長、近鉄沿線の住宅地活性化、その他、地域からの要望と懸案事項についての要望いたしました。

近鉄最終電車の時間延長等の要望につきましては、近畿日本鉄道の担当者からは、前回と同様の状況であり、乗務員の睡眠時間の確保、車両を留置するための運用の変更、夜間の保守作業時間の確保等、解決すべき問題が多く、平成3年をピークに生駒線の利用人員が減少していることから実現するのは難しい状況である。いまは現行のダイヤを維持することに力を注いでいきたい。近鉄生駒線の複線化についても費用対効果と収益の確保が大前提であり、輸送人員の減少が続く中、お客様にとって鉄道が不可欠な乗り物ではなくなっているため、投資効果が見えないという現状を踏まえると実現するのは難しいという内容の回答でありましたが、本町といたしましては、引き続き重点課題として継続して粘り強く要望していきたいと考えております。

続きまして、2点目の新婚世帯向けの賃貸住宅家賃補助制度の創設について、その後の調査、研究成果、問題点、方針についての御質問にお答えいたします。

他市町村の取り組み状況なども参考に調査を行っていますが、県内では、過疎対策として県外でも人口減対策や定住促進対策として家賃補助や住宅取得に対する助成金、奨励金などの事業をおおむね各団体の一般財源で財源措置しているケースは多くありましたが、住民税を還元する方法で実施している例は見つけることができませんでした。住民税を納税実績の一部を還元する方法で具体的に制度設計を考えてみますと、補助基準となる住民税の納税額については、前年度の所得を基準としており、年度間で変動が生じること。納税時期にタイムラグが生じること。課税基準日が決まっており、年度途中など新規の転入者については1年遅れとなることなどが課題となります。納税後の還元ということで、実質的な税金の還付制度と類似した形になるので、対象者の方が実際の便益、金銭的な補助を受けられる時期が先となり、効果を実感していただく時期が遅れるという面があります。このように具体の補助要件、補助対象者、補助基準、申請決定手続などが複雑になり、かえってわかりにくいものになってしまうことが想定されます。そのようなことから、住民税の還元する手法での家賃補助制度につきましては、制度設計が難しいと考えております。仮にこのような家賃補助制度を実施するのであれば、やはり他市町村が行っているよう

な家賃補助制度等のほうがわかりやすく効果的であるのではないかなと考えております。町といたしましても、若者世代の定住化施策の必要性を十分に感じており、転入、転出者アンケート調査や人口の動きなどの動向を注視し、どのような施策が効果的なのか思案しているところですが、現在、財政状況が非常に厳しい折、新規事業の凍結や事務事業の見直しなど財政健全化を進めており、一定の財源を伴う制度の導入については、大変厳しい状況であり、引き続き検討課題とさせていただきたいと存じます。

続きまして、3点目の若い世代の定住促進のための町の方針、政策についての御質問ですが、議員御指摘のとおり将来のまちづくりのためには、その担い手、原動力となる若い世代の人口増、定住化促進は大変重要な課題であると認識しており、一定の政策、具体の施策が必要であると考えています。現在、転入、転出者アンケート調査や人口の移動の動向などに注視し、どのような施策が若者世代にとって魅力があり効果的であるのか。また、財政状況も厳しい中、思案を重ねているところであります。

御提案のような医療費の小学校卒業までの無料化や子育て支援策など、他市町村にない特色のある独自の魅力のある施策は、若者世代が定住を考える好材料であり、非常に効果的な施策であろうかと考えられます。

しかしながら、現在のところ、財政状況が改善傾向に向かっているとはいえ予断を許さない厳しい状況であることには変わりなく、新規事業の凍結や事務事業の見直しなど、財政健全化を図っている中で、新たな財源を伴う新規事業の実現は困難な状況であるとも考えています。同じような答弁となるかもしれませんが、町としても子どもの歓声が聞こえるまちづくりを目指し、まちの将来を担う子どもたちのためにも、子育て支援事業や母子保健事業、学童保育事業などの既に実施している施策については、財政状況が厳しい中でも可能な限り予算を確保し、きめ細やかに実施させていただいているところであり、引き続き可能な限りの継続実施や充実をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

はい、山田君。

○9番

1点目の近鉄との協議についてですが、3年連続ですかね、こっち来ていただいて。本来ならば、こちらのほうお願いするんで、向こうに行くほうがええかなって思うんですけど、まあ何かなかなか向こうもお願いされると困るので、こっちへ来られるのかなって、私勝手に考えるんですけどね。町長も一緒に出席いただいて、強く要望されたということなんですけど、確かに近鉄にお

願いするしかない。引き続き強くいろんなことを要望してもらおうということをお私としても願うしかないんですけど、ただね、前回の答弁の中でも、いろんな折衝をしていただいています。始発、終電、それと複線化、いろんなこともお願いされてるんですけどね、近鉄がおっしゃることはよくわかります。営利企業です、当然利益の追求していかねばならない、これ以上の利益が期待できないのに終電で経費がかかると。例えばそしたらね、意気込みとしてもね、町、出す、出さないは別にして、1本終電遅らせてもうたらどれぐらいかかるんですか。町としてもまちづくりのため、若い世代来てもらうためにも検討したいということも含めてね、それぐらいの、言ってくれるかどうかわかりませんが、それぐらい町も負担しますよというぐらいの意気込みを持ってですね、交渉していただきたいということを、これはもう答えていただいてもしょうがないので、お願いとしてね、今後も含めて、今後も折衝していただくのはお願い、当然なんですけども、そういう中身をこっちも持ってですね、折衝していただきたい。選挙を通じてね、私のピラを見ていただいた方でも、少人数ではあるかもわかりませんが、本当に終電、何とかならないか、そういうことを言ってくれてるんであれば、私も何とかちょっとでも遅くしていただけたらと思いますっていう方もおられました。少人数でしょうけど、そうおっしゃられたのはね。でも、それは魅力の一つになると思います。大きな魅力の一つになると思います。それはひとつお願いをしておきます。

2点目、3点目、もうほとんど同じことで、二つ目が具体的で、3点目はそれをまた大きく聞いてるんで、一緒にいきたいと思うんですけど、新婚世帯向けの賃貸住宅家賃補助の創設についてはね、いま課長答弁いただいたんですけど、県内も調べたと。いろんなできない理由も言っていただきましたけど、何かできない理由ばかり並べたみたいでね、大阪市や神戸市では家賃の補助をやられている。それは前から私、お話してました。財政が厳しいからっていう理由づけだけでね、できないって言い合ったから、じゃあこれやったらどうなんですか、新しい人が入ったらこうですよっていうことも提案させていただいた。いま調査研究って、前の時点で調査研究っていうお話があったんで、現実的に、私、一番不思議なのは、ほんまに調査研究されてるのかな、その私の質問のときだけ調査されてるだけなのかな。そこに研究は入っているのかな、研究は入ってないと思うんですよ。そういう意味でね、町長ね、朝の答弁の中でもね、こういうことは本当に必要だということはおかるんですよ、若い世代の定着化を図っていかねばならないということは。その上で、子どもの歓声が聞こえるまちになっていくんだということを理解されてるのもわかります。でも、答弁で、朝の答弁の中でもいま活性化策をやってます。駅周やってます、

小学校の再編成やってます、幼保一体化も考えてます。これ本当にこの三つ、町の活性化になるけど、本当に若い世代の定着と結びつくと思います。むしろ再編成なんて、若い子が離れていくもとなんですよ。あのね、だからね、私が何を言いたって、真剣にね、研究していただきたい。目玉が必要だと思うんですよ。要は、小学校卒業までの医療費の無料化とか子育て支援に対する対策、学童保育、大事なことだと思います。でもね、よその市町村でやられていることじゃあ目玉にならない。私は、この立地条件、私いいとこだと思いますよ。皆さん当然思われているんですけど、環境もすばらしい、交通についても特に不便ではない、ただ、利便性が高いわけではない。そういった意味でね、本当に研究して、いま目玉として考えていかなければならない。私、それがね、家賃補助制度、よそがやってたらだめだと思う。よそがやってないから平群町がしなければならないと思うんですよ。それが10年、20年先の平群町を考えることだと思うんです。そういう意味ではね、いまできない理由、課長、いろいろおっしゃられましたけど、できない理由じゃなしに、それをつぶしていく研究をしていかなければならないのではないかなと思うんですが、これは町長にお聞きしたいんですけど、そういうことについて研究していかなければならないと思うんですが、ということは、平群町にとってよそにない独自性です、独自性を持った施策をすることが本来の若い世代の定住の促進につながると思うんです。できない理由は、いろいろいつもお述べになるんですけど、町長、その辺でね、政策としてね、独自性を持つということは、よそにないことをするというので、かなりいろいろ大変だと思うんですけど、そういうことを進めていこうということ、福祉についてもよそに並んだだけだというお話もいまままでございました。さっき、町長はでも7年ぶりでしたっけ、やっと赤字団体から脱却したという意味では、新しい平群町をつくっていかなければならない。そういう意味で、独自性ということ、研究をしていかなければならないということについてどうお考えでしょう。ちょっと町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長

はい、総合政策課長。

○総合政策課長

まず、1点目の近鉄の協議についてでございます。

確かに要望するだけで、近鉄のほうに要望するだけでは、実際、内容、回答の内容も毎年あまり変わらないということも含めまして、やはり要望するだけではなく、町としてやはりできることをこれから近鉄に対して提案して、今後も引き続いてですね、近鉄要望につきましては、継続して続けていきたいとい

うふうに考えております。

それから、2点目のことでございます、ちょっと回答になるか、回答になったかどうかわからないんですけども、確かに団塊の世代の定年であるとか、全国的な結婚、出産年齢の上昇とか、合計特殊出生率も2010年では1.39となっておりまして、日本全体が人口減少社会というふうになりつつある中、最近の国勢調査人口の中でも奈良県下の一部の市町村を除きまして、ほとんどの市町村が人口減少となっております。ほとんどの市町村がこの人口問題の取り組みを痛感しているところであり、新たに他市町村からの転入者を増やすのは容易なことではありません。平群町の住民生活課で継続し、実施しております転入、転出者に対するアンケート調査の質問項目の中でもですね、あなたは将来また平群町に戻ってくる予定がありますかとの質問に対する結果を見ましても、平群町にまた戻って来られる方とあるいは戻る予定がないっていう方の割合につきましては、若干戻って来られるという予定の方の回答のほうが上回っておりますけども、おおむね半分半分ぐらいの割合にあったと。この戻る予定のある方については、確実に平群町に戻っていただく、あるいはまた戻る予定のない方についても、その一部の方でも平群町に戻っていただく施策が、また広く新たな若者世代の転入につながり、人口減が食いとめられるのではないかと思います。転入、転出者アンケートでも、平群町に対して望んでおられる施策、十分ではなかった施策から必要な施策を調査研究し、実施していくことによりまして、転出者の食いとめや転出された方のUターンが見込めるのではないかと考えております。かねてより議員からいろいろ御提案もいただいておりますことも含めまして、引き続き調査研究は可能な限りしていくということと、また現在、取り組んでおりますいろんな諸施策につきましても可能な限り継続実施とか充実してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

町長。

○町 長

議員御提案の家賃補助制度など、その他の施策も一つの有効な策であるということとは言えると思っております。

しかしながら、長期的、総合的な視点に立って考えれば、最終的には、行政サービスの質を高めるということ、平群町全体を底上げするというところであります。当然、イメージも大切でございます。例えば赤字団体であるということは、ここ数年平群町のイメージをダウンさせてまいりました。そういった意味では、このたび皆様方の御協力いただきまして、大きな課題を一たんは克服で

きたというふうに思っております。これからは、現在取り組んでおります駅周辺整備事業やバイパスの活性化、企業誘致、さらには、観光と農・商・工連携によります地場産業の振興、コミュニティーバス運行などなどによります新しいまちづくりであります。加えまして、小学校再編成によります教育の充実、幼保一体化による幼児教育と保育所機能の一体的充実であります。2園、北幼稚園を入れますと3園ですが、その2園と2小学校、1中学校の連携によりまして平群町を教育の質の高い町に押し上げたいと考えております。こういった新しいまちづくりや学校教育の質の向上といった基本的な政策をできるだけ速やかに円滑に完成させることによりまして、若い世代にとりましても行政サービスの質の高い魅力的なまちとなり、結果として定住促進につながるものと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議 長

山田君。

○9 番

そつのないというか、町長の答弁ですけど、特に大きな、何て言うんでしょう、優等生的な答えといいますか、特に大きな問題もないようなお答えだと思っておりますけど、ただ、それでは本当に魅力を感じてもらえるのか、私はそこを一番言いたい。いま行政サービスの質を上げることは当然の話ですが、それだけで本当に若者が来てくれるんでしょうか。どこの市町村も取り合いになっているんですよ。そしたら、目玉を持って魅力をアピールしていくことも大きな大事な一つだと思います。現実問題、あまり言いたくなかったんですけど、平群町出身の職員の方でも、いろんな個人個人、事情もございましょうが、平群町外に住居を構えられてる方もおられます。行政の中身を一番わかっている職員です、大きな目玉があればまた変わっていたかもわかりません。個人個人いろんな事情もございます。そういったことも踏まえてですね、町長の方針一つです。町長がそういう方向で、朝からもいろいろ出てましたよ。検討中であるとか、何を重点にするか見きわめている、いま町長が見きわめなければならぬのではないのでしょうかということを含めて、さらなる若い世代の定住促進のために検討していただくことをお願ひを申し上げまして一般質問を終わります。

○議 長

山田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号8番、議席番号3番、奥田君の質問を許可いたします。

はい、奥田君。

○3 番

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

平群町内東西方向の広域幹線道路の必要性についてであります。

国道168号線バイパス道路は、日増しに車両が増加して、交通渋滞が発生しています。平群町都市計画マスタープランにもあるように、今後大和都市計画の区域区分及び用途地域の変更に伴い、平群バイパス沿道市街地環境の形成を図る計画の決定、認可がおりた場合、なおさら交通渋滞の発生が予想されます。これを解消するためには、やはり東西方向の広域幹線道路が必要であります。現在は、町内にはなく、町外の国道などに依存しており、町内外の交通は大きな迂回を強いられております。特に、郡山方面と直接連絡する道路の整備が急務となっております。以前からこの件についての一般質問もありましたが、その後の交渉経過や計画立案はどうなっているのか、説明してください。また、東西方向の都市計画道路、平群西線、平群駅周辺整備事業のメイン道路を関連させて国・県へ要請していただきたい。

以上、よろしく申し上げます。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、仮称東西線の御質問にお答えをいたします。

まず、経緯から申し上げます。仮称東西線の整備計画につきましては、平成6年ごろから平群町から郡山市へアクセスする道路が必要でないかという議論がされるようになり、両市長によりますワーキング会議を重ね、必要性や経済効果、ルート決定等の原案を作成してまいりました。

要望につきましては2市4町で構成する郡山土木協議会を通じて、毎年継続して奈良県に要望をしているところです。奈良県からの回答としましては、仮称東西線につきましては、トンネルを含む約3キロの新設道路となることから、道路状況や費用対効果を踏まえながら将来的な課題と考えている旨の回答をいただいていることを御報告申し上げておきます。現在、奈良県で実施をされております国道168号線、上庄バイパス壺分バイパスや椿井橋のかけかえ工事、県道椿井王寺線の道路整備事業の完了時を想定した場合、南北の道路事情は現在よりはるかに利便性が高まることが予想をされます。

一方で、東西の道路につきましては、未整備であり、仮称東西線の整備は郡山方面や大和中央道へアクセスする広域幹線道路として必要不可欠であると考えております。このことにつきましては、今後も引き続いて早期の実現化に向けまして県に要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

奥田君。

○ 3 番

仮称東西線と言いますと、時計で言うたら1時ぐらいのそこへちょっと、郡山のほうへね、行ったら、それは地形的にもトンネルなしでいけるような線形でなると思っています。そういうことも必要であるが、やはり平群西線やとか区画整理の道路、県道信貴山線のあの延長なんか、直通的な道路を希望しているわけです。何回も交渉されておりますけれども、まだ計画決定にもなっていないのと違いますか。それならば、題目にありますように、平群町東西の広域道路という点では、ちょっと時計の1時ではちょっと物足りないと感じますので、もうちょっとトンネルを利用して、三里を通過して、そして、トンネルを新設して郡山、斑鳩方面へ抜ける案はどうかと思っておりますねんけど、どうでしょうか。

○ 議 長

経済建設課長。

○ 経済建設課長

平群西線につきましては、現在、都市計画決定をされておまして、このことにつきましては、かねてからほかの議員からの質問等もありまして、一定、お答えをさせていただいております。ただ、具体的な事業化には、まだされていないということでございます。

それと、平群駅前線につきましても午前中の馬本議員の質問にお答えをさせていただいたとおり、今後、引き続いて調査研究して進めていくということでございます。

東西線でございますけれども、これはですね、過去からほかの議員からも御質問もいただいております。さらに言いますと、都市計画マスタープラン等の道路計画の上位計画にも位置づけもされておるということでございます。それと、あと要望に至った経緯ですね、これにつきましては、郡山市や関係機関との合意形成のもとで現ルート、現ルートと言いますのは、上庄バイパスから県道矢田寺線という、こういうルート、距離が3,130メートル、うちトンネル部分が2,300メートルということの構想道路ということで、具体的に地図も明示をして県に要望しているということでございます。これは、現地踏査も行っております。また、さらに言いますと時間距離も算出しておるということで、このような経過で要望に至ったということでございます。東西にアクセスする広域的な道路につきましては、よほどのこれは社会情勢の変化がない限り、現行ルートで継続要望を行っていきたいというふうに考えております。このようなことで御理解いただきますようお願いいたします。

○ 議 長

奥田君。

○ 3 番

よろしく申し上げます。早く都市計画決定を打っていただきまして、事業認可をして一日も早く東西道路を建設していただくようお願いいたします。

これで質問を終わります。

○ 議 長

奥田君の一般質問、これで終わります。

発言番号 9 番、議席番号 1 1 番、繁田君の質問を許可いたします。はい、繁田君。

○ 1 1 番

それでは、通告に基づきまして、大きく 3 点にわたりまして、本日一般質問をさせていただきます。

まず 1 番目、これは、初日に町長のあいさつの中にもございましたが、1 審の判決が出ました町有地売却をめぐる裁判について、町が勝訴した内容についてお尋ねをいたします。

去る 5 月 2 6 日、奈良地方裁判所において平群町長が訴えられておりました町有地売却をめぐる損害賠償請求訴訟において、原告住民の請求は全面的に棄却をされ、町長の措置に何ら瑕疵がなかったことが司直の判断によって明らかとなりました。

本件訴訟の要点は、西向の旧バス回転所を町が不当に安い値段で売却したため、町長に損害賠償を求めたものと聞いております。平成 2 0 年 3 月にこの問題が議会で取り上げられて以来、議員個人のビラやにわかにならば結成をされました住民団体なるもののビラが出され、あるいはまた街宣車などが動員をされまして、岩崎町長に対する誹謗、中傷とも思える喧伝がまことしやかに日常的に展開をされました。また、このような動きと連動するかのようになり、議会に対して百条調査委員会の設置を求める住民の請願が出されるに至りました。議会でこの請願が不採択とされるや、住民は監査請求を行い、これも却下されたため、同年 8 月、奈良地方裁判所に提訴をされたわけであります。提訴された時点では、事件に注目していた一般町民の方たちも、日本の裁判は非常に時間がかかり過ぎるので、いま現在関心も希薄になりがちであります。それどころか、ことし 1 月の町長選挙に照準を合わせたかのように、原告側は一方的にみずからとった鑑定を根拠に、超安値売却と決めつけましたが、被告の長は係争中を理由に、本年 3 月定例会で他の議員が一般質問をされたときも、見解を述べることを控えてきました。そこで、判決が出たいま、改めて次の点についてお聞きをいたします。

1 点目、町が当該土地を売却するに至った経過をお聞かせいただきたいと思  
います。入札により鑑定者を決められた経過から、売買契約に至った経過につ  
いてつまびらかにしていただきたいと思います。

2 番目、住民は、3 点にわたって町長等を訴えていたと報道をされていまし  
たが、具体的にどういう内容で訴えられたのでしょうか。

3 点目、それら住民側の訴えに対して、奈良地方裁判所は、ことごとく棄却  
をしたということですが、どのような理由で棄却をされたのでしょうか。  
以上、よろしく願いいたします。

次に2 番目、大きな2 番目です。防災諸品の備蓄状況と今後の補充計画につ  
いてお尋ねをいたします。

3 カ月前の3 月1 1 日に発生をいたしました東北大震災から3 カ月がたちま  
したが、いまだに避難所生活を余儀なくされている方が約9 万人いらっしゃる  
というふうに新聞報道でもなされておりました。本町では、発生直後、いち早  
く毛布や飲料水などの物資を供出しましたが、今回の地震は人ごとではござい  
ません。南海地震は5 0 年周期とも言われておりますが、1 9 4 6 年に起きて  
から既に5 0 年を経過し、そういう意味では、いつ地震が起きても不思議では  
ないと予知、予告されています。奈良県は、比較的災害の少ないところであり  
ますが、本町の地震ハザードマップによれば、中央構造線断層地震や生駒活断  
層地震などが想定をされ、震度にもよりますが建物の全壊率も1 0 %程度はあ  
るだろうと言われております。万一のときに備えて防災備蓄品を調べておかな  
ければなりません。現在の備蓄状況と今後の補充計画はどのようになっている  
のでしょうか、お聞かせください。

また、備蓄品は少なくとも8 カ所あります、防災拠点に分散して保管するほ  
うが避難所等への供給をスムーズに行うために必要ではないかと思いますが、  
この点については、どうでしょうか。

また、町が最低限必要と思われる食料や飲料水を備蓄することも大切ですが、  
平素から住民の皆さんにも、いざというときのために防災用品の準備を促すこ  
とも大切です。このような観点から、啓発、PRについてはどのように取り組  
んでおられるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、大きな3 点目であります。学校の安全・安心についてお尋ねをいたし  
ます。

統一地方選挙の最後に行われました町議会議員選挙の告示日、4 月1 9 日  
でございましたが、この日に起きてはならない事件が起きました。北小学校校  
区で下校中の女子児童が知らない成人男性に顔を殴打されたという事件です。  
直ちに学校関係者と保護者が善後策を協議したそうです。とりあえず翌朝の登校

時には、交番の警察官が同行いたしました。結果的に登校のルートを変更するという事態となりました。これは、小学校の児童だけではございません。北幼稚園に通われている当該地区の園児さんの集合場所も変更を余儀なくされました。事件当時に、同行しておられた学校ボランティアさんも居合わせた児童も双方非常に大きなショックを受けたことと思いますが、その後、きちんとカウンセリングができていますでしょうか。また、現在子ども110番の家の旗を時々かけているのを見かけますが、通学路の安全確保のために教育委員会としては、どのような対策を考えておられるのでしょうか。また、こういった事件の再発を防止する上で、児童や生徒がみずからを守るすべを身につけていくような教育も大切なことではないかと思えます。奈良県でも子どもたちが自分自身はもちろん、友人をも危険から守るために必要な行動と技術を学び、実践するための活動、キャンプとありますが、これを取り入れているところもあります。キャンプは一例ですが、本町でもそういった取り組みが必要ではないかと思えますが、教育委員会としてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上、大きく3点にわたって質問をいたしました。当局の簡潔、明確な御回答をお願いいたします。

○議長

監理課長。

○監理課長

議員御質問の1点目の町が当該土地を売却するに至った経過についてお答えいたします。

本件土地を売却するにあたり、土地の最低入札価格を決めるため、平成19年11月5日に本件土地ほか1筆の土地の鑑定を競争見積もりにより依頼し、委託契約をいたしました。本件土地不動産鑑定評価額は、1,093万5,000円であり、その評価額に基づき町は、最低入札価格を評価の同額の1,093万5,000円と決め、インターネット公有財産売却システムを利用する一般競争入札を行いました。当該入札は、平成19年12月5日に公告され、参加申し込み期日が同日から平成20年1月16日まで、入札期間が同月23日から29日までの期間で実施し、入札が行われることは町広報、ホームページ並びに複数の新聞に掲載させていただきました。また、入札仮申し込み者は8名でありましたが、最終的に入札したのは3名であり、最高入札価格1,301万円で落札者が決定し、平成20年2月1日に売買契約を締結しました。

以上が当該土地を売却に至った経過となります。

続きまして、2点目の御質問の提訴された内容について、先ほど議員がお述べの、住民が3点にわたり町長を訴えていた内容についてお答えいたします。

まず1点目は、本件土地の公売における最低入札価格を1,093万5,000円としたことにつき、鑑定及び土地の評価方法に重大かつ明白な誤りがあり、原告の主張する適正評価下限額2,916万4,334円との差額である1,615万4,334円の損害が平群町に生じたということ。

2点目は、町長は本件鑑定の評価額が不当に低額であると認識できたにもかかわらず、本件売買契約を締結したこと。

3点目は、町が不動産鑑定を依頼した不動産鑑定士が故意または過失により誤りのある鑑定をしたこと。以上3点が提訴の内容となっております。

続きまして、3点目の御質問、奈良地方裁判所の棄却判決の理由についてお答えいたします。

当該裁判の争点である本件鑑定における本件土地の評価額は適正であるか及び不動産鑑定士に注意義務違反はあるかに対して、奈良地裁は、不動産鑑定士として合理的な裁量の範囲で本件土地の適正な価格を算出しており、本件鑑定における本件土地の価格は適正である。また、不動産鑑定士がその合理的裁量の範囲を逸脱したと認めることもできなく、意図的に価格を低く評価したと認めることもできない。またもう一つの争点である被告の違法性について、奈良地裁は、本件鑑定における本件土地の評価額は適正であり、被告がそのような本件鑑定を信用して、最低売却価格を定めたことに何ら違法性はなく、原告の主張を採用することはできない。また、本件土地が不当に安く公売されたとの主張についても、本件鑑定における本件土地の評価額は適正であることに照らせば、原告の主張には理由がない。よって、他の争点、損害、因果関係についても判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないことから棄却する。以上が判決の内容となっております。

以上でございます。

○議長

繁田君。

○11番

ちょっと専門的でわかりにくい部分がありましたので、少しわかりやすく説明をしていただきたいと思いますと思うんですけども、住民からの訴えがありました、その鑑定士が故意または過失によって誤りのある鑑定をしたために不当に低い価格になったというところなんですけれども、これはですね、問題になりました平成20年の議会でこの問題が取り上げられたときの会議録なんですけれども、建築可能面積が何平米だということところで、主にその見解が分かれたというか、争われたような気がするんです。その建築可能面積を算定するための基準をどこに置くかということが最大の問題になったようなんですけれども、まず、

町長がというか、町が鑑定をとられたときに、公有財産売却物件調書によると、物件の引き渡しは現状有姿で行いますということが大前提になっているので、そのままの状態ですけれども、どれぐらいの有効面積があるかという視点で鑑定士は鑑定をされたんだと思うんですが、裁判を進められる中で、これ一つ原告側の主張として言われている部分なんですけれども、本件土地には、くい基礎工法を用いることによって建築基準法に適合する建物を安全に建設することができ、その際に必要となる交換くいの本数は多目に見積もっても50本程度で、費用もせいぜい100万円ないし120万円程度であるが、本件鑑定は、これは町のほうをとった鑑定ですね、同工法による建築、建物建築の可能性について全く考慮していない。くい基礎工法により本件土地に、これは西向の土地ですね、安全な建物が建築可能であるところ、本件条例、これは本件本件って、これ判決で出てくるのでややこしいんですが、奈良県建築基準法施行条例を指して言うてるらしいんですけれども、その施行条例第3条2項3号に該当し、建築制限を受けないから本件鑑定が建築制限を理由に減額したのは誤りであるということ原告側は主張しているんですが、これが一番裁判の重要なポイントになるところだと思うんですが、この原告側の主張に対して裁判官はどのような見解を示したのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長

監理課長。

○監理課長

お答えするときはですね、なるべく忠実にということで、判決文を持っておりますので、その部分のほうの紹介をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど議員がお述べになりましたくい基礎工事によって本件擁壁に負担をかけないで建物が建つことから、本件土地は安全上支障がない土地に相当するという原告の主張に対しまして、これは判決文なんですけれども、しかし、くい基礎工事によって技術基準を満たさない本件擁壁の安全性が回復されるものではなく、また、くい基礎工事によれば建築確認が認められるということもできない。以上、本件土地が奈良県建築基準法施行条例第3条第2項第3号に該当して、同条1項の制限を受けないことを前提とすることはできないというふうに判決文の中では書かれております。

○議長

繁田君。

○11番

わかりました。この奈良県の建築基準法施行条例の第3条の1項の部分なん

ですけれども、ここにがけの上のものによっては、がけの肩から、がけの下のものにあっては、がけの上端からそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならないという内容があるんですね。これは、高さが2メートルを超えるがけに近接する建築物の場合の条件なんですけれども、そもそも町がとった鑑定には、この条例第3条第1項に基づいて価格を算出されているわけですから、そういう意味でも今回の第1審の判決は、私は非常に評価をできる判決であるというふうに思っています。

ただ、1点だけ町長にお聞きをしておきたいことがあるんですけれども、鑑定者をだれにするかということも入札をされて、鑑定士を決められて、鑑定をとられたわけですね。その鑑定の結果をごらんになったときに、町長自身がこれは平成20年の3月、一般質問に答える形でですね、安いなというふうに思った。鑑定の結果を見てですね、この価格、1,093万5,000円という価格が安いなというふうに思われたわけなんですけれども、再度の鑑定はとられていないというところに私はずっと疑問を感じているんですけれども、再度、鑑定をとらなかったのはなぜでしょうか。

○議長

町長。

○町長

当時ですね、担当課長のほうから鑑定価格の報告がございました。その報告の金額を聞いた瞬間は、確かに安いなというふうに思ったわけでございます。ほんで、改めて鑑定を見て、適正な価格であると納得したところでございます。特に、いま繁田議員御指摘のように、一番のポイントはですね、がけの高さの2倍の範囲は建築できないという、こういうことでございますので、結局、それをですね、がけというものは、普通の土質であれば30度の角度で土砂崩れが起こる可能性があるわけです。この擁壁はですね、県の施行した河川擁壁の上に違法な形で、判決にもありますけれども、基準を満たさない擁壁が2段積みされておるということでございまして、当然、当初は安全であったと思われる河川擁壁が違法な形で土砂が大量に、上に積まれたもので、この河川擁壁が川のほうに向かって押し出されるという力が働くわけでございます。そういうことになれば、当然30度の角度で土砂崩れが起こる可能性があるということで、それをもとにですね、奈良県の建築条例ができてると。条例では、30度でしたら1.73でございますが、条例では、安全を見て2倍の範囲は建築を制限していると、こういうことでございます。判決にもありますように、くいを打ったとしてもその基準を満たさない擁壁は、くいを打ったからといって基準を満たすことにも、基準が回復されるわけでもございませぬので、それを私が

鑑定で見せていただきまして、基本的なところで納得したと、こういうこと  
でございます。

○議 長

繁田君。

○11番

私なんかこういう部分に関しては、全くの素人なんで、それで問題が、この  
議会の中で問題が提起をされて、初めて県の関係のほうに行ったりとかして、  
事情を聞いて、かなり納得するまでに時間がかかったんですけども、町長が  
そういう鑑定を、つぶさに見られた上だと思っんですが、そういうふうに納得  
されたというのは、何かやっぱりそれだけの専門知識があるからなんですか。

○議 長

町長。

○町 長

私も一応一級建築士の資格を持っておりまして、一級建築士でもですね、意  
匠分野、構造分野、設備分野といろいろ専門はあります。少なくとも私は、構  
造分野ではございません。意匠分野のほうでございますが、少なくとも一級建  
築士であれば、この程度の鑑定を見れば、大体それは理解できるということ  
でございます。

○議 長

繁田君。

○11番

わかりました。そしたら、1点目については、これで結構です。

2番目についてお願いいたします。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、2項目めの防災諸品の備蓄状況と今後の補充計画についてお答え  
をさせていただきます。

まず、1点目の備蓄状況と今後の補充計画についてであります。

地震等の大規模災害におけます被災者への食料品や生活必需品などの供給体  
制については、乾パン、アルファ米、飲料水、毛布、簡易トイレ、土のう袋、  
ブルーシート、くい等の防災備蓄品を役場内の防災備蓄倉庫に備蓄しておりま  
す。現在の主な備蓄状況としましては乾パン1,800食、アルファ米2,0  
00食、ミネラルウォーター、これは500ミリリットル入りですけども3,  
000本、毛布500枚、簡易トイレ2,000枚をそれぞれ備蓄しておりま

す。今後ですけれども、先般の東日本大震災における提供等もございましたので、若干不足している部分があります。これの追加補充のため、次の9月議会におきまして品目や数量を改めて考慮しながら、補正予算の対応も視野に入れて早急に最低震災前の数量は確保したいというふうに考えています。

なお、今後の防災備蓄についての考え方としましては、町としましては、通常備蓄には、どうしても備蓄量に限界がきますので、大量の物資供給を可能とするため流通備蓄にも重点を置き、支援協力団体と災害時の協定体制づくりを進めているところでございます。

次に、2点目の備蓄品の避難所等への分散備蓄についてでございますが、これにつきましては、学校や教育委員会とも協議を行いながら、防災備蓄品の充実強化っていう、そういう観点で余裕教室等も利用し、必要物資を分散して備蓄できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の防災用品の準備を促す住民の皆さんへの啓発についてでございます。

通念的に、家庭においても飲料水、食料等の備蓄及び非常持ち出し品の準備をお願いしておるところでございます。啓発につきましては、ホームページを中心に周知を行ったり、近年でしたら、近年作成しました防災ハザードマップや地震ハザードマップをそれぞれ各家庭のほうに各戸配付しております。その中で非常持ち出し品、家庭内備蓄品の紹介等も行い、家庭や事業所の中でも最低3日分の食料品や水、生活必需品の用意を促す、そういった旨の記載をして啓発をしているということでございます。加えて、自主防災組織の結成に向けて現在取り組んでおりますけれども、自治会や地域の団体などを対象とする出前講座も最近、ちょくちょくやっていただいております。こういった機会をとらえて啓発させていただいているところでございます。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

ありがとうございます。本来、備蓄している数から当然供出しているわけですから、減っているわけなんですけれども、いまの課長の御答弁では、9月議会で補正をしてもとある量に、量というか、備蓄品を戻したいということだったと思うんですが、これいま6月ですから、9月の議会で補正を上げて通って、それから購入するとなっても、約3カ月ぐらいのブランクを生じてしまうわけですね。その間、何も起こらなければいいんですけれども、もし万一何かが起こった場合の対応っていうのは、非常に困難になってくると思うんです。です

から、もう少しその辺は可及的速やかに対応ができないものかなというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

それから、学校関係などでも余裕教室を生かして備蓄品を分散していくということについての協議は進めていただいているようですので、これについては、1カ所集中ではなくて、集中してる1カ所がかなり被災した場合には、その備蓄品自体の持ち出しも不可能になってきますから、ですから、これも鋭意協議をしていただいて、必ずこれは何らかの形で分散備蓄をしていただきたいということは申し上げておきます。この部分については答弁結構ですけれども、補正関係については、かなり時間がかかるので、そのあたりどう考えておられるのか、再度御答弁をいただきたいと思います。

それから、啓発活動についてなんですけれども、実はいまおっしゃった地震ハザードマップ、これですね、それから平群町の防災ハザードマップが、これ配付していただいているのは、私もよく承知していますが、これちょっと私もどこに保管しているのかわからなくて、あと一般質問するためにちょっと探さなければならない状態だったんですね。これは発行年を見ると、防災ハザードマップのほう平成20年に2月に作成されていますから、おそらくその直後に配付をされたとしても、もう3年たってるわけですね。それから、地震ハザードマップ、こちらについては、比較的新しいと思うんですけれども、これ平成22年3月作成となっていますから、配付をされて約1年ぐらいたっていると思います。ですから、これまた再度ですね、こういう部分について、やっぱり啓発する意味でも、同じものをつくるというのは、多分大変だと思うんです。これ多分単費じゃなくて何かの補助金があつてつくって配付をされたんじゃないかなと記憶していますので、ですから、もっと簡単なものでいいんですけれども、住民の皆さんに危機感を持っていただくというか、いざというとき困らないためという形で、もっと簡単なもので結構ですから、作成していただいて広報に挟んでいただくというようなことも必要ではないかと思います。ホームページに載せていただいているというのも結構なんですけれども、みんなみんながパソコンを駆使してホームページをごらんになっているわけではありませんので、特に、高齢の方の場合は、やはり墨字による情報をとというのが大きな情報源になってくると思いますので、そういうものも用意していただけたらと思うんですが、あわせてですね、非常持ち出し品のチェックというののも、こういうふうに乗っているんですけれども、普段からこういう形で準備をしておけば、いざというときにそれを持って、袋一つを持って逃げれば避難所へ行けるわけですから、そういう啓発も行っていただきたいと思います。特に、日本人の特徴かもしれませんが、非常に風評被害に陥りやすい部分があつて、

東北の大震災があったときも、乾電池が足りないと言ったら、とりあえずみんなが乾電池を買いまくるみたいな、ちょっと一種パニック状態に陥ってしまう傾向が強いので、普段からきちっとそういうものを準備しておくようにという意味での啓発も必要になってくると思うんです。その点については、どのように考えておられるのか、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

まず、1点目の防災備蓄品の件なんですけども、時系列でいいますと、東日本大震災があって、3月11日やったと思うんですけども、16日に供出しています。平群町に持っていった備蓄品を。平群町の備蓄品については、一応年度末に大体購入してましたので、その後、すぐその部分については補足して購入したんですけども、ただ、若干それでも数が当初よりは減っているというふうな状況がありますので、いま現在そういう状況にあるというふうなことで、いま、今年度の予算でできるだけ早くその分については確保したい。それと、分散備蓄の関係の話もあったと思いますんで、その辺も含めて、もう少し備蓄量を全体として増やして分散備蓄をできるようにっていうふうに考えていきたい。その辺について9月の時に補正予算対応等で検討してみたいなというふうにいま考えています。

それから、住民への啓発、家庭で備蓄してもらう部分についてですけども、確かにハザードマップ等々につきましては、もう既に各戸配付して何年かたってます。当然、転入時に転入者の方については、そのときにお渡しはしているんですけども、当初にお渡ししたところについては、もう何年か経過してますんで、その辺についてのケアが必要かなというふうには思います。先ほども言いましたように、ホームページのほうにももちろん掲載はしてるんですけども、それ以外に近々というか、ちょっとまだ日程的にははっきり言えないんですけども、土砂災害のハザードマップづくりをいま現在、進めているようなところがありまして、その印刷をしますんで、そういったところなんかにも載せられるかなというふうには思っておりますんで、そういった形で引き続き住民の皆さんへの啓発活動については取り組んでまいりたいというふうに思ってます。

○議長

はい、繁田君。

○11番

わかりました。土砂災害のハザードマップも準備中というような、初めて聞いたんですけども、やはりいざというときに、最終的には、自分の命を自分

で守らないといけないんですけれども、やはり町民の生命と財産を守るというのが地方自治の本旨でありますので、ぜひともその辺はぬかりのないように、きちっとやっていただきたいなと思います。

2点目については、以上で終わります。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、3点目の学校の安全・安心について答弁を申し上げます。

まず最初に、議員御質問の最初に4月の19日というふうにおっしゃったかと思うんですが、事件が起こったのは4月の20日でございますので、報告をさせていただきます。

4月に、北小校区内で起きた事件につきましては、突然の出来事であるとともに、今後の対応について慎重に検討を進めなければならない事象だというふうに考えております。今回の事件は、よくある人のいない場所で行われた不審者による事件とは異なり、大勢の児童と大人がいる目の前で起きた事件であります。このような事件は、普段の安全見守り体制では防ぎようのない事件で、その場におられた保護者や見守りボランティアの方あるいは学校、私たち教育委員会にとっても衝撃的な事件でございました。学校では、当然、被害を受けた女兒に対するケアには、十分意識し、取り組んでもらっております。担任あるいは養護教諭、その他の教師からの声かけや観察、保護者との連携など配慮をいたしておりますけれども、これらについては、今後も時間をかけ、継続していきたいと考えております。

通学路の安全確保につきましては、現在、町内で約300軒の子ども110番の家に御協力をいただいておりますとともに、学校やPTAからの情報をもとに安全上問題のある事象については、できる限り改善を進める努力もしているところでございます。また、毎年12月に行われております総代自治会長会議でも、登下校における子どもの安全確保についてのお礼とお願いもしているところでございます。

一方、子どもたちの安全意識あるいは危機管理能力、規範意識等については、まだまだ未熟な部分があり、さらに指導が必要だというふうに考えていますが、このことについては、警察などの関係機関に協力をいただいて講習を行ったり、また、学校によってはキャップによる講習を取り入れるなど、各学校それぞれでより効果的な指導を、工夫をしているところでございます。

今後さらに、子どもたち自身の意識の向上を図りながら引き続き保護者や地域の協力のもとに取り組みを進めてまいりたいと考えております。よろしく御

理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

すみません、日付を間違えておりました、4月20日の水曜日の出来事でございますので、訂正しておきます。

ほんで、子どもさんについてのケアは、担任の先生や養護の先生方のほうできめ細かくされているということなんですけれども、学校支援ボランティアさんのほうのショックもかなり大きかったのではないかなと思うんですね。これによって学校支援ボランティアさん、ちょっとやめとこうかなみたいな、消極的になられる方が出てくるんじゃないかなという不安も実は私、持ってたんですけども、そのあたりについては、皆さんそういうことを乗り越えてやっていただいているのかどうかですね、ちょっとその辺確認をさせていただきたいと思います。

それから、いま110番の家は、300軒ぐらいあるということなんですけれども、子どもさん自身もね、ちょっとこれ誤解を恐れずに言うと、マナーができていない部分も確かにあると思うんです。運転してても思うんですけども、歩道があるのに歩道を歩かないでですね、車道のところを、道いっぱい広がって歩いたりとか、注意をしたらにらみ返されたりとかすることがあるんですけれども、そのあたり、小学校1年生に、入学当時は、多分西和警察のほうに来ていただいて、交通マナーの講習とか学習とか、実際に先生が引率されて登下校の、登校はないですけども、下校の道をみんなで歩いたりということもあるんですけれども、そのあたり子どもの交通安全も含めての安全教育について、もう少しどういうふうな取り組みをなされているのかというのを詳しく聞かせていただけたらと思います。

それと、キャップ活動も取り入れているところがあるということなんですけれども、キャップの活動は、子どもさんだけが対象ではなくて、実は大人もやっぱりそういう講習を必要としてるんですね。引率しているというか、学校支援ボランティアさんが例えば一緒に登下校しているときに、暴漢が来たときに、だれがその子どもを守るんかっていう、守り方っていうのがあるんですよ。大声を出して逃げるとか、不審者が寄って来たときにどう対応するんかっていうのもあるんですけれども、それ子どもだけじゃなくて、当然ボランティアさんの大人の方にも習得しておいていただかないといけないかなと思うんですけれども、その点については、どうでしょうか、再度御答弁をお願いします。

○議 長

教育委員会総務長。

○教育委員会総務課長

何点か再質問いただきましたので、お答えを申し上げます。

まず、ボランティアの見守り活動させていただいている方々につきましては、引き続きですね、何て言いますか、見守り活動を続けていただいているというのが現状でございます。当時、当日はですね、その4月20日の日ですけれども、直ちにその地区の保護者、ほとんどすべての方がお集まりをいただきまして、全体で約1時間、その後、登校している班ごとにいろいろ議論をしていただいて、今後の状況について話し合いも行っていただきまして、若干申し上げて、述べていただきましたけれども、通学ですね、方法じゃないですね、通学の路線についても若干変更もさせていただいたというところがございます。今回の事件につきましては、今回の事件だけを見ますと、基本的にだれが悪いということはないというふうにも思うわけですけれども、この事件を機にしましてですね、やはり、いま議員も述べていただきましたけれども、一つはやっぱり子どもの安全教育に対する取り組み、これをですね、もっともっとやっぱりしっかりやらなければならないというふうに、その点について一番強く教育委員会あるいは学校の中で議論をさせていただきました。この事件の翌日、4月21日付で学校の校長とPTAの会長名で、保護者に対して文書を出させていただいております。そこにはですね、少し長くなりますから全部は読みませんが、やはりいま少し議員も述べていただきましたように、子どもたちのそういった登下校を初めとするルールですね、マナーあるいはなぜ集団で登下校するのか、なかなかそのボランティアの方の注意が守れない、あるいは前から車が来てものけない、そういうようなことも含めてですね、やっぱり子どもであってもしっかり社会のルールを守ることがなければ自分たちの身は守れないんだという、そういった部分をしっかりですね、これからもですね、多くの子どもたちに理解をされるように教育活動が必要だということで、その文書を保護者に、思い切った文書をですね、出させていただいております。その点についても対応としては、我々としては非常にタイムリーな対応をしてもらったというふうに考えているところでございます。

また、キャップについてはですね、すべての学校でこれを行ったということではございませんが、過去にキャップを取り入れて交渉を行ったということを報告を受けております。これは議員もいま述べられましたように、子どもたちだけではなくて、大人もですね、そういった知識をキャップ等から得るということは重要なことであるというふうに考えています。今後もですね、そういった

機会、若干予算の問題もあるんですけども、そういったことも含めましてですね、より効果的な、できるだけ効果の上がる方法を今回の事件を機にしながら、学校の中で安全教育として取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

繁田君。

○11番

わかりました。やっぱり子どもの安全の確保というのは、単にその教育委員会だけとか学校だけっていうことではなくて、やっぱり地域、私たち地域に住んでる者も十分配慮をして子どもの安全にやっぱり気をつけていかないといけないと思うし、先ほどちょっとお話がありましたように、交通マナーができてない子どもについては、人の子であっても私たちみんなが注意をして、注意を促すというか、ルールを守るように子どもを諭すということも非常に大事なというふうに思います。人任せではなくて、やはり地域のことはその地域に住んでるみんなですべてやっていかなければいけないというふうなことも改めて思っておりますが、教育委員会のほうも、今後も十二分に子どもの安全教育については配慮していただきたいということを要望しまして、一般質問を終わります。

○議 長

繁田君の一般質問、これで終わります。

3時30分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時12分)

再 開 (午後 3時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

ここで時間延長、午後6時までとします。

発言番号10番、議席番号7番、高幣君の質問許可いたします。はい、高幣君。

○7番

議長の御許可をいただきましたので、3項目について質問をさせていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますよう、お願いを申し上げます。

1 番目は、北部地域の交通政策、括弧してバスと書いておりますが、バスを中心にした質問でございます。

今春の町議選挙のときに訴えたことってというのは、やっぱり本町の人口が減少していると、これは非常に憂慮すべきことであると、今後のまちづくりに期待をしたいと、こんなことで申し上げました。本年5月1日現在で、県推定人口は平群町は1万9,555名でありました。町長、就任されたときから見れば2万75人から計算すると、県推定では520人の減少であります。人口は、いろんな意味から重大な問題であります。住民生活の交通確保は、人口流出の最大の防止策であります。高齢化のまちの現状を見ると、買い物、外食、医療、地域活動難民です、これからは。今秋からコミバスの実証実験がスタートするわけですが、この案で見れば、北部地域、後で申し上げますが、北部地域の若葉台や椿台、緑ヶ丘は考慮されていません。この地域の住基人口は、皆さん方、私の質問状の中に表を入れておりますので、ごらんいただければ結構でございますが、23年4月末人口を申し上げますと、緑ヶ丘が2,115人、椿台1,209人、若葉台、これはローズタウンも含めまして若葉台2,642人、この3地域で合計が5,966、約6,000人でございます。これを人口、現在の住基上の人口から見た場合、2万138の町人口から見た場合は、29.63%、約30%でございます。もちろんこれは、外国人は除いておりますので、念のため申し上げます。約30%の人口である北部地域の交通政策は、まちはどのように考えているのでしょうか。この現在の運行体系を検証しますと、路線では、南部、これは例として竜田川、椿井、そのほかありますけれども、南部地域から平群バイパス経由の東山駅コミバスが運行されると、こういうふうになっております。非常に北部から見れば不公平であります。それと、さらに今度は料金的な面を比較いたしますと、緑ヶ丘はNCバスで近鉄東山駅へ行きますと180円です。椿台さんは180円と近鉄東山までの150円、合計で330円かかっております。それから、若葉台の場合もほぼ同じ180円プラス150円、そして330円の合計かかります。これはすべて元山上経由で計算をいたしております。

ところが、今度、町が考えている南部地域のコミバス、あいバス、これが100円と合計100円、果たしてこの金額は平群町の北部住民から見た場合、不公平ではないかと、こんなふうになっておられます。緑ヶ丘の場合は、若干若葉、椿と違いましてNCさんの配慮っていうんですか、乗車券は割り引きが入っておりますんで、90円、半額になるんです、次のバスは。これは東山病院という考え方で考えると90円安くなるんです。この場合は、駅から病院まで安くなるんですね。逆に今度病院から駅まで来て緑ヶ丘へ行くのであれば、

緑ヶ丘が90円と、こういうふうになるわけです。そんなことで若干樺台、若葉台とは料金体系が違いますが、いずれにしろNCバスそのものは180円と、こういうことをございます。

この料金あるいは現在の運行体系について、まちはどういうふうに北部住民の皆さんに御説明されるのでしょうか。私自身は、どう説明したらいいのか、なかなかつらいところをございます。もちろん北部地域であろうが南部地域であろうが、住民の町のいろんな税金とかいろんなものは、公平の原則でお金を払っているわけです。これは本年3月議会にでもお話申し上げたと思います。この料金格差とサービスについて、本当に町は認識しているのでしょうか。不公平ではないでしょうか。北部住民の皆さんにね、弁明はできますか。特に、樺台、若葉台のNC路線業者の不公平感を払拭をする必要がありますので、そこで、これを全部コミバス路線にしたらどうなるだろうかと、公平性になると思います。もちろん路線バスというのは、朝の早朝から夜間まであるわけですから、若干体系は違います。しかし、公平性については、料金的に見てもちょっとおかしいんじゃないかと私は思っております。

そこで、この北部地域の総合的な交通政策をどんなふうに今後考えられているのか、このあたりをお尋ねしたいと思っております。特に料金格差と、それから運行上の問題、どのように考えているかお尋ね申し上げます。

一方、皆さん方も御承知だと思いますけれども、NCバスっていうのは、内部で直轄路線、NCさんの直轄路線というのがこの平群町の平群住宅路線と近大東山病院路線、この2路線のみしかNCさんの直轄路線はないわけです。あとはすべて奈良交通さんとかあるいは当町もやっておりますコミバスの受託運営、こういうことになっております。そういう意味では、私は、こんなことを考えます。ひょっとしたら路線は採算が合わなかったら廃線になる。それから、ダイヤを縮小する、欠便にするっていうことですね。そんなことを考えられる、非常にリスクが高くなってきてるんじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、まちはどういうふうにこの観点についてお考えか、お尋ねをいたします。

人口っていう問題は、この交通政策、先ほども山田議員からもいろいろ人口についての御質問がございましたけれども、私もやっぱり同じように若年世帯っていうものをどう流入に向けていくか。これも交通政策なんかと一緒になってると思います。若年世帯を入れるっていうこと、あるいは現在の世帯を2世帯住宅に持っていくというのはどうすればいいのか、このあたりをきょうの質問の中に入れていただいております。

そこで、2世帯住宅について、建ぺい率の緩和によってできるんじゃないか

など、こんな感じも持っております。あるいは昨今、先ほど申し上げたように人口の流出を防ぐわけですから、空き家が増えてきております。これも先ほどの山田議員の一つのシステムについてとよく似ておりますけれども、私は、総合的に、町は空き家に対する対策はどんなふうにお考えになっているか、このあたりを今後のまちの発展を考えた場合、非常に山積いたしておりますので、積極的な御意見をお聞きしたいと思っております。

2番目に、これはちょっと話がぼんと飛びますけれども、竜田川駅前の開発についてお尋ねをいたします。

平群町っていうのは、平群の駅前開発が現在、きょうもありましたけれども、進んでいってるわけです。駅前へ行きますと駅前広場が見えてくるような感じになってきております。そうしますと、本町では、東山駅は、立派なものができるようになっております。元山上口駅前も、これはまた形を変えた形で駅前広場ができております。そして、平群がこれから進むわけです。では、これから何を考えなきゃならないか、先のは、やはり竜田川駅前開発じゃないかと、これは順番から見てもそうあるべきだと思います。まちはどういうふうにお考えになっているか。第5次総合計画に向けて具体的な考え方を是非お尋ねをしたいと思います。

以上3点、質問させていただきます。ごめんなさい、いま2点ですね、3点目、ページめくるの忘れてました。

3点目は、固定資産税問題、これは町長初日の発言も、またきょうの中にもございましたけれども、22年度の一般会計決算予想が云々されております。非常に財政は安定化に向けて7年目でやっと黒字化をしたと、こういうことでございます。このことは、すべて町民各位の皆様方の御協力、税金や先ほどの固定資産税問題やいろんな観点で、福祉での縮小、教育面でのいろんな形で協力いただいた賜物であったと私は感謝を申し上げます。

町議会としても、最終日に、また御提案させていただきますけれども、さらなる財政の安定を目指し、議員報酬の継続的な20%削減をお願いをして、議会の協力を得たいと私は考えております。

このように、さらなる財政の安定化を目指して一日でも早く町民の方々に御協力をいただいた見返りとして、固定資産税を標準税率に戻すべきではないかと考えております。その見通しについて、いつごろどういうふうな形で固定資産税を戻すのか、もちろん7年ぶりの黒字という話も、これをどんどんと町の皆さん方に説明していきまると、やはり一番に皆さん方がお考えになるのは、固定資産税を戻してほしいと、こんなふうになると思いますので、きょうの3項について、町の前向きな御答弁をお願いをしたいと思います。よろしくお願

いたします。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

まず、1点目に御質問の北部地域に対する料金格差についての御質問でございます。

改めて路線バスとコミバスが混在する自治体にも、他の自治体のほうにも確認を、調査も確認もしたんですけれども、本町のような料金格差というのは、当然実態については、おおむね多くの自治体で存在しております。基本的に路線バスの料金設定につきましては、バス事業者が事業としての運行継続に必要な運賃体系っていうふうになっておりまして、バス運行を統括する運輸支局の審査によって、適正な料金が定められているということから、この路線バスにつきましては、平群町は単独でこの路線バス料金をどうのこうのと変更することは困難でございます。

一方、コミバスの場合につきましては、運行目的そのものが当然利益重視ではなくて公益性重視という立場になります。したがって、買い物、いわゆる買い物難民の解消を中心に生活の利便性確保や交通空白地域の解消といった、いわゆる住民の交通権確保といった観点に基づくものでありまして、料金設定につきましても当然一部受益者負担の視点は当然持つものの、利益優先の民営バスとはおのずとして異なるものというふうに設定されております。

こうしたことから、こうした理由からコミバスと路線バスの料金につきましては、現実問題として格差が生じているというふうに考えています。ただ、かといってこの料金格差がやむなしというふうに初めから結論づけるというのも、確かに負担の公平性という意味では、問題があるというふうには考えております。御承知のとおり、町のほうでは、このたび政策として公共交通連携計画を策定し、未来に向けた公共交通促進策を図っていこうと、今年度を実証実験のスタートの年ということで、毎年事業検証、社会実験を行う中で、さまざまな観点でより最適な公共交通対策を講じていこうというふうに考えてます。したがって、こうした実証実験を通じて御指摘の料金設定の問題につきましても、これを重点課題の一つとしてとらえ、運行の実態を見きわめながら料金格差の解消もしくは縮小に向けて必要に応じた改正を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の北部地域の路線バスルートの問題についてでございます。

平群町地域公共交通連携総合計画の策定のコンセプトとしましては、そもそもまず1番目に移動制約者の移動確保、それから、2番目に町内の公共交通空

白地域の解消、それから、三つ目に、住民ニーズに対応した交通サービスの構築、それから四つ目に公共交通サービスの現状の維持及び向上ということでございます。また、この間連携計画策定に当たって住民アンケート調査も実施しました。住民アンケート調査の結果からも、いわゆる公共交通の交通網の整備ってというのは、地域住民の皆さんが非常にその行政ニーズとして大きいものであるというふうな認識をしております。したがって、御質問のNCバス路線の廃線やダイヤ縮小等の問題についても、少なくとも現時点でバス事業者にもそのような方向性や動きがあるのかどうかの事実は確認しておりませんし、そういうことはないというふうにお聞きしています。なおかつ町としても路線バス事業者とは、今後とも引き続き緊密な連携を維持していきますし、住民の皆さんが御心配になるような事業実態にならないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

続きまして、建ぺい率、容積率の規制緩和について答弁申し上げます。

このことにつきましては、議員の平成21年度の3月議会の一般質問でもお答えをいたしておりますが、建ぺい率と容積率の規制緩和については、居住面積が拡大され、確かに2世帯住宅は可能になりますが、一方で、現在の良好な住環境が阻害されるということも懸念をされます。

今後の考え方としましては、地域の実情等も踏まえる中で自治会また地域住民の方々から規制緩和のニーズが高まった時点で、メリット、デメリットも含め、特にデメリットに対する十分な周知と理解をしていただくことを踏まえ、慎重に行われるべきものであると考えております。このようなことで、規制緩和につきましては、現時点では考えていないということで答弁とさせていただきます。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

続きまして、空き家対策についての御質問にお答えいたします。

家と土地は地域の資源であり、地域を構成する大切な要素であります。人が住むことによって地域の防災、防犯上の安全確保や地域の活性化につながると考えております。町内の開発団地、住宅地は、昭和40年代、50年代以降に開発、建設された地域が多く、一定年数も経過している中、若者、若年層だけ

でなく、高齢者たちも交通の便がよく、医療サービスが充実し、買い物も便利な大阪のマンション、特に大阪市街地中心に近いところへ転出をされている方もおられます。今後、高齢化や核家族化が一層進行すれば既存住宅地で空き家となっていく割合が増えていくことが懸念されます。議員御指摘のとおり町の発展のためには、人口増加は欠かせません。町の現状の人口減少の特徴といたしまして少子化による自然減の影響よりも若者世代を中心に就学、就労などを契機に転出されるといった社会減の影響の割合が高いというのが実態でございます。そういったことから、町といたしましては、現在進めております駅周辺整備事業などのまちづくりの諸施策に関連し、若者世代の定住化促進、人口対策を進めていかなければなりません。空き家と言いましても個人資産であるので、所有権や仲介といった法令面でクリアしなければならない課題もあります。また、どの程度の空き家があるかといった実態につきましても把握できておりませんし、ニーズの把握、需要と供給がうまくマッチングするのかといった分析、調査研究が必要かと考えております。

以上です。

○議長

はい、高幣君。

○7番

いまの説明のあったことで、私は、議員の立場から見れば御説明はある程度わかってくるんですけども、住民の皆さんから見た場合は、なかなか理解できないと。特に料金問題については、何で同じ平群町民でありながら100円で東山駅まで行けるといふ、そういう地域とNC路線を使いながら、そして、近鉄を使って330円ですか、のお金が要するというね、こういうところについては、なかなか説明がしにくいと思うんですが、こういうところ、私は、やはり何かのメリットを与えることによって説明をしていかなきゃならないと思うんです。もちろんNCの路線バスは、運輸局の審査を経てというふうなことを説明されても、住民の皆さんは御理解を得られないのが実情じゃないかと。例えば名前出して悪いんですけど、椿井のあのあたりから100円で東山駅へ行けるのに、何で私たちは税を払っている、公平に税を払っている立場が330円なのかと。このあたりどう説明していいのか、ちょっとお教え願いたいと思うんです、総務課長。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

料金格差について、住民の皆さんに、特に北部の住民の皆さんに理解しても

らえるような説明をできるのかというふうな御質問ですけども、先ほども申し上げましたように、もともとそもそもバス路線の基本が違いますので、バス路線の体系も違いますし、コンセプトも違いますんで、そのこの違いがあるというふうなことに尽きるんじゃないかなというふうに思ってます。先ほども言いましたように、もともと必ずしも料金格差がないに越したことはないというふうにはもちろん思うんですけども、ずっとこのままでいくっていうふうな話ではないかなというふうに思ってます。いま、ただいますぐに料金格差を解消しようというふうにしますと、当然、全線のバス路線を路線バスに統一化するか、もしくは全路線をコミバス化するか、もしくは、今現在のコミバス料金を路線バスの料金にあわせるかっていうふうな、単純に言いますと三つの方法しかないと思うんですけども、その観点ではなくて、まずは公共交通としての交通網を整備して、いわゆる公共交通の空白地域をなくして交通利用の利用しやすいコースやダイヤ、料金設定にして公共交通への利用促進を図っていくというふうなことを第一義に考えたいというふうな考え方で進めてますんで、それで、実証実験をする中でどの程度利用者が増えて料金が確保できてというふうなことを見きわめた中で、改めて検証していきたいというふうに考えておるところです。

○議 長  
高幣君。

○7 番

若葉台地域についてですね、ちょっと古い話なんですけれども、たしか平成16年だったと記憶しておるんですが、いわゆる現行路線に変更したわけです。これは当時の若葉台の自治会長さんも御理解を得て、ローズタウンさんの住民さんが乗れるようにということで、たしか健民グラウンド中心に循環型になったわけなんです。こういういきさつの中で、もともとの若葉台の方々は、若葉台の自治会の集会所の前を通って行ったり来たりをするという1路線だった、いわゆる直線路線だったんです。ところが、ローズタウンさんの皆さん方の気持ちを考えて健民グラウンドを中心に、いわゆる中学校のところであくまで上げて、そして、ローズタウンの一番南端とは言えないんですが、南端のところを通って若葉台を走ると、こういうコースに変えたのがたしか16年やったと思います。そのときの自治会長さんも、やっぱりローズタウンさんのことも考えないといけないなということで、住民の皆さんの説得をして循環路線をされたいいきさつがございます。

いまそこで、私が申し上げたいのは、ローズタウンの住民さんは、もうかなりそこから上っているんですか、西側の区域、自治会の集会所、自治会館です

か、あります。それから、さらにまだもう1本線があるわけです、太い線が。そういうところまでコミバス入れてほしいと、こんな声が挙がっているんです。それは、現在のコミバスに直結できるかどうかというの、なかなかややこしいし、また、営業路線と重複する路線をコミバスが走らなきゃならない可能性も出てくるわけですから、そこで、私としたら、やっぱりこのNCさんがそういうことについて御理解を得られるかどうか、これを前回の質問でも自治会長さんの声があれば考えられるんじゃないかなというふうなことを3月議会で町のほうは御回答あったと思うんですけれども、両自治会にまたがるような話でございます。例えば若葉台、いわゆる旧って言ったら変ですが、若葉台自治会さんのメリットとローズタウンさんのメリットって、ちょっと若干違ってくるわけです。そういう意味で、こういうことについては、町としても両自治会さんの間に入ってでも進めていただくのも一つかなと思います。このあたりはいかがですか。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

前回の答弁させてもらったような内容と同じになるかなと思いますけども、それを含めてさらに突っ込んでの御質問だというふうに思います。

現在走ってます路線バスの路線ルート、ダイヤ等については、当然そのバス会社のほうが主体となって決めてると思うんですけども、利便性の向上、地域住民の利便性の向上とかも含めてコースの変更とかっていうのは、可能かどうかという点については、事業者のほうにも話をする中で話をしてます。その中では、事業者としても地域の中でそういう状況が生まれるのなら、話し合いに応じますよというふうなことを回答としてもらってますんで、地域の中でまとまるようであれば、町としてもその間に立って話を進めていきたいというふうには思ってます。

○議 長

高幣君。

○7 番

またちょっと続きなんですけれども、コミバスの話は、交通の空白地域と、これを埋めるものだという考え方でおやりになっているの、これは十分理解をいたしておりますが、ローズタウンの住民さんが、うちが交通の空白地域ですわと、こういう考え方をお持ちの方も結構いらっしゃるわけです。そういう意味で、私は中間的な考え方としてコミバス路線と、それからNC路線と、これをうまくミックスできるようなプランはないだろうか、こんなふうに考え

ているわけです。また、N C 路線については、現在は、通勤者、通学者がいわゆる早朝っていうんですか、朝の利用、そして夜の利用と、こういうことで使いになっているわけです。昼間は逆に空白地域になる。いわゆるN C バスが空白になって乗らないと、こういう地域になるわけなんです。そういう意味で、何らかの形でこれを接点に一つのこれは方法論ですけども、朝と夜はN C 路線、真ん中をコミバス路線というふうな認定はできるかどうか知りませんが、そういうことによって安くなると。もちろん通勤通学者は高くなりますけれども、こういうところは、いわゆる朝の通学のためのバス、通勤のためのバスだという利点。夜の通勤通学のためのバスだということで、路線バスの料金を払うことを認めてもらえると思うんですね。ところが、高齢化になってきた地域においては、やはり町に対しては、コミバスは100円なのにうちは180円払わんといかんというところの矛盾をね、お考えになるわけです。税は一緒に払っていますと、そういうふうに言われたら理由はないわけなんです。こういうところを町としてどんなふうにお考えになっているのか。私は、ちょっとなかなか説明しにくくって、町のほうでいい答えはないのかなと。

さて、次に、先ほど総務課長の答弁の中に交通権という話が出ましたけれども、非常に交通権というのは、これも一つの人間の持つ一つの固定の権利だというふうに認識した場合、交通権は、これが南部地域であろうが、北部地域であろうが同じものだと思うんです。そういう意味では、交通権を主張されてきたら、これ逆に町民から主張されてきた場合も、なかなかこれも説明がしにくいんです。何で100円のバスがあって、何で180円出さんといかんと、こんなふうに言われてくると思います。もちろんローズタウンの方、若葉台の方は、入居前から路線バスが大体走るんだという前提で来られてますけれども、ただただ高齢化が30年たってきますと高齢化が進んでいるわけですから、このあたりについて、空白地域という言葉を使ったり、それから福祉の面を使って話しますと、私たちも一緒ですよと、同じ税金を払ってますよと、こういうふうに言われますから、非常にそのあたりの説明が難しいのが若葉台地区の現状であります。そういうことで、私としたら、やはりダイヤの利便性はそのままほしいし、そして、コミバスのように安価な路線がほしいし、狭間の中でどんなふうにこれを思っているのか、このあたりは、やはりこれからの課題になってくるだろうなど。先ほど総務財政課長は、他自治体も見ましたけれども、同じような問題がありますねと、こういうお話がございました。じゃあそういう自治体はどんなふうにご回答されて、理解を得てるのかなと、町民の皆さんが理解をしてるのかなというところを、私もこれからその辺の人と話す上においても何かいいアイデアがほしいなど、説明するんですね。そういう意味で、

最終的に私は、やっぱりこの料金格差の問題と運行格差っていうんですか、これについては、なかなか難しいということで、ちょっと最後にこの問題に関しての最後ですけれども、町長、例えば昔やりましたですね、高齢者の料金割引ですか、券を出したことがありますね。あれは町長が御就任されて、財政の一新というふうなことから御廃止になられたわけですが、やはりここでもう一番、NC社へ若干の補助金でも出して行って、廃線にならないようにとか、あるいは路線、ダイヤの路線も昨年でしたか、欠便が増えたわけですが、そういうことのないように、町長1回考えていただきたいと思うんですが、町長のこの先ほどの交通権という話と絡めて、最終的にこの料金格差の問題と運行格差っていうんですか、これについての御所見をお伺いしたいと思います。

それと、先ほどの建ぺい率の話、それから、空き家の話、これについては、建ぺい率については、これからいろいろとまた自治会内で検討してもらおうことだと思いますので、この件は結構です。

それから、空き室については、いま他町ではいろんな形で、これは先ほどの山田議員の話のありましたような賃貸の話もございましたけれども卑近な一つの例を申し上げますと、明日香村っていうのが奈良県下にあります、あそこは、空き家土地情報バンク制度と、要するに町がそういうものをバンキング的に預かって、そして、いろんな形で、それこそよく皆さん方、町行政がおっしゃるようなホームページで、こういうところの家があいてます、あるいはこの土地があいてます、よろしければ町が仲介をしますというふうなやり方のバンキング制度というものを御勉強なされて、そして、若者世代が入れるように広く出す方法もあると思いますので、この辺は、ひとつ研究をしていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、この2点については結構でございます。

そこで、町長、この交通権、それから料金格差、それから運行格差、これについての町長の御所見をお願いをしたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

料金設定の話ですけれども、交通権っていうのは、概念としていま、最近特に国交省あたりの中でも議論として出てます。ただ、いわゆる解釈についてはいろいろ議論があるようです。基本的には、いわゆる基本的人権云々のものとして移動権の確保ということで、確保していく必要があるというふうな考え方をしています。そういう意味では、料金設定とは若干違った角度で考えてますんで、いわゆる町としては、いま現在、バスの空白地をなくすっていうことを第一義に考えております。

そういう意味じゃあ例えば先ほども申されましたN Cバスのいま走ってる路線バスのところについての廃線とか縮小化っていうふうなことになったときに、それはN CバスはN Cバスで、バス事業者として採算がとれないとそういうことも検討されるというふうに思いますので、そういうことが仮にあったとしても、町としてはバスの空白地をなくすということで、それで空白地になるようなことがありましたら、それを解消する、そういう手だてをとっていくというふうな覚悟が必要であるというふうには思っております。

○議 長

はい、高幣君。

○7 番

交通権の問題はね、勉強していくと、またいろんな問題点が出てくると、すべてが交通権で処理したら人間が移動する分を、動く分はすべて交通権だというふうに言われてくると非常に問題があると思います。例えば家の中で動くのも移動するのも交通権だという可能性もありますから、この交通権はまああんまり議論するつもりはございません。町長自身が料金格差についての、それじゃあ御所見だけお願いをしたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

本当に難しい問題かなというふうに思っております。斑鳩町なんかでしたら、路線バスのほかに無料のコミュニティーバスが走っているという実態があるようがございます。その辺のですね、考え方、コミバスと有料のN Cバスあるいは奈良交通のバス、新事業者のバスの考え方ですね、それをもう少し私自身も検証していきたいなど。平成15年の10月からたしか高幣議員と私が一緒に町議会議員になったとき、なった直後にですね、コミュニティーバスが走り始めて、そのときから100円料金と、ワンコインということで、いろいろ当時から、私自身も100円でいいのかなという感触は確かに持っておりました。しかしながら、ここまで100円でずっと来てる中で、100円を一気に路線バスに合わせるのか、あるいはまた厳しい状況の中で路線バスに対して料金の値下げをお願いするのかなというような問題もございます。そういう問題もございます。また高幣議員が御提案の高齢者の皆さんに限定した交通割引という方法もひとつの解消方法ではないかと、格差の解消方法ではないかという御提案もございますが、もう少しですね、その辺を考え方を整理してですね、いつの時点でじゃあお答えできるかというのは、いまお答えできませんけども、少なくとも10月の実証実験を通しましてですね、その4年間の実証実験の中でこう

いった問題、この料金格差と言われる問題をですね、一つの大きな課題としてとらえてですね、考えていきたいというふうに思いますので、いましばらく御猶予いただきたいなというふうに思っております。

○議長

高幣君。

○7番

ありがとうございます。最終的には、いまも実証実験というお言葉がございましたけれども、この実証実験には、北部地域の交通政策については、一切入っていないということだけ確認をいたしておきます。そうしないと、これで実証実験をやっておりますのでというふうに北部の皆さん方には、説明できませんので、それを明確にやはり町はこれからコミバスについての実証実験の話を持っていくわけですね。フリーズしたりしていくわけですがけれども、あくまで北部住民には関係がない実証実験であるということだけ申し上げて、この件は結構でございます。

○議長

はい、経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、2点目の竜田川駅前開発についての御質問についてお答えをいたします。

竜田川駅周辺におきましては、南部地域の地域核として位置づけられるものの、現状としまして乗降口のある駅東側につきましては、道路が狭く、住宅が立ち並び、駅前広場や国道へのアクセス道路等の基盤整備が未整備であり、交通渋滞等種々の問題が取り上げられています。

このようなことで、利用者の利便性や安全性の向上のためには、整備の必要性は高いと認識をしております。第4次総合計画や都市計画マスタープランの道路交通の方針でも竜田川駅においては、駅前広場の整備や駅へのアクセスの道路の整備について明記をされております。

議員御質問の竜田川駅東側の整備につきましては、上位計画と整合を持たず意味でも具体の実現化施策として取り組んでいく必要があると考えるところでございます。今後につきましては、現在、事業地であります平群駅西土地地区画整理事業の進捗、さらには、町の財政状況等も考慮をし、予算の優先順位や整備手法も検討する中で計画的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

竜田川駅前開発について、第5次総合計画に向けた具体的な考えについてのお尋ねですが、第4次総合計画において本町の地域核を担うべき町内の東山、元山上口、竜田川の各駅周辺は、商業及び公共、公益サービス等の機能の強化充実を図り、住民の日常生活に直結した地域核の育成、整備を行うとなっております。第5次総合計画策定に向けては、南部地域の重要な拠点であることから、現状の検証を行い、住民地域の皆さんの意見、ニーズなども把握し、現行の第4次総合計画で位置づけられているあり方、機能を基本として引き続き地域の核としての機能の強化充実に向けた整備の方針などの施策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

高幣君。

○7番

両課長からの御答弁のとおり、いわゆる4駅ってというのは平群町の核であるということですのでございますから、これから順番からいきましたら単純に申し上げて竜田川駅の開発、竜田川駅前開発について、これからプランニングをしていくながら検討して、十分なる形を住民の皆さんにお返し願いたいと思います。

この件は、これで結構でございます。

○議長

はい、税務課長。

○税務課長

それでは、高幣議員さんの固定資産税の税率を標準税率に戻すべきではないかという御質問に対して御答弁申し上げます。

固定資産税の税率改正については、新財政健全化計画に基づき、財政上必要があるため、当分の間、平成20年度課税分より改正をさせていただきました。平群町の財政状況は、国と地方の財政環境を大きく転換させる三位一体改革による地方交付税等が大幅に削減され、このため本町の財政状況は、悪化の一途をたどり、赤字財政という非常に厳しい財政状況となりました。この間、新財政健全化計画に基づき取り組む中、タウンミーティング等を通じ、住民の皆さんにも財政状況について説明をしてまいったところでございます。この超過税率の実施によりですね、毎年度約1億円程度の税収が図られ、財政健全化に向けての貴重な財源でもあるということを確認しております。今議会、冒頭、町長のあいさつにもありましたとおり、平成22年度決算におきましては、単年度黒字決算となることがほぼ確定し、また、これまでの懸案事項となっていま

した累積赤字につきましても、解消できるところまでこれたかなというところ  
でございます。

しかしながらですね、平成23年度以降につきましては、日本経済の落ち込みによる所得税の減収、本町においてもいろいろ御説明もさせていただいております個人住民税、特に所得割、それから法人税も減収の影響によって同様であります。また、東日本大震災の復興による地方交付税の減収等が予測される中、本町の財政状況につきましては、先行き不透明感があり、また、本町の将来のまちづくりを推進していく上で、これまで以上に大変厳しい財政運営あるいは財政出動が求められます。

このようなことから、財政が安定をしですね、永続でき得る財政の基盤を整えなければなりません。そのためには、現状において提案の平成19年12月議会にも提案させていただきました当分の間というところですね、固定資産税の税率を現状のまま実施、継続させていただきたいというふうに考えておりますので、深い御理解いただきますよう切にお願い申し上げます。

答弁にさせていただきます。

○議長

高幣君。

○7番

課長の答弁はね、よくわかります。確かに1億円だと思っんです、この固定資産税をもし標準税率へ戻した場合。ところが、町長が財政は安定化してきましたという話を町民の皆さんにされることによって、この固定資産税問題が復活してくるわけです。こういうところは、町長自身の御説明に果たしてそれがいいのかどうか、確かに町長は7年間のやつを元へ戻したという御自慢はされるけれども、それによってこの話がぶつぶつとわいてくるわけです。ここが非常に難しい問題だと思います。確かにいま課長がおっしゃるように、新財政計画に基づきやってきて、そして、元へ戻ったら、皆さん方、元の標準税率に戻るんだなど、こういう期待を持ったまま、あの当時オッケーをされたわけです。そういうことで、確かに世の中っていうものは構造変化がありまして、平群町は東日本大震災とは違って大きな被害はないわけですがけれども、逆の被害は、今度は国から入って来るお金が減っていくというふうな被害も当然あると思います。そういう意味で、見直しっていうことを町長自身が、私は安定化をしたから、固定資産税見直しに私は手をつけていきたい、いつやるとは申さなくとも結構ですがけれども、その姿勢を示してほしいというのがきょうの質問の主題でございます。町長、その辺を御理解の上、もう一度この固定資産税問題についての町長の所見をお願いをしたいと思っております。

○議 長

はい、町長。

○町 長

本当に町民の皆さんのですね、御協力いただきまして、議会冒頭のあいさつで申し上げましたとおり7年ぶりに赤字団体を脱却することができた、こういうことでございます。そのことをまずは、やはり議会の各位、そしてまた町民の皆さんに当然平群町の責任者として御報告しなければならない。そして、またお礼も申し上げなければならないということで、その事実を御報告申し上げたところでございます。

しかしながら、先ほど税務課長が御答弁申し上げましたように、いま平群町、本当に取り巻く環境、非常に厳しいものがございます。日本全体が厳しい状況にある中、平群町におきましても個人住民税、法人税、減収大きく減収の見込みでございます。この3年連続の単年度の黒字を今後も安定的に続けていきましてですね、平群町の明るいまちづくりにつなげていかなければならない、いま一番大切な時期にあるというふうに考えております。もちろん、それが一定の見通しがつけばお願いしております超過税率0.18%につきましても、一定の税率の減額あるいはまた解消も含めましてですね、考えていかなければならないのは当然でございますが、いましばらくはこの財政状況をしっかり見きわめながらですね、検討してまいりたいというふうに思いますので、そのように御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

高幣君。

○7 番

見直しについてのね、積極的御発言がほしかったわけですがけれども、現行で続けていきたいと、こんなふうに町長はおっしゃったということで理解をすると、こういうことで、この問題についても終わらせていただきます。

一応、これで私としては、きょうの3点の質問については終わらせていただきますが、やはりこれからは、やはり人口を増やすことに努力すれば、おそらくいまの問題等も解決すると思いますが、そのためには、先ほど来出ているように、いろいろと新しいものをつくって、そして、平群を売っていかなきゃならないときだと思っておりますので、ぜひとも町行政当局は頑張ってくださいと思います。

これで終わります。

○議 長

高幣君の一般質問をこれで終わります。

発言番号 11 番、議席番号 8 番、窪君の質問を許可いたします。はい、窪君。

○ 8 番

8 番、窪でございます。最後の発言順番となりましたが、どうか皆様よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております 2 項目について質問させていただきます。

大きな 1 項目めとして、災害に強い安心・安全のまちづくりについて質問いたします。

未曾有の東日本大震災から 3 カ月がたちました。地震、津波により 1 万 5,405 人という尊い命が失われ、いまなお行方不明者は 8,095 人と言われいております。そして、避難所では 9 万人の被災者の方々が避難生活を余儀なくされています。今回の災害は、マグニチュード 9.0 という国内観測史上最大規模の地震に津波が発生し、幾つかの市町では、本来有事に機能を果たすべき役所が壊滅状態となり、行政機能がマヒしたところも多くありました。私は、この痛ましい教訓を絶対無にすることにならないよう、東南海・南海地震等の減災対策へ生かし、我がまちが災害に強いまちづくりに取り組むことこそ被災された皆様にこたえていくことになるのではないかと考えます。職員の皆様とともに力を合わせて取り組みたいと決意をしております。

そのような観点から、7 点にわたり質問をさせていただきます。

1 点目、平群町地域防災計画の見直しについてお尋ねをいたします。

今回の大震災の教訓となった想定外を受けて、地域防災計画における被害想定の見直しを図るため、防災計画の検証作業を実施し、改定作業に取り組むべきと考えますが、改定時期と防災会議の開催について、どのようにお考えでしょうか。

2 点目、避難所等の耐震化の実態と今後の取り組みについてお尋ねいたします。午前中、他の議員からも同様の質問がありましたが、少し重複するところもありますが、御了解お願いいたします。

町民の皆様の避難場所として 15 カ所となっている学校施設と保育園、幼稚園、その他の公共施設の耐震化率と今後の整備目標はどのようにお考えでしょうか。また、震災時における道路交通網の確保は、円滑な救急救援活動や復旧活動などを行う上で非常に重要なものであります。

このようなことから、道路橋の耐震化率と今後の具体的な整備目標についてどのようにお考えでしょうか。

3 点目、防災備蓄状況についてお尋ねいたします。

4 点目、学校施設の防災機能の向上についてお尋ねいたします。特に、大規

模地震等の災害の場合、学校施設は、応急的な避難場所の役割を大きく担いますが、先ほども述べましたように耐震性の確保だけでなく、避難所としての防災機能を備えた学校施設として整備する必要があります。例えば神戸市では、震災時に道路交通寸断の影響でバキューム車がくみ取り式仮設トイレの排泄物を収集できず、衛生上の問題が生じた経験から、下水道施設に直結した複数のマンホールを設置する災害用トイレシステムを学校に導入し、災害発生時には、マンホールふたをあければ仮設トイレとして使用ができます。また、避難所のバリアフリー化やプールの水を飲料水として確保できる浄水装置、非常用発電機や食料品の備蓄倉庫などが設置されています。本町としても、今後、防災機能の整備に国の補助金を活用し、取り組む必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

5点目、防災公園としての整備についてお尋ねいたします。

町内には、52カ所の都市公園がありますが、災害時の避難場所として活用される身近な地域の小規模公園にも防災機能を持たせていくことが重要と考えられます。特に、広域避難地となっている平群中央公園、平群北公園は、早急に防災拠点として備蓄倉庫、耐震性貯水槽や放送施設などの整備をすべきと考えます。これまでから2ヘクタール以上の大規模公園の整備には、国の補助金制度が活用できましたが、平成21年度からは2ヘクタール未満の小規模公園にも新たな補助金制度を活用できます。どのようにお考えでしょうか。

6点目、被災者支援システムの運用についてお尋ねいたします。

阪神・淡路大震災の渦中、兵庫県西宮市の職員が開発した被災者支援システムを総務省を通じて全国の自治体に無償配布していただき、私も平成21年3月議会で一般質問させていただき、平成21年10月より本町におきましても運用稼働していただいております。同システムは、あらかじめ住民基本台帳などのデータ統合をしておき、そこに被災後に調査した被災情報を追加することで、完成した被災者台帳をもとに避難、被災状況などの個人データを一元的に管理し、罹災証明の発行はもとより、各種支援制度や義援金の交付にも対応し、被災者支援の総合的な管理が行えます。仮に役場などが被災した場合でも、被災者支援、復旧に迅速に対応することができます。職員の御努力で運用していただいていることに改めて感謝を申し上げます。少し前にもシステムをバージョンアップしていただいております。現在の運用内容を確認させていただきたいと思います。また、今後の課題として、このシステムが全職員に対するこのシステム内容の周知とそうした訓練の実施が必要と考えられていると思われませんが、どのように取り組むお考えでしょうか。

7点目、太陽光発電パネル設置への補助金制度の導入についてお尋ねいたし

ます。

平成20年3月議会、21年12月議会でも地球温暖化対策の観点から、住宅太陽光発電パネル設置への補助制度の導入について訴えてまいりましたが、今回の大震災を通じて新エネルギーの活用の大切さを実感いたしました。本町においても太陽光発電パネルの設置しやすい補助金制度の導入をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、大きな2項目めとして、自治体クラウドの導入についてお尋ねいたします。

総務省では、市町村をまたがって情報システムを統合、集約する自治体クラウドを2015年には全自治体に導入し、年間4,000億円と言われる情報システム経費を約3割削減することを目指しています。自治体クラウドは、システム開発時と法改正に伴って発生するシステム改修や機能追加の際のコストを削減するなど、行政情報システムの構築、運用や事務の効率化を通して行政コストを大幅に削減すると同時に、住民サービスの向上にもつながるものと注目されております。県内初として香芝市、葛城市、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、川西町の広域7市町で進めており、ITコストを7団体でおおむね50%削減の見込みと言われております。22業務の導入予定とされており、ことしから河合町が先行し開始され、香芝市は明年開始予定とうかがっております。自治体クラウド等の情報システムの共同利用は、今後業務フローの複雑な財務会計、住民基本台帳、税務、介護、国民健康保険など基幹系業務において活用が期待されます。特に、小規模自治体においては、メリットが大きいとされており、本町におきましてもコンピューターシステム管理経費の大きな削減が期待できると考えております。

そこで、本町で導入した場合のITコスト削減効果をお尋ねいたします。そして、自治体クラウドの導入を検討すべきと考えますが、いかがお考えか、お尋ねいたします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

災害に強い安全・安心のまちづくりについての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の平群町地域防災計画の見直しに関する御質問です。

過去の経験から地震等大規模災害が発生したとき、もっとも重要となってきますのは、自助、公助、共助、この三つの備えがうまく機能し、連携するかと

ということにかかってくるというふうに思います。そのためにも、防災体制を組織として計画的に整えておく必要があります、その中核的計画が地域防災計画であるという基本認識をしております。今回の東日本大震災のような大規模な、広域的でしかも大規模な震災を顧みたとき、現行のいわゆる地域防災計画にまだまだ多くの課題もあるのではないかとというふうな改めて認識をしております、今後の国の指針等検討あるいは見直しも視野に入れながら、平成24年度の改正に向け、早急に防災会議等が開催できる準備を整えて、計画の修正に取り組みたいというふうに考えています。

次に、2点目、避難所等の耐震化の実態と今後の取り組みについてでございます。

学校施設であります4小学校及び中学校の耐震対象となる棟は21棟あります。そのうち既に耐震化されているのが平成22年度末で17棟であり、したがって耐震化率は81%となります。また、幼稚園を含めると22棟になりますので、この場合は77.2%になります。その他人権交流センターや中央公民館、椿井公民館におきましても耐震化は未実施な状態でございます。今後、耐震補強計画としましては、平成23年度に中学校体育館の耐震補強工事の実施、また北小学校体育館の耐震補強設計及び西小学校体育館の耐震診断、平成24年度で北小学校体育館の耐震補強工事、西小学校体育館の耐震実施設計及び東小学校体育館の耐震診断を、また、平成25年度におきましては、西小学校の体育館の耐震補強工事、東小学校体育館の耐震実施設計を、また、さらに、そして平成26年度におきましては、東小学校の体育館耐震補強工事を計画しております。これですべての小中学校の耐震補強が完了するということになる予定でございます。また、幼稚園につきましては、駅周辺整備事業に伴う建てかえ計画がございます。そのほかの施設につきましても町財政状況をかんがみながらということになりますけれども、施設管理担当課とも協議を行い、施設整備を、整備計画を順次進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、防災備蓄状況についてです。

防災備蓄につきましては、先ほど繁田議員のところでも答弁させていただきましたが、現在の主な備蓄状況としまして乾パン1,800食、アルファ米2,000食、ミネラルウォーター3,000本、毛布500枚、簡易トイレ2,000枚を現在のところ備蓄しております。なお、これも先にも申し上げましたが、防災備蓄につきましては、平時の現物備蓄、現物としての備蓄はもちろん必要と考えておりますけれども、災害の長期化や大規模化に備えた場合、流通備蓄というふうにも重点を置く必要があります、現在、関係業者や団体との防災協定を中心にした締結を進めておるところでございます。

次に、4点目の学校施設の防災機能の向上についてでございます。

学校施設につきましては、避難所として児童・生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急的な避難生活場所ともなってきます。阪神・淡路大震災における神戸市の例をるるお述べいただきましたが、トイレ等の衛生上の問題、障がいを持つ方や社会的弱者等の方々に対応化したバリアフリー化や命に直結する飲料水を初めとするライフラインの確保など、防災機能を高める努力を常に行わなければならないというふうには考えております。よって、学校施設の防災機能向上につきましては、今後、教育委員会とも協議を行い、まずは余裕教室等を利用しての最小限必要な備蓄品を分散して備蓄するというふうなことから取り組んでまいりたいと考えています。

なお、この備蓄以外につきましてはの防災機能の強化につきましては、財源も必要とします。町財政の状況も勘案しなければなりません。財源として国等の補助金を初め、さまざまなメニューを研究しながら前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えます。

5点目の防災公園整備についてでございます。

議員がお述べの小規模公園についての防災公園としての位置づけは、現在のところありませんが、防災計画の見直しの中でも検討を行うと同時に、整備に当たっての財源としての補助金活用については、町としても今後ぜひ調査研究をし、いろんな側面から活用できるようにしていきたいというふうには思います。また、広域避難地としての中央公園、北公園の避難場所としての拠点整備につきましても同様で、これも財源として国等の補助制度の活用を模索研究しながら、可能な限り防災公園としての機能強化に公助に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、6点目、被災者支援システムの運用についてでございます。

本町では、平成21年度に被災者支援システムの運用を開始しております。当初から特徴的なその内容としましては、災害発生時に必要となる住基データ及び世帯データを毎日夜9時に基幹業務システムから自動的に取得し、被災者支援システム、サーバー内に収納、格納するというもので、災害発生後に他のサーバーから情報を取得する必要のない仕掛けを用意しています。当初時点の運用時から2回バージョンアップがあり、本町でも5月末に最新のバージョン4を導入したため、新たに避難所情報データや災害時の要援護者データの連携を加えたところでございます。

なお、今後につきましては、ことし8月を目途に災害時要援護者の住所や被災者家屋を地図上に表示するGIS、地理情報システムですが、を被災者支援システムに追加し、住民一人一人の安全、安心を守るために役立つシステムと

しての強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

あわせて、議員お述べのとおり、このようなシステムを持ってても万が一災害が発生したときに使えなくては何なりません。だれもが簡単に操作できるように、平時において職員に対してシステム内容の周知と操作の訓練につきましても積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

私の方からは以上です。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、御質問の1点目の2項目めに質問をいただいております道路橋の耐震化率でございますが、現在、平群町管理の25メートル以上の橋梁が19橋あります。そのうち3橋が耐震化または耐震基準を満たしているということ把握をしております。率で申し上げますと15.7%となります。ただ、今後、詳細な点検によりまして耐震基準を満たしていることが想定をされますので、ただいま申し上げました数字より率につきましては、アップをされるということにつきましては、申し上げておきます。

続きまして、整備目標でございますが、平成26年度より国の補助メニューを利活用しながら段階的かつ計画的に橋梁補修が実施できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして、7点目の太陽光発電パネル設置への補助金制度の導入をとの御質問にお答えいたします。

住宅用太陽光発電パネル設置の補助制度は、国におきましては、設備の出力1キロワット当たり4万8,000円の補助がございます。また、県におきましては、この補助制度に上乘せして融資の補助制度を設けられています。県内では、独自に補助をしている市町村は、生駒市、奈良市、大和高田市の3市でございます。町といたしましても太陽光発電パネルの普及はCO<sub>2</sub>の削減やエネルギーとして大きく貢献することは承知しているところですが、平成21年12月議会におきまして同様の御質問でもお答えしていますように、なお、財政的にも厳しい状況であることから、町独自の補助を設けるのは難しいと考えています。国や県の補助制度につきまして、広く住民へ周知してまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長

はい、窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。それでは、少し確認と再質問させていただきたいと思います。

まず、平群町地域防災計画の見直しについてですが、現行の計画では、まだまだ大きな課題等々もあるのでということで、平成24年度の改正に向けて修正に取り組みたいと、いまおっしゃったと思うんですけど、それでよろしいんでしょうか。再度ちょっと聞き洩らしたかもわかりませんので、御確認をさせていただきたいと思います。

現時点の本町のこの防災計画ですね、この分厚い、どの程度の災害を想定して、阪神・淡路大震災を想定してつくられてますが、どのような対策を講じているのか、検証をしっかりと、これもすべきであると思うんです。今回一般質問させていただくにあたり、たくさんの重要な内容がこの防災計画に書いてますので、この防災計画が一つの資料っていうんですか、資料だけにならないように、しっかりとこれを活用していただきたいと思います。今回の大震災、人間の想定をはるかに超える自然災害がいつ実際に起こり得るという現実をまざまざと私たちに見せつけられたと思いますので、従来の想定を超えた防災計画の抜本的な見直しが必要だと思いますし、また、防災事業の実施、防災会議で検討する必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず、平成24年度改正に向けた、言われたと思うんです。ちょっとこの点、再度確認させていただきたいと思います。

それから、避難所等々の耐震化の実態と今後の取り組みについて御説明をいただいたんですが、少し確認を、名称で確認させていただきたいんですが、避難所は15カ所ありますけれども、未耐震の箇所は、施設名で教えていただけますでしょうか。

それから、道路橋につきましては、15%ですけれども、平成26年度に補助メニューを使って段階的にということで進めていっていただきたいと思います。これは再質問、再答弁結構でございますので。

それから、3番目の防災備蓄状況についてですけれども、先ほど繁田議員も質問をされておられましたけれども、本町の災害対策用備蓄品を被災地に搬送していただき、大変感謝しておりますけれども、その備蓄品の補充ということで私もお尋ねをしたいと思っておりましたけれども、早急に補正予算を組んでされるということで確認をさせていただきますので、これも再答弁は結構でござ

ざいます。

そして、4番目の学校施設の防災機能の向上についてということですが、学校施設の防災機能ですね、いまどのような対策が講じられているのか、十分な対策が全く講じられていないのか。ゼロなのか、そこをちょっと再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、防災公園としての整備についてですが、この公園につきまして、防災公園としての公園につきましても、先ほど小規模って言いましたけど、平群北公園は、2ヘクタール以下とこの前お聞きしていますので、小規模公園になると思うんですね。ですから、答弁先ほど少しちょっと違う、小規模公園はないとおっしゃられたような気がしたんですけども、少しちょっと再度御確認をさせていただきたいと思います。この防災計画の中にも、貯水性、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、またそういうものが利用な整備に取り組むようにということで、もう約10年前からも書かれておりますけれども、この平群中央公園と平群北公園は、いまどのような防災公園として機能があるのか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、6番目の被災者支援システムの件ですが、本当に約2年前に運用稼働していただき、いま東日本大震災が起こりまして約70自治体が急ぎょ導入されまして、いま全国で300の自治体ということで、運用稼働についてはばらつきもありますけれども、以前、平群町議会に宮城県の山元町が視察にお越しいただきましたけれども、その山元町も被災後に同システムを導入されまして、しっかりと罹災証明とか、そういう部分では、本当に必要なシステムとして活用されてるということで、また平群の職員の皆様も、きょうもお1人被災地に行ってくださいっておりますけれども、岩手県の宮古市でもこの4月下旬からこれを稼働されて、本当に被災者の皆さんに罹災証明を初め義援金もうスピードアップして導入されている、このシステムをですね、本当に本町2年半前に総務省から無償で、本町だけでつくろうと思ったら何千万かかるものを無償で配布していただいたんですけど、それを全国の自治体に導入しているにもかかわらず300ということで、私は平群の職員の皆さんの危機意識を持って導入を運用していただいていることを、もう高く評価をさせていただきたいと思います。いま全国の自治体から我が平群の町に、この被災者支援システムについての問い合わせがたくさんあるということをお聞きしておりますけれども、本当に大変誇りに思います。この危機意識が住民の命と財産を守ることになりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それと、周知ですね、私が今回質問させていただくにあたりましては、すばらしく運用していただいておりますけれども、質問させていただくことによっ

て職員の皆様にこういうシステムが平群町であるっていうことを御存じのない職員の皆様もいらっしゃるのではないかという危惧もありましたので、こういう質問をさせていただきました。本当にこのシステムの運用、数名の職員さんでしていただいておりますけれども、どなたがさわれる、どなたでもこれを震災とかこういう災害が起こったときに活用できるように、早急にこの周知ですね、周知と操作訓練の実施をしていただきたいと思います。この操作訓練、周知の実施は、具体的にはいつから始められるのか、再確認をさせていただきたいと思います。

そして、次の7番目、太陽光発電パネルへの補助金制度の導入についてですけれども、何度も何度も質問させていただいておりますが、大変コストが高く、200万円前後とも言われておりますけれども、私も今回の大震災を通しまして、また福島第一原発事故を通して、本当に自然エネルギーの活用大切さを実感しているわけなんです。そして、私も選挙の最中、もうとにかく平群の住民の皆様のおうちの屋根にこの太陽光発電パネルがつけるような、本当に環境整備をしていきたいと何度も何度もこう訴えさせていただいております。菅総理、突然、突発的に1,000万戸の屋根にとと言われておりますけれども、それは問いませんが、それに呼応するようにソフトバンクと全国の自治体が休耕田や耕作放棄地に太陽光パネルを設置する電電プロジェクトを発表されております。そして、自然エネルギー協議会も立ち上げられまして、過日の新聞には、奈良県の知事もこれに参加の意向を示されていると報道されております。また、自然エネルギー推進庁も設置をされるという方向でありますのでね、前回質問されたときと同じような質問、答弁では、現状が全く違いますので、いますぐにその町単独でというのは、大変厳しいであるのはわかりますけれどもね、やっぱりもう少しいま2年前とは全く違いますのでね、この震災を受けて、すべての意識ともものと、すべてが、みんなが変わったんですから、やはりもう少し前向きな御答弁を再度お願いしたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

何点か、かなりありましたので、すべてちゃんと答えられるかどうかわからないですけども、まず1点目の地域防災計画を24年度からというふうにといいうことで申し上げたと思うんですけども、一応いま担当の者のほうでは取りかかるように指示して、今年度中にいわゆる会議に諮れる、そういう内容のものにしていきたいというふうなめどで、それで、遅くとも24年度にはというふうな考え方をしています。

それから、未耐震の箇所についての御質問、具体的箇所ですけれども、15カ所避難所があって、先ほども申しあげましたように、学校等については、計画が立って、それ以外で言いますと、南保育園、それから若井総合会館、中央公民館、椿井公民館、ここらが未耐震の状態で、まだはっきりしためどが立っていないというふうな状況になっています。

それから、防災公園の関係で、私のほうから小規模公園でないというふうな答弁をさせていただきました件ですけれども、小規模公園でないというのは、議員の御質問にあった小さな公園のことについてを指して言ったところで、中央公園、北公園については、防災拠点としての公園というふうな位置づけで考えていかなければならないというふうに思っています。

それから、防災システムの周知をいつからってというふうなことで御質問、再質問があったと思いますけれども、これについては、そんなに私も実際、詳しくはやったことはないんですけれども、内容としてはそんなに難しい内容ではありませんので、できるだけ早い、少なくともことしの夏ぐらいにはやっていきたいというふうには思っています。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それから、学校施設の防災機能の話といわゆる北公園、中央公園の防災機能の話だったと思うんですけれども、ちょっと先ほど御質問や御意見の中にもあったような、そのレベルの防災機能を保持しているというふうな状況にはありませんので、今後、先ほども申しあげましたように、先進地の例っていうか、そういったのを参考にしながら、財源としては補助金等を模索して研究しながら、できるだけ一般財源を使わないで整備できるところからしていきたいというふうなことでございます。

○議長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

太陽光パネルの設置の件で、もう少し前向きな答弁をということでございますが、議員お述べのように、いま自然エネルギーとして太陽光発電が大きく注目となってきたところでございます。お述べのように企業あるいは企業と自治体とが一体となって協議会を目指すという動きも出てきているところでございます。そのような大きな国レベルでの動きもございます。本町といたしましても、今後そのような国あるいは県の動きも十分動向を見ながら今後の対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

はい、窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。少しちょっと早かったもので聞き取りにくいものもあったので、また確認させていただきたいんですが、防災計画は24年度の改正目指して取り組むということでおっしゃってくださったんですが、防災計画の総点検をまず行っていただいて、やっぱり専門家の知見も入れていただきながら、相当厳しい目での見直し、また防災事業を進めていただくことをお願いをしておきたいと思います。

それから、避難所ですけれども、先ほど15カ所ですね、この地震ハザードマップの中に15カ所が書かれているんですけども、いま若井総合何とかということを言われたんですが、ちょっとここには、避難所の一覧の15には、ちょっと入ってないんですね。名前があれなんでしょうかね。小学校ありますけど、あと簡保、かしのき荘、総合スポーツセンター、人権センターのことですね、人権交流センターのことですね。そのことですよね。わかりました。しっかりとこの避難場所は、この防災計画にもありますけれども、皆さんが財政的なことも一番大きなネックにもなってくると思うんですけども、避難場所が倒壊してしまったら、住民の皆様がどこへ避難したらいいのかかわからないので、早急に整備目標を立てることをお願いをしておきたいと思います。

それから、四つ目の学校施設の防災機能ということで、私がるる例を挙げて述べましたものはないということですけども、今度、余裕教室を最低限の備蓄をしていくということですけども、それと、防災公園もですね、広域避難地となっていますのでね、一切多分そういう防災機能は、一切全然とられてないのんかなと思うんですけどもいいんですかね。公園に関しては、もう1回、広域避難地となっている公園に関しては、再度ちょっとどのような防災機能、いまはゼロなのか、それとも今後国の補助金、メニュー等を使ってやっという考えられているのか、少しちょっともう一度再度御確認をさせていただきたいと思います。被災者支援システムは夏ごろにということ、ぜひ早急をお願いをしておきたいと思います。

それから、太陽光発電パネルですけれども、設置の補助金制度の導入ですけども、いま課長言われましたように、いま国も県ももう事態は相当刻々とスピードを上げて変わってくると思いますので、そういうことを県、国からの情報が入りましたら、もういち早く平群町は手を挙げていただいて、スピーディーな対応を御検討していただきますことをお願いをしておきたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

すみません、先ほど私のほうから申し上げました耐震、未耐震の施設で、若井総合会館と申し上げましたけども、名称が変わっております、人権交流センターの誤りでございますので、修正のほう、お願いしたいと思います。

それから、公園関係ですけども、北公園、中央公園の防災機能の話ですけども、いまあそこのその防災拠点としてのその二つの公園に、避難防災拠点の避難所として、しておるのは、そこへ集まってもらうっていうぐらいの話で、いわゆる次元の高い、以前にも御質問いただいておりますけども、地下タンクとかいろいろ先進地にはあるっていうふうには思っているんですけども、そういうレベルでの防災機能を施しているというふうな状況にはないというふうなことでございます。

○議 長

はい、窪君。

○8 番

要は、学校の避難所もまた防災公園としての二つの広域避難所も、そういう防災機能は全くないと受けとめさせていただいてもいいのではないかと思いますけれども、私、この質問させていただくにあたり、財政厳しい中でね、何でもかんでも町単独でっていうのは、いかないのはよくわかっております。国の財政支援制度、いま職員の皆さん、本当にいろんな政策でも、国のメニューを探して探して、本当に御苦労していただいて、財政が厳しくても知恵を出せば本当にいいまちになってくるんだなということを私は職員の皆さんに大変感謝しております。こういう今回の大震災を受けてですね、また、その気持ちをより一層発揮をしていただきたいと思いますですね。マンホールトイレのシステムとかでは、下水道地震対策緊急整備事業、国土交通省とか、また、耐震性貯水槽の整備でも消防庁でこういう補助金メニューがたくさんありますので、これ、いまからがスタートだと思うんですけども、そういう部分での防災機能を発揮する公園、また広域の防災公園に対して取り組んで、こういうのを取り組んでいただけるのか、再度御確認をさせていただきたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

先ほど、最初に答弁させてもらったようなことになると思うんですけども、非常に明確でなくて申し訳ありませんけども、いま議員のおっしゃったような

ことで、町としても財政がこういう状況の中で、一般財源でっていうのは、なかなか困難だと思ってます。いろんな補助メニューを使って、それを使いながら前向きに検討していきたいというふうなことでございます。

○議長

はい、窪君。

○8番

ありがとうございます。最後にですね、割と簡単に終わらせていただくようですけれども、この災害に強いまちづくりについては、今後も議会ごとに質問させていただきたいと思います。

最後に、町長に平群の災害に強いまちづくりへの御決意を一言お述べいただきたいと思います。

○議長

はい、町長。

○町長

本当に未曾有の大災害を受けましてですね、日本中が本当にいま緊張感にあふれているというふうに思っております。そういった中で、当然平群町といたしましても、いままでの取り組みだけでは御指摘のように非常に甘い部分がございますので、今後ですね、国や県の補助金を十分活用しながら安全・安心のまちづくりに職員一同邁進してまいりたいというふうに思っております。

○議長

はい、窪君。

○8番

ありがとうございます。本当に大震災が起こったときに、いつ起こるかわかりませんが、起こったときに、これもしてたらよかった、あれもしてたらよかったとか、そういうことを言わないためにも、全職員の皆様が平時から危機意識を持っていただいて取り組んでいただくことをお願いいたしまして、1項目めの質問は終わらせていただきます。

○議長

はい、総合政策課長。

○総合政策課長

大きい2項目め、自治体クラウドにつきまして導入した場合の削減可能額及び本町の今後の取り組みにつきまして御答弁申し上げます。

まず1点目の削減可能額でございますが、2市5町の共同調達を初めとして自治体クラウドによる経費削減が全国的に注目されており、本町におきましてもその導入に係るコストについての検討を進めているところであります。

本町においては、旧式でコストのかかる汎用機、いわゆるオフコンからパソコンへの切りかえは、平成13年から取り組みまして平成18年には完了しており、その時点で既にコスト削減しているため、クラウド化によってただいま述べられた2市4町のような大幅な電算委託料が大幅に下がるとは考えておりませんが、現在のところ、クラウド化によりましては、電算室内のサーバー類一式の消費電力や電算室内の冷房経費等が年間約130万円、5年で約650万円程度の経費が削減できるのではないかと考えております。

2点目の本町の今後の取り組みについてでございますが、本町の現在の基幹業務システムは、平成18年11月から本年10月末までの契約であり、ちょうど公開時期に当たりますが、来年度の住基法改正に係る詳細が未確定であるため、平成24年3月末まで5カ月契約延長した上で、平成24年4月よりクラウド化による新システムを稼働させるべく準備を進めているところでございます。IT化によるコンピューターシステム運用につきましては、各自治体は必要不可欠なものであり、管理運営経費も増高しつつありますが、技術革新も進む中で、経費の削減については、今後とも調査研究し、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。平成13年からオフからパソコンにということでコストダウン、コストの削減をしてるということですがけれども、いまちょっと再度確認ですけれど、平成24年4月からのこの新システムっていうんですかね、どういうものっていうふうにとらえたらよろしいんでしょうか。少しちょっとそこをもう少し説明をお願いしたいと思います。

○議 長

総合政策課長。

○総合政策課長

現在、本町の基幹システムにつきましては、御存じのようにいわゆる旧の本庁のところに電算室ございます。電算室にいわゆる住基のデータ等のサーバー等もございまして、そこで本町のデータすべて持つておるわけでございますけれども、それにつきましていまリースにつきましては、本年10月末のいわゆる基幹業務システムのリースにつきましては、本年の10月末で契約満了となる時期でございますけれども、先ほども申し上げましたように、住基法改正に伴います詳細が未確定であるということから、いわゆるそういったリース、ソ

フト、ハードともリース物件につきましても5カ月間契約延長した上で24年4月よりクラウド化と言いますか、いわゆるサーバーを本庁内に置かないということで、そういったシステムを庁舎外に置きましてですね、サーバーを置いてその辺を運用していくと、そういった予定でいま現在進めておるところでございます。

○議長

窪君。

○8番

クラウド化ということで、24年4月からということですが、それによる効果というのは、先ほどは電気代どうのこうのおっしゃってましたけども、それによつての効果というのは、あまりないということですか、それともどういふふうに受けとめたらよろしいのでしょうか。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

先ほども答弁申し上げましたように、いわゆる2市5町の経費につきましては、旧のオフコン、いわゆる汎用機を使つておつたためにですね、相当の経費がかかつておつたということで、平群町につきましては、もう既にもう13年から取り組んでまいりまして、そういった汎用機等は使用しておりません。パソコン等への切りかえが終わっております。そういったことからですね、いま現在、特にパソコン等の場合でしたら消費電力でもかなりのものになっております。特に、サーバー類での使用電力、またそれからコンピューターの環境につきましては、温度を18度に保つていかなきゃならないということで、かなりの冷暖房経費、冷房経費がかかつております。そういったことから、いま直ちに試算できるようなものとしたしましては、そういった電気代あるいは冷房代ということにつきましては、その程度の削減は見込めるんですけども、今後そういったいわゆるクラウド化によりますことにつきましては、もっともっと技術も革新を進んでいくということも含みまして、また、それ以外の経費の削減もできる可能性はあるかと思ひますが、いま現在ははっきりと言えることは、そういった経費につきましては削減できるというふうと考えております。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。ということは、平群は情報システムに関しては、割と先進的に進めてくださつたということがよくわかります。ただ、自治体経

営にこの情報処理のコストというのは、大変重くのしかかってくるのも、今後  
も法改正やいろんな条例改正等が出てきますので、しっかりと検証していた  
だき、電気代等、いまは電気代等の効果ということですが、そういうも  
のでも大事な皆様の税金をいただいておりますので、そういう部分でしっかりと  
このクラウドの導入に向けてお取り組みをお願いしまして、私の一般質問、終  
わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

窪君の一般質問、これで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 5時07分)